

# ディスクロージャー誌 2023

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)



## はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A新潟かがやきは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 6 月 新潟かがやき農業協同組合

(注 1) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

(注 2) 記載金額は百万円単位で表示しております。

(注 3) 諸計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。よって、合計欄および増加欄が一致しないことがあります。

## J A のプロフィール

(令和 6 年 3 月末現在)

◇組織名称	新潟かがやき農業協同組合 (J A 新潟かがやき)
◇設立	令和 4 年 4 月 J A 北蒲みなみ、J A ささかみ、J A 新津さつき、J A 新潟みらい、J A 越後中央の 5 J A が合併し発足
◇本店所在地	本店 : 新潟県新潟市西蒲区漆山 8833 営農経済本店 : 新潟県新潟市南区七軒字前 211-1
◇組合員数	58, 125 人
◇役員数	46 人
◇職員数	1, 423 人
◇出資金	124 億 12 百万円
◇貯金高	4, 262 億 79 百万円
◇貸出金高	1, 057 億 42 百万円
◇単体自己資本比率	17. 24%

## 目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. スローガン	2
3. 経営方針	3
4. 経営管理体制	4
5. 事業の概況（令和5年度）	5
6. 農業振興活動	13
7. 地域貢献情報	15
8. リスク管理の状況	18
9. 自己資本の状況	30
10. 主な事業の内容	31
【 経営資料 】	
『Ⅰ 決算の状況』	52
1. 貸借対照表	
2. 損益計算書	
3. 注記表	
4. 剰余金処分計算書	
5. 部門別損益計算書	
6. 会計監査人の監査	
『Ⅱ 損益の状況』	77
1. 最近の事業年度の主要な経営指標	
2. 利益総括表	
3. 資金運用収支の内訳	
4. 受取・支払利息の増減額	
『Ⅲ 事業の概況』	80
1. 信用事業	
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
(6) 預かり資産の状況	
① 投資信託残高（ファンドラップ含む）	
② 残高有り投資信託口座数	
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	
(1) 購買事業取扱実績	
① 受託購買品	
② 買取購買品	
(2) 販売事業取扱実績	
① 受託販売品	
② 買取販売品	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 利用事業取扱実績	
(5) その他事業取扱実績	
『IV 経営諸指標』	95
1. 利益率	
2. 貯貸率・貯証率	
『V 自己資本の充実の状況』	96
1. 自己資本の構成に関する事項	
2. 自己資本の充実度に関する事項	
3. 信用リスクに関する事項	
4. 信用リスク削減手法に関する事項	
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	

- 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
- 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- 9. 金利リスクに関する事項

『VI 連結情報』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112

- 1. グループの概況
  - (1) グループの事業系統図
  - (2) 子会社等の状況
  - (3) 連結事業概況
  - (4) 最近の連結事業年度の主要な経営指標
  - (5) 連結貸借対照表
  - (6) 連結損益計算書
  - (7) 連結キャッシュ・フロー計算書
  - (8) 連結注記表
  - (9) 連結剰余金計算書
  - (10) 農協法に基づく開示債権
  - (11) 連結事業年度の事業別経常収益等
- 2. 連結自己資本の充実の状況
  - (1) 自己資本の構成に関する事項
  - (2) 自己資本の充実度に関する事項
  - (3) 信用リスクに関する事項
  - (4) 信用リスク削減手法に関する事項
  - (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
  - (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
  - (7) オペレーショナル・リスクに関する事項
  - (8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
  - (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
  - (10) 金利リスクに関する事項

財務諸表の正確性等にかかる確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157

【JAの概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159

- 1. 機構図
- 2. 役員構成(役員一覧)
- 3. 組合員数
- 4. 特定信用事業代理業者の状況
- 5. 地区一覧
- 6. 沿革・あゆみ
- 7. 店舗等のご案内
- 8. ATMの設置・稼働状況

## ごあいさつ

平素より、私ども新潟かがやき農業協同組合(JA 新潟かがやき)をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

今年1月に発生いたしました、能登半島地震に被災された皆さまには心からお見舞い申し上げますとともに一日も早い復興復旧ができますことをお祈り申し上げます。県内でも大変大きな被害となり、共済支払金につきましては約166億円であり、その半分以上が私どものJA新潟かがやきの管内でありました。管内では、液状化や低温倉庫での米のはい崩れ、サツマイモの倉庫で荷崩れなどございました。能登半島地震以降私どもの共済担当が、共済連の職員と連携いたしまして被害の調査、共済金の支払いに当たったところがあります。被害に遭われた方からは、お礼の言葉を頂いており、今後もひと・いえ・くるまの総合保障を通じて共済事業に取り組んでまいりたいと思います。

農業を取り巻く環境につきましては、円安・生産資材の高騰と厳しい状況が続いておりますが、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行し、それ以降、日常生活が元通りになってきたところであります。

管内農業につきましては、記録的な猛暑・干ばつに見舞われ、大変厳しい状況でありました。米穀では作況指数95の「やや不良」となり、主力であるコシヒカリにおいては今まで経験したことのない等級低下を招きました。また、園芸等については相対的に数量は減少したものの単価高ということもあり、取扱実績は計画を上回ることができました。

施設の整備につきましては、8月に新津地区に、低温倉庫を竣工いたしました。この倉庫を活用し、実需に高品質な米を提供していきたいと考えておりますのでこれを機会に生産の拡大また農業所得の増大に努めてまいりたいと思います。

決算の状況につきましては、事業総利益はほぼ計画通りとなり事業管理費の抑制などにより事業利益は計画額3億9,748万円に対し、5億1,811万円を計上することが出来ました。事業外の収益・費用や特別損益、法人税・住民税を差引き、当期剰余金につきましては6億8,120万円となりました。

今期も、より一層のご利用とご指導、ご助言を心からお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

新潟かがやき農業協同組合

経営管理委員会会長 **伊藤 能徳**

経営管理委員会副会長 **遠藤 一雄**

代表理事理事長 **小野志乃武**

## 1. 経営理念

### J A新潟かがやきの経営理念

私たちは 人と恵まれた自然を大切にし 組合員 地域と共に  
農業振興と地域振興に取り組み 心豊かな暮らしに貢献します

◆ J A新潟かがやきは、人と自然を大切にします。

人と人との繋がりを大切にし、農業を通じて新潟平野の緑豊かな美しい自然を次世代へつなぎます。

◆ J A新潟かがやきは、農業と地域社会の発展に尽くします。

それぞれの地域の特色を活かし持続可能な農業を展開し、地域社会の発展に努めます。

◆ J A新潟かがやきは、心豊かな暮らしに貢献します。

食と農を基軸とした協同組合としての役割を発揮し、J A総合事業を通じて組合員・地域の皆さまと共に心豊かな暮らしの実現を目指します。

## 2. スローガン



### 『生きることは 食べること 支えあうこと』

食べることは生きるために不可欠であり、人が生きていくための源である農業を支えるのがJ Aである。また、人はひとりでは生きていけず支えあいながら生きていく。「支えあい」の精神を持つ協同組合らしさも入れた。J Aが人々にとって大切な、なくてはならない組織だということをシンプルでわかりやすい言葉で表しました。

## 『農業で夢を 未来をかたちに』

「農業経営育成」「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「不断の自己改革」「地域の活性化」の要素を盛り込み、次世代の農業者に、農業に夢と希望を持たせ、その夢の実現を支えるのがJAの役割である。また、農業を守り、未来の農業を創造していくことがJAの使命である。JAが未来永劫、なくてはならない組織であることを「夢」「未来」と表してスローガンとしました。

### 3. 経営方針

- ◆ 地域から「必要」「信頼」されるJAへ
- ◆ 期待に応え活力ある人材の育成へ「希望」「挑戦」
- ◆ 競争力のある事業展開へ「自信」「行動」

永続的に事業を実践するため組織・経営基盤を強化し 総合事業の提供を通じて 組合員・地域を支え続けるJAを目指します。

#### I・持続可能な地域農業の実現

「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」を目指し、営農指導、産地育成、地産地消などを推し進め、指導・販売事業が一体となって取り組み、持続可能な地域農業の実現に取り組みます。

#### II. 地域とつながる事業の展開と地域活性化への貢献

安心して暮らせる地域づくりと豊かな暮らしの実現を目指し、食と農、地域とJAを結ぶ事業を展開して「地域活性化」に貢献します。また、JAをもっと知っていただくため、それらの情報を発信することで組合員・地域住民との繋がりを拡充してJAのファンづくりと組織基盤強化に取り組みます。

#### III. 総合事業の継続に向けた経営基盤強化

近年の経営環境等の将来見通しに基づいた対応が急務であり、持続可能な経営基盤強化に向けて、経費削減、採算性の確保、新たな事業・業務展開による事業拡充を図り、収支改善に取り組みます。

また、人が育つ組織の実現に向け、組合員・利用者の負託に応えられる専門的な知識・技術を身に付けた質の高いサービスを提供できる職員を育成します。



## 〔自己改革〕

当JAは令和4年4月1日の合併により新たにJA新潟かがやきとしてスタートしましたが、組合員との対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に取り組んできました。

これまでに、かがやき農業振興支援事業による農業者の生産拡大支援、農産物の直接販売の拡大等に取り組んだほか、組合員との対話・意思反映の取り組みを進めました。

今後とも、JA新潟かがやきは、地域になくてはならないJAであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

## 4. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで専任担当を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

## 5. 事業の概況（令和5年度）

### 1. 一般的概況

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が「5類」に移行し、3年超ぶりに対面や移動等の様々な制限がなくなり、国内情勢は少しずつ以前の日常を取り戻す状況となりました。

国際情勢は依然として緊迫した状況が続いており、以前から上昇基調にあった食料、エネルギーや原材料等がさらに高騰し、農家経営やJA経営にも大きく影響を与えました。

令和6年元日には能登半島地震により、当組合管内も甚大な被害が発生いたしました。この地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災された皆様の生活が一日でも早く戻ることをお祈り申し上げます。農業は常に自然の驚異と隣り合わせです。猛暑や大規模地震など、自然の驚異に愕然とさせられました。

一方、国内経済は日経平均株価がバブル期の高値を約34年ぶりに上回り、令和6年3月には4万円台の最高値を付けました。また、日本銀行の政策変更により、マイナス金利政策を解除し金利の引き上げが決定されました。

「JA新潟かがやき」が発足し2年目を迎え、昨年に引き続き「農業者の所得増大と農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組むとともに、経営基盤の確立・強化を重点に掲げ、組合員・利用者の皆様から「必要」「信頼」されるJAを目指して事業に取り組んできました。

管内の農業生産につきましては、梅雨明け以降、過去に例のない高温・少雨により、管内の農畜産物全般が影響を受けました。稲作では、当JA管内を含む下越地区の作況指数は95の「やや不良」となり、主力品種のコシヒカリにおいては、今まで経験したことのない等級下落を招きました。このような状況により、当組合では令和5年産仮渡金価格に上乘せを行い、総額1億9,000万円余の支援を実施いたしました。

園芸では、大規模園芸産地育成に向けて、県・市補助事業の活用によるJAリース事業より園芸団地形成に取り組みました。

施設整備では、昨年着工いたしました、にいがた西地区の坂井輪支店及びにいがた西支店が完成し6月にオープンいたしました。新津地区の大型農業倉庫も完成し8月より稼働いたしました。

信用事業では、組合員・利用者のライフプラン実現のため、貯金・各種ローン・投資信託等ニーズに即した提案活動を積極的に取り組みました。また、JAバンクアプリ、JAネットバンク等の非対面チャネルの活用強化に取り組みました。

共済事業では、能登半島地震による建物更生共済における被害状況は、新潟西区を中心に6,200棟以上の家屋で被害が発生いたしました。1月6日より損害調査を始め、既に99%以上の調査を終了しており、共済金の支払いは、約73億円の支払いとなります。

以上の結果、事業利益5億1,811万円、経常利益9億3,129万円、当期剰余金6億8,120万円を計上することが出来ました。当年度におきましては、ご利用いただきました組合員・利用者の皆様からのご協力に感謝申し上げます。

以下、令和5年度の各事業の実績概況をご報告させていただきます。

## 2. 各事業の内容

### **指 導 事 業**

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を目指し、米穀、園芸、畜産取扱量の維持・拡大に努めてまいりました。

主食用米については、既存の販売先との複数年契約や独自販売米の拡大を図るなど販売力強化に取り組みました。

園芸生産については、かがやき農業振興支援事業による生産拡大支援や県・市町村との連携による「園芸1億円産地づくり」に取り組みました。

#### **【米】**

気象変動に負けない稲作りに向けて「土づくり資材緊急支援事業」を提案するなど高品質米生産運動に取り組みました。

また、実需者等からの需要に応じた米生産と適正な品種構成に向けた銘柄誘導、特別栽培米の生産拡大による環境保全型稲作を推進しました。

品質については、7月下旬から収穫期まで及んだ長期の異常高温が影響し、背白粒・心白粒の多発生によって管内全体で著しい品質低下を招き、飼料用米を除くJA全体の1等米比率は14.0%、コシヒカリでは大半の地域が0%台となり3等米比率が高まりました。一方、「新之助」の1等米比率は89.2%となり高い品質を維持することができました。

#### **【大豆・麦】**

大豆では、播種後の適度な降雨により出芽は良好でした。当初遅れ気味であった培土作業は後に進んだものの、梅雨明け後の異常高温と長期の無降雨によって干ばつの被害が発生しました。

この影響により大粒比率が低下するとともに着莢の遅れによる成熟不良も重なり、作柄は平年作を下回り、品質についてもやや不良となりました。

麦は小麦の「ゆきちから」と「夏黄金」が栽培されておりますが、排水対策と生育診断による適期追肥の指導を実施しました。小雪であったこともあり作柄は平年並から良、品質は平年並みとなりました。

#### **【園芸・畜産】**

新潟県園芸振興基本戦略による重点品目「たまねぎ」「えだまめ」「トマト」「いちじく」「切花」や地域品目を中心に、栽培指導会の開催、生育調査結果・病害虫予察情報等の発信を実施し高品質生産に取り組みました。

「たまねぎ」は、管内全域で作業機械を共同利用する体制を運用し機械化一貫体系の拡大に努めました。「えだまめ」は、管内各地で選果調整施設を稼働し多種多様な出荷販売に取り組みました。「いちじく」は、「いちじく塾」を7回開催し15名が技術習得に取り組みむとともに、6名の新規生産者が45aの栽培を開始しました。

大規模園芸産地の育成に向けては、県・市補助事業を活用しJAリース事業による園芸団地の形成に取り組みました。このうち、「ハウスすいか」は3名の生産者が53aを栽培し、「いちじく」は4名の生産者が74aの栽培に取り組みました。また、両品目ともに6年度の栽培拡大に向けて準備を進めました。

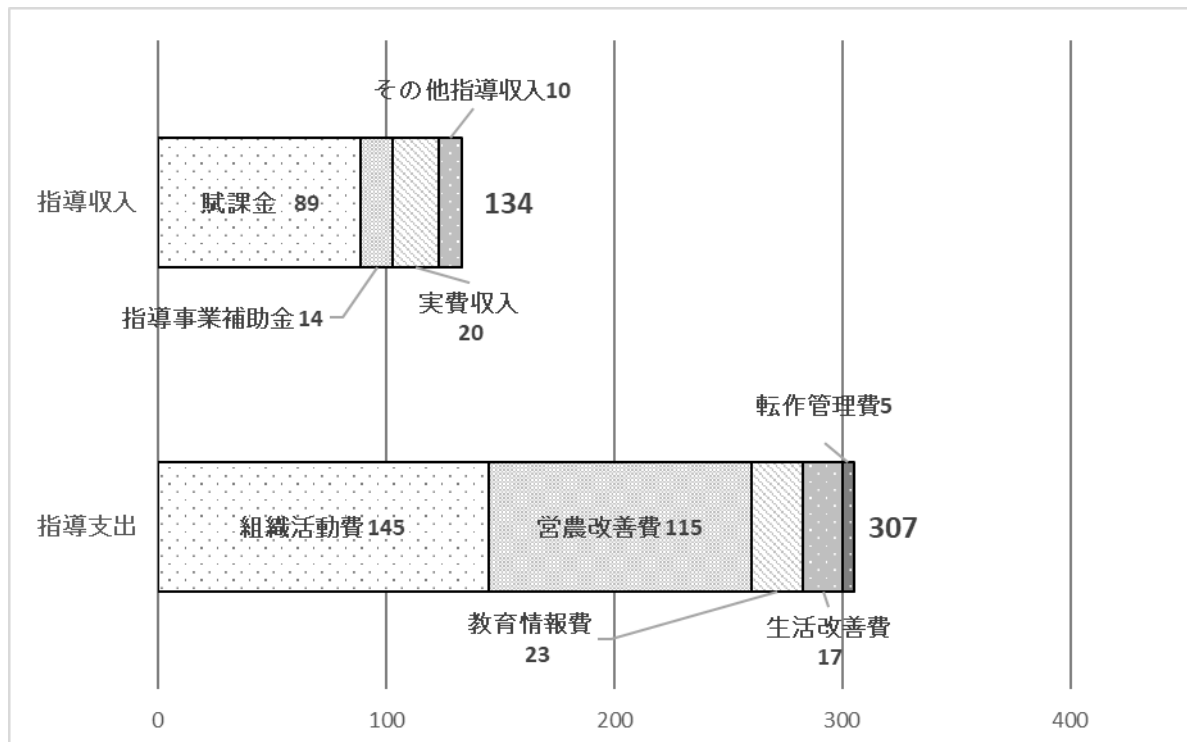
果実は、日本なしの火傷病による中国産花粉の取り扱い中止に伴う花粉の確保に向けて、県や市農業活性化研究センターからご協力をいただき、剪定枝を活用した早期

花粉採取に取り組みました。

畜産は、経営の安定化に向けて関係機関と連携し畜産コンサル推奨に取り組むとともに、若手畜産生産者の研修会、和牛生産者との黒毛和種子牛育成技術向上研修会の開催により、畜産生産者の知識と技術の向上に取り組みました。

また、新潟県ホルスタイン種大会であるブラック&ホワイトショーにおいて、管内生産者の乳牛がグランドチャンピオンに選ばれ、新潟県子牛共進会においても管内生産者の子牛が去勢の部、雌の部で最優秀賞を受賞しました。

○指導収支の内訳（単位：百万円）



## 販 売 事 業

### 【米穀】

令和5年産米は異常高温に見舞われ、JA管内を含む下越地区の作況指数は95の「やや不良」でしたが、集荷数量は契約対比99.3%となりました。販売については、収穫期が早まったことに加え卸の古米在庫が減少したことや新米の出荷が順調に進んだことから、年度内販売は主食用米で全体の64%、水田活用米穀で70%となりました。

雑穀は、精算数量が前年を下回ったものの精算金額が計画を上回ったことや、麦の取扱数量が増加したことから、取扱実績は計画を上回りました。

### 【青果物】

県・市・全農と連携し、大田市場にて「えだまめ」「すいか」のトップセールスを実施しました。記録的な猛暑・干ばつの影響から出荷量は伸び悩んだものの、野菜・果実ともに高単価で推移し、取扱実績は計画を上回りました。

### 【花卉・花木】

コロナ禍が収まり家庭内需要の減少が懸念されましたが、冠婚葬祭など業務需要の回復もあり鉢花・切花ともに販売は好調でした。しかし、作付減少に伴う出荷量の減少から取扱実績は計画を下回りました。

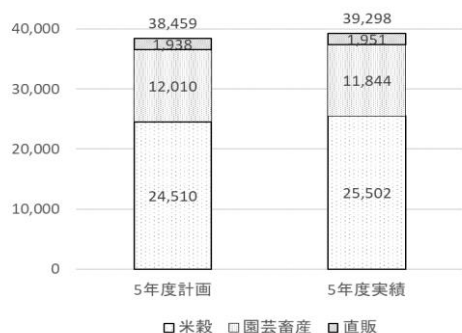
### 【畜産】

乳単価が上昇したものの、猛暑の影響や生産者の高齢化に伴う離農により出荷量が減少し、取扱実績は計画を下回りました。

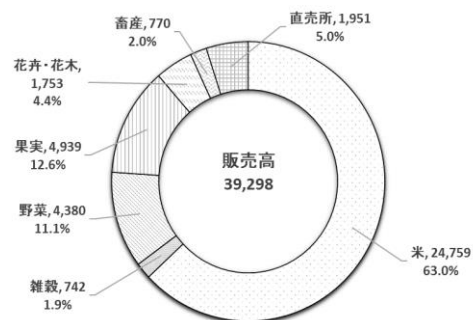
### 【直販】

直売所では新型コロナウイルス対策を講じながら少しずつイベントを再開することで集客を図りました。猛暑の影響で受託販売品が減少する時期などは買取販売品で補いながら品揃えを図り、全体の販売額はほぼ計画どおりとなりました。

◆販売高計画と実績（単位：百万円）



○販売高の内訳（単位：百万円）



【令和5年産米（主要3品種）の状況】

（飼料用米を除く）

	契約数量 (袋/30kg)	集荷数量 (袋/30kg)	契約比 (%)	1等米比率 (%)
コシヒカリ	1,875,834	1,834,109	97.8%	0.5%
こしいぶき	669,671	663,319	99.1%	5.9%
新之助	144,967	150,190	103.6%	89.2%

## 購買事業

### 【生産資材】

資材費が高騰するなかコスト低減を図るため、TAC（担い手渉外専任）と連携し、各種予約奨励の活用による予約推進を積極的に取り組みました。

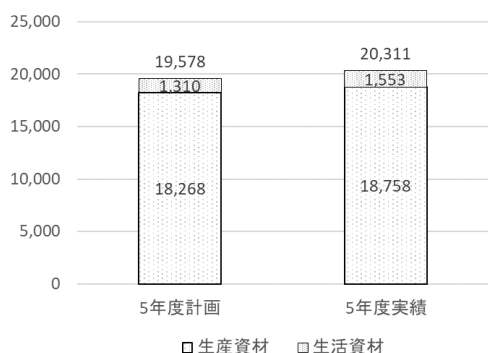
肥料は水稲用県下統一肥料「越後の輝き」に加えて、関東甲信越統一国産化成肥料（オール14）と管内有機資源を活用した新規商品「栄光のかがやき」についても取り扱いの拡大に努めました。農薬は大型規格の直送の取り扱い拡大に努めました。

農機部門は、円滑な機械作業を行うためのセルフメンテナンス講習と農業機械事故防止のための安全講習を開催するとともに、取り扱いが最終年となる共同購入トラクターの販売、6年度に販売予定の共同購入コンバインのご案内を開始し、推進活動を継続的に展開してまいりました。

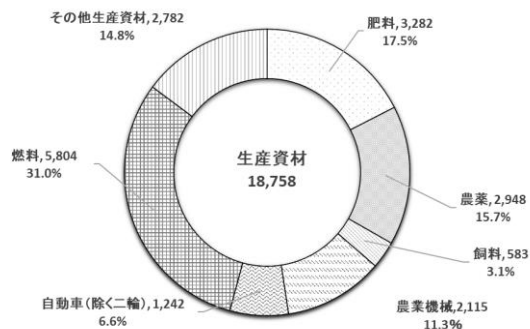
車両部門は、安全運転アシスト装着車のJAハイゼットはもとより、組合員・利用者のニーズに応じた車両販売に取り組むとともに、新たな車検検査項目に対応する機器の導入と新技術に対応した整備技術を取得いたしました。

燃料部門は、給油所で利用者に安価な燃料油の供給をおこなう「きらきらキャンペーン」を適時開催して供給量の増加に努めたほか、QRコード決済などのキャッシュレス決済を進めるためのキャンペーンも行いました。

### ◆購買品供給高の計画と実績（単位：百万円）

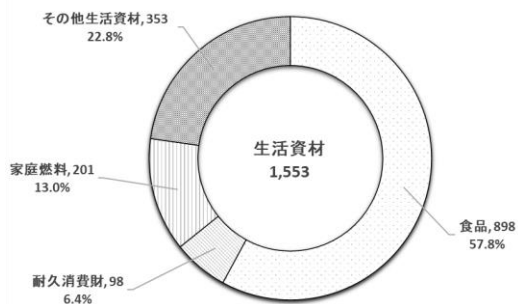


### ○生産資材の内訳（単位：百万円）



※ 購買品供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

### ○生活資材の内訳（単位：百万円）



## 信用事業

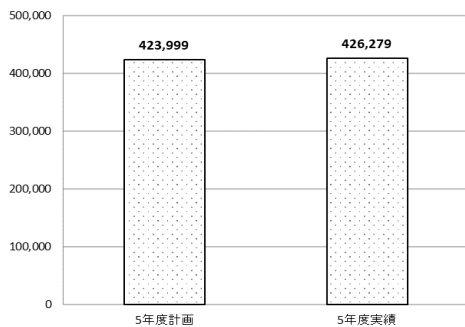
「JAバンク自己改革」の実践に取り組み、「農業の成長支援」「ライフプランサポート（※）の実践」「利用者保護等管理体制の強化」「貸出体制強化」を重点事項に掲げ、地域に必要とされるJAとなるべく事業展開を行いました。本年度も組合員及び利用者の皆様からより満足していただけるよう「CS（顧客満足度）・現場営業力強化プログラム」を継続し、お客様本位の営業体制確立と、自ら考え行動できる職員の育成に注力いたしました。

貯金は、猛暑の影響による農産物代金の減少、日米の金利差を主因とする円安の進行と世界的な政情不安による原材料費の高騰で物価上昇が止まらないなどのマイナス要因もありましたが、令和6年能登半島地震の共済金の支払いもあり、最終的に計画を上回りました。

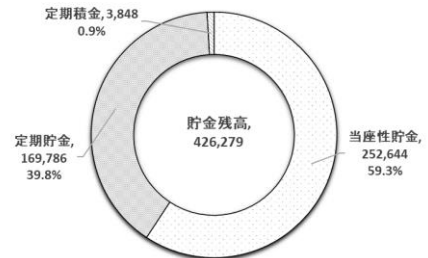
貸出金については持続可能な農業生産に貢献するべく、担い手を中心とした利子補給・保証料助成を活用した低利資金の提供に取り組みました。また、猛暑による収入減少に対応するため災害支援資金を創設し、積極的な経営支援も行いました。生活資金では住宅ローンを含めた各種ローンキャンペーンを展開した結果、ローン残高が増加し貸出金残高も計画を上回りました。

農業者・中小企業者及び住宅資金借入者の条件変更等の申し込みに対する金融円滑化への取り組みについては、計2件対応しました。

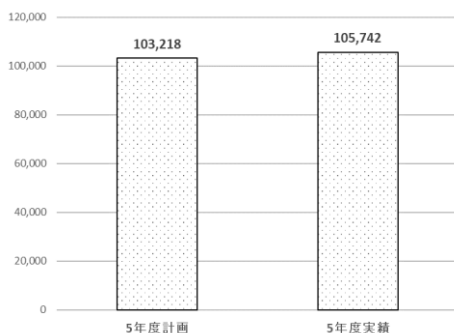
### ◆貯金残高の計画と実績（単位：百万円）



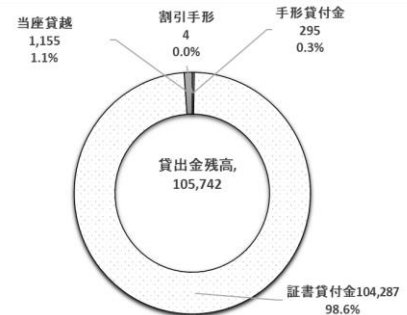
### ○貯金の内訳（単位：百万円）



### ◆貸出金残高の計画と実績（単位：百万円）



### ○貸出金の内訳（単位：百万円）



（※）ライフプランサポートとは

就職、結婚、出産、住宅購入、老後などに必要となる資金、病気や事故に備えるための資金の準備方法などの人生設計をお手伝い（サポート）することです。

## 共 済 事 業

組合員及び利用者の皆様に安心と満足を提供するため、年齢や家族構成に応じた保障点検活動を実践し「ひと、いえ、くるま」バランスの取れた最適な保障提案に取り組みました。

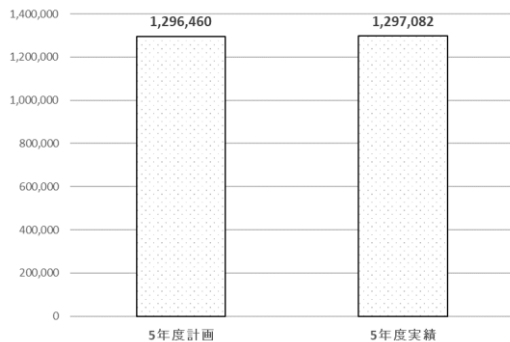
共済加入世帯への訪問活動を行い、生存保障タイプの介護共済や新商品の定期生命共済（通減定期設定型）、共済掛金率変更による一時払終身共済の増加により、保有高は計画を達成しました。

共済推進活動においては推進の適正化に向けて取り組むとともに、LA（ライフアドバイザー）とスマイルサポーター（窓口担当者）との連携により、組合員及び利用者の皆様のニーズに寄り添った活動、次世代層との接点強化に取り組みました。

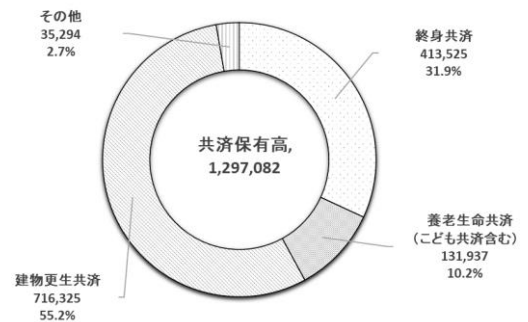
自動車共済の損害調査業務においては、契約者及び利用者の皆様からの事故受付、事故直後の相談及びアドバイス等の初期対応や事故解決後のフォロー活動を行い、満足度向上に努めました。

事務の効率化においては、携帯用タブレット端末機による契約手続きの更なる定着化に努め、ペーパーレス・キャッシュレス化が浸透し、利便性向上に繋がりました。

◆共済保有高の計画と実績（単位：百万円）



○共済保有高の内訳（単位：百万円）



共済金の支払状況

(単位：件・百万円)

		支 払 事 由	件 数	支 払 金 額
長 期 共 済	満 期 年 金 給 付 その他給付金	生命共済	5,219	7,673
		建物更生共済	7,384	4,747
		年金共済	7,478	2,694
		満期・その他給付金・年金合計	20,081	15,115
	事 故 共 済 金	生 命 共 済	2,458	3,890
		がん共済・定期医療・介護ほか	5,450	773
		年 金 共 済	52	105
		建 物 更 生 共 済	7,345	7,279
		長期事故共済金合計	15,305	12,048
		長 期 合 計	35,386	27,163
短 期 共 済	事 故 共 済 金	火 災 共 済	142	135
		自 動 車 共 済	4,536	1,244
		傷 害 共 済	83	15
		自 賠 責 共 済	115	44
		その他の短期共済	3	0
	短期事故共済金合計	4,879	1,440	
	長期・短期事故共済金合計	20,184	13,488	
	総 合 計 (事故・満期等・年金)	40,265	28,603	



## **管 理 部 門**

### **【法令等遵守態勢の確立及びリスク管理体制の強化に向けた取り組み】**

業務運営の適正化に取り組むとともに、組合員はもとより社会からのさらなる信頼を築くため、「コンプライアンス（法令等遵守に向けた行動等）基本方針」に基づき、法令等遵守態勢の確立と定着化に取り組みました。

また、「総合リスク管理方針」に基づき、JA全体の各種リスクを総合的に把握し、その特性を踏まえた適切な管理を行うとともに、経営の健全性と信頼性を確保するため、内部統制とコンプライアンスを包含したリスク管理体制の強化に取り組みました。

### **【地域貢献・食農教育の取り組み】**

各支店では感謝祭などのイベントの開催や地域のイベントへの参加などの取り組みを17地区で展開し、組合員・地域住民との結びつきを深めました。また、未来を担う子どもたちへ「食」と「農」の大切さを知ってもらうことを目的として、えだまめの栽培体験「親子あぐりスクール」を実施しました。

組合員の健康増進活動の一環として人間ドック受診の推進と受診費用の助成を行い、2,364名の皆様からご利用いただきました。

### **【組織基盤強化の取り組み】**

組合員の意思を事業に反映させ、組合員の民主的運営を図ることを目的として「地区活動委員会」を開催し、組合員との連携強化と意思反映に努めました。

また、准組合員の増加に伴い、准組合員の声を組合の組織・事業運営に反映することを目的として「准組合員モニター懇談会」を開催し、准組合員と常勤役員・幹部職員が意見交換を行いました。

### **【地域に向けた広報活動の展開】**

広報誌「かがやき」をはじめ、「地区だより」やコミュニティ誌「食支（たべさ）」の発行、ホームページ及びSNS、各種メディアなどを活用し、広報活動を展開しました。取り組みの一つとして、組合員・地域住民へ常勤役員が広報誌を通じたメッセージの発信、トップセールスやテレビ・新聞などで農畜産物やJA事業に関する情報発信を行いました。

また、「公式LINEアカウント」の運用を開始し、お得な情報をリアルタイムに発信することで、幅広い年代層に対して農業ならびにJA新潟かがやき及び管内で生産される農畜産物への理解向上に努めました。

上記の取り組みが評価され、令和5年度（第37回）JA広報大賞「総合の部」において、「大賞」を受賞しました。

### **【施設整備】**

にいがた西地区にて令和4年2月に着工した「坂井輪支店」「にいがた西支店」が令和5年5月に竣工し同年6月19日にオープンしました。

また、新津地区にて令和4年8月に着工した「新津低温倉庫」が令和5年8月に竣工し同月から稼働を開始しました。

## 6. 農業振興活動

### 【農業関係の持続的な取り組み】

○販売力強化に努め、「選ばれる産地」「売れる米の産地」を目指す  
実需に選ばれる産地形成に向け、全農販売・

J A独自販売とともに産地指定や契約数量の  
積上げを行うとともに、卸売会社などへ取  
引先へのトップセールスを実施して結び付  
きを強化しました。



産地指定・米卸結び付き数量率	
R5 年度目標	R5 年度実績
70%	67.7%

○「かがやき農業振興支援事業」の活用による農業者の生産拡大支援

意欲のある農業者の生産拡大に向けて、当  
J Aで購入した機械や資材等について奨励  
を行い、農業者の生産拡大にかかるコスト  
を低減するため、「園芸品目拡大支援事業」  
・「親元就農支援事業」・「かがやきお米  
のチカラ支援事業」の3種類の支援を実施  
し、農業生産拡大につながりました。



支援額	生産拡大面積	
R5 総支援額	R5 年度実績	
17,436 千円	水稲 : 36ha	園芸 : 6.5ha

○生産資材の予約率向上

各種予約奨励の活用による予約推進に積極的に取り組み、予約率は前年より1.5ポ  
イント上昇しました。また、農薬は大型規格の取扱拡大に努め、組合員が購入する農薬の  
コスト削減額は前年比109,526千円となりました。

生産資材の予約率	
R5 年度目標	R5 年度実績
73.5%	74.2%

## 【地域密着型金融への取り組み】

(中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況を含む)

農業メインバンク化・生活メインバンク化機能の強化、利用者保護等への対応を重点事項に掲げ、組合員・利用者の皆様の利用者満足度をさらに向上させ、地域住民の皆様が必要とされるJAとなるよう事業展開を行ってきました。貯金については各種キャンペーンによる個人貯金残高伸長、貸出金については利子補給等を活用した担い手への低利な農業資金の対応を行ってまいりました。また、中小企業者・農業者及び住宅資金借入者の条件変更等の申込みに対する金融円滑化の取り組みを行ってまいりました。

### ①農業者等の経営支援に関する取り組み方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本方針を定めています。

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末に期限を迎えましたが、引き続きこれまでと同様に真摯かつ丁寧に対応します。

### ②農業者等の経営支援に関する体制整備

当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、下記における体制を整備しています。

- 理事長以下、常勤理事・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- 常務理事(金融共済担当)を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

### ③農業資金の取り扱い

当JAでは、農業者向け資金を幅広くご用意し、地域農業の発展に努めています。また農業者向け資金の一部に対して利子補給事業を実施し、農業者の実質金利負担の軽減を図っています。

主な資金	資金の内容
農業生産資金	農業経営の合理化を図るために必要な資金
アグリマイティー資金	農地取得等、幅広い資金用途に長期に対応できる資金
農業近代化資金	機械・設備の取得等、農業経営の近代化を図るために必要な長期資金
農機具ローン	農機具の購入等に必要な資金
担い手支援資金 (愛称：アグリV、アグリVリミテッド)	担い手に対する農業生産に直結する設備・運転資金等
スーパーL資金	認定農業者が経営改善に必要な長期資金
その他農業資金	スーパーS資金およびサポートA等

## 7. 地域貢献情報

### (1) 社会貢献活動

#### ①環境に配慮した事業活動の取り組み

環境保全ならびに食の安全志向の高まりもあり、有機栽培米の生産に力を入れています。有機質肥料や自然由来の防除方法を用いることで、生物多様性の保護や安全で健康的な食品を提供しています。有機栽培によって、土壌の健康を維持し、次世代にわたって持続可能な農業の実現ならびに将来的な食料安全保障にも貢献しています。

また、JA女性部が中心となって、社会貢献とリサイクル活動の一環として「エコキャップ回収運動」の取り組みを行いました。回収されたキャップは再資源化を図ることで、CO2の発生抑制に寄与するとともに、再び製品に変わりポリオワクチン（小児麻痺）と交換する取り組みをおこなっています。



《有機栽培米の生産》



《エコキャップ回収運動》

#### ②食料支援の取り組み

当JAでは、組合員や直売所出荷者などと協力して野菜や米などをフードバンク等へ提供し、食料を必要としている方々へ届ける取り組みを行っています。また、地域の学校給食に地元産の食材を提供することで、子どもたちに栄養バランスの取れた食事を提供しています。この取り組みにより、子どもたちの健康を守り、地元農業の理解を深める取り組みをおこなっています。



《いいたお米プロジェクトへ米寄付》



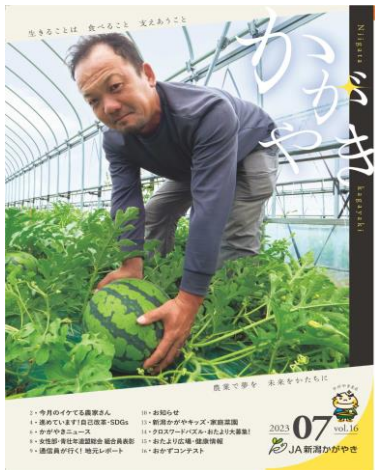
《学校給食に地元産の食材を提供》



### ③情報提供活動

管内各地域の話題、営農情報、JAからのお知らせを中心とした広報誌「かがやき」を毎月発行しています。また、地域住民の方に管内の旬な情報を発信するコミュニティ誌「食支（たべささ）」を年2回発行しています。

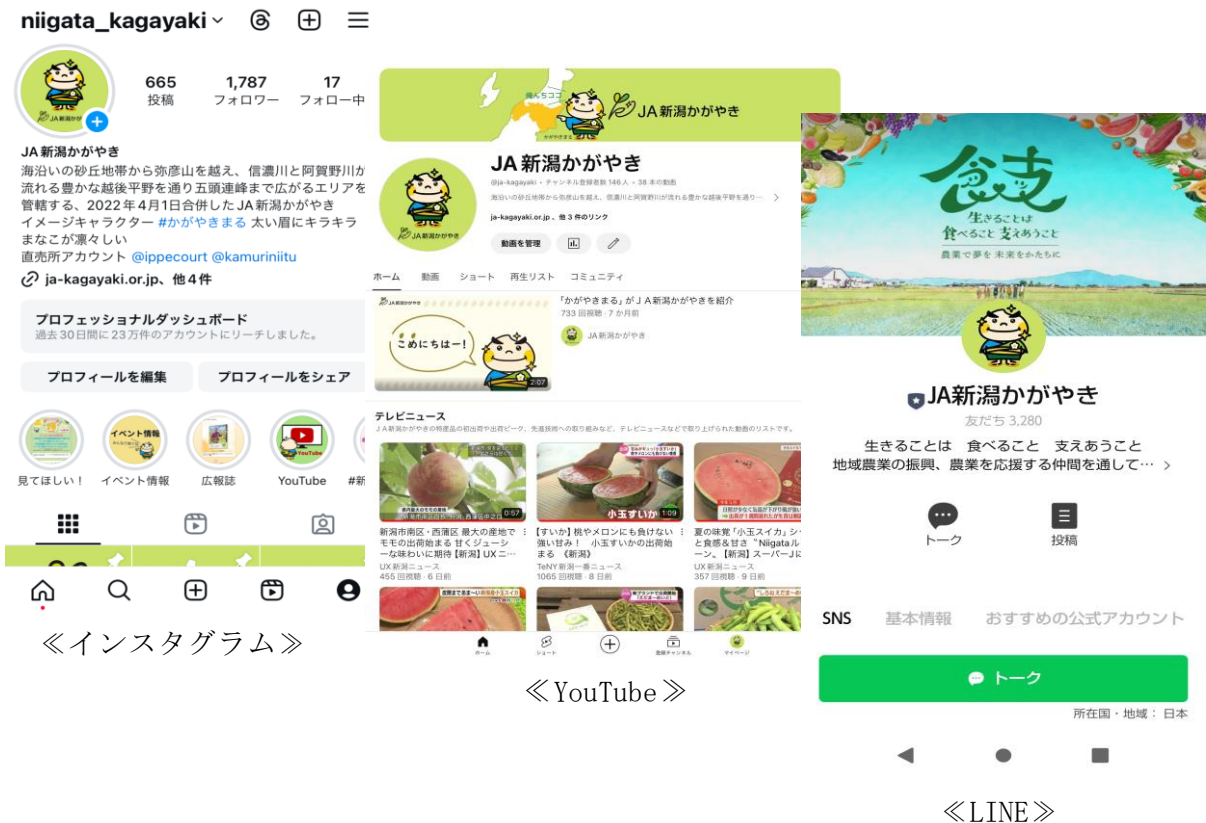
その他では、ホームページやInstagram、フェイスブック、XなどSNSの活用、YouTubeでの動画配信やLINEによるお得な情報を配信し、組合員や地域住民に対しての情報発信に努めています。



《広報誌「かがやき」》



《コミュニティ誌「食支（たべささ）」》



《Instagram》

《YouTube》

《LINE》

## (2) 地域貢献情報

各支店で取り組んでいる「くらしの活動」で、地域住民や地域の中学生と共同で幹線道路沿いの歩道等の清掃活動を行い、地域住民との交流や子どもたちに対して、環境保護の重要性や公共の場を大切にする意義を育む取り組みをおこなっています。

地域住民の安全と生活を守るため、本店などの建物を災害時の避難場所としての提供や自治体等と災害協定を締結し、緊急時の協力体制を取ることで、地域社会全体の防災力向上に努めています。

地域の子どもたちを対象にした農業体験を通じて、食の大切さや地元産食材の魅力を伝えることで、食に対する理解と関心を高めてもらうことを目的に、食農食育活動をおこなっています。



《中学生と清掃活動》



《農業体験》

## 8. リスク管理の状況

### 総合リスク管理方針

当JAは、組合員・利用者の皆様に安心してJAを利用していただくために、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると認識しています。

そのために、内部統制の4つの目的である「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「法令遵守」、「資産の保全」に関する内部統制の整備構築とその運用を基に、部署単位に発生するリスクはもとより、JA全体に係るリスクを総合的に管理し、健全かつ適正な業務運営を行うための体制を整備します。

また、この総合リスク管理方針に基づき、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理にとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理等を通じてリスク管理体制の充実・強化に努めます。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し、金融部融資課、各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維

持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスク管理委員会を毎月開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

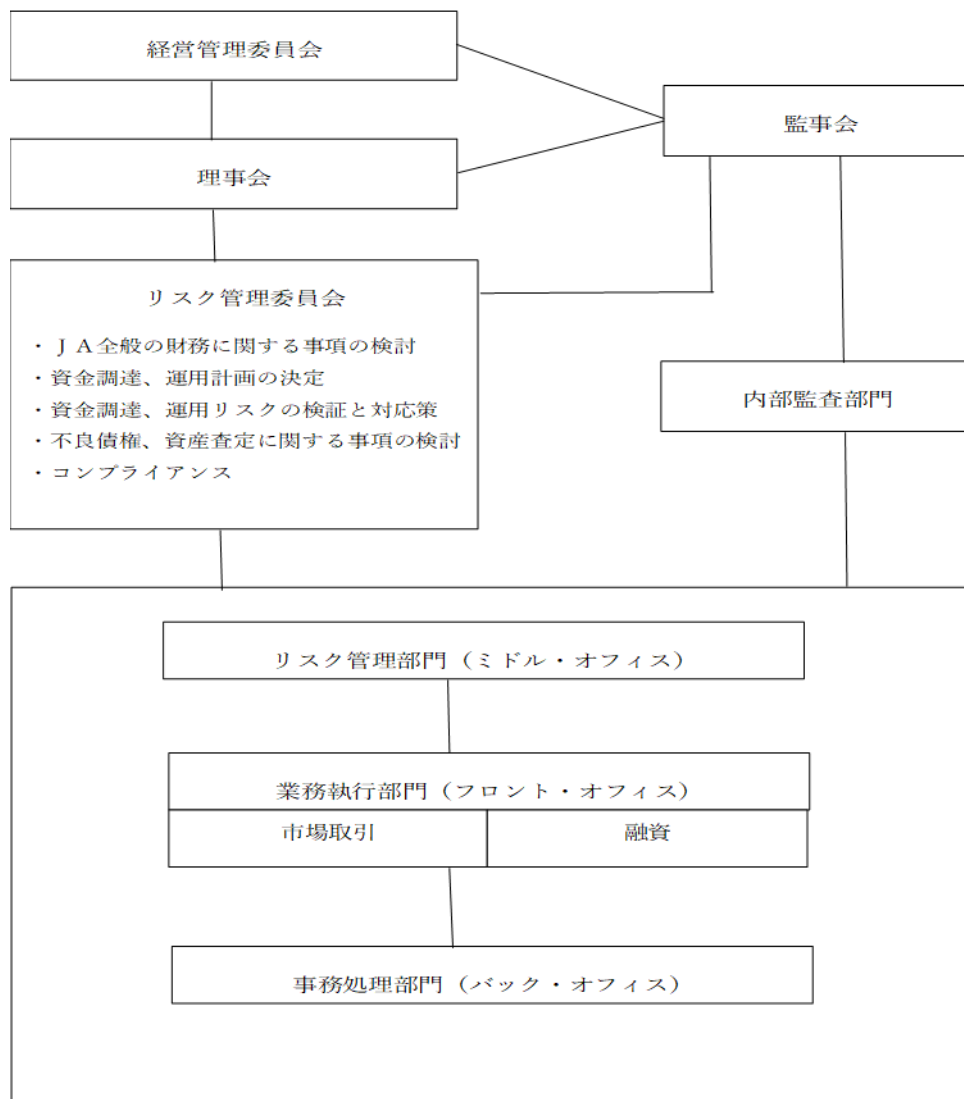
当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。



## 〔リスク管理体制図〕



## ◇法令遵守体制

### 〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### 〔コンプライアンス運営体制〕

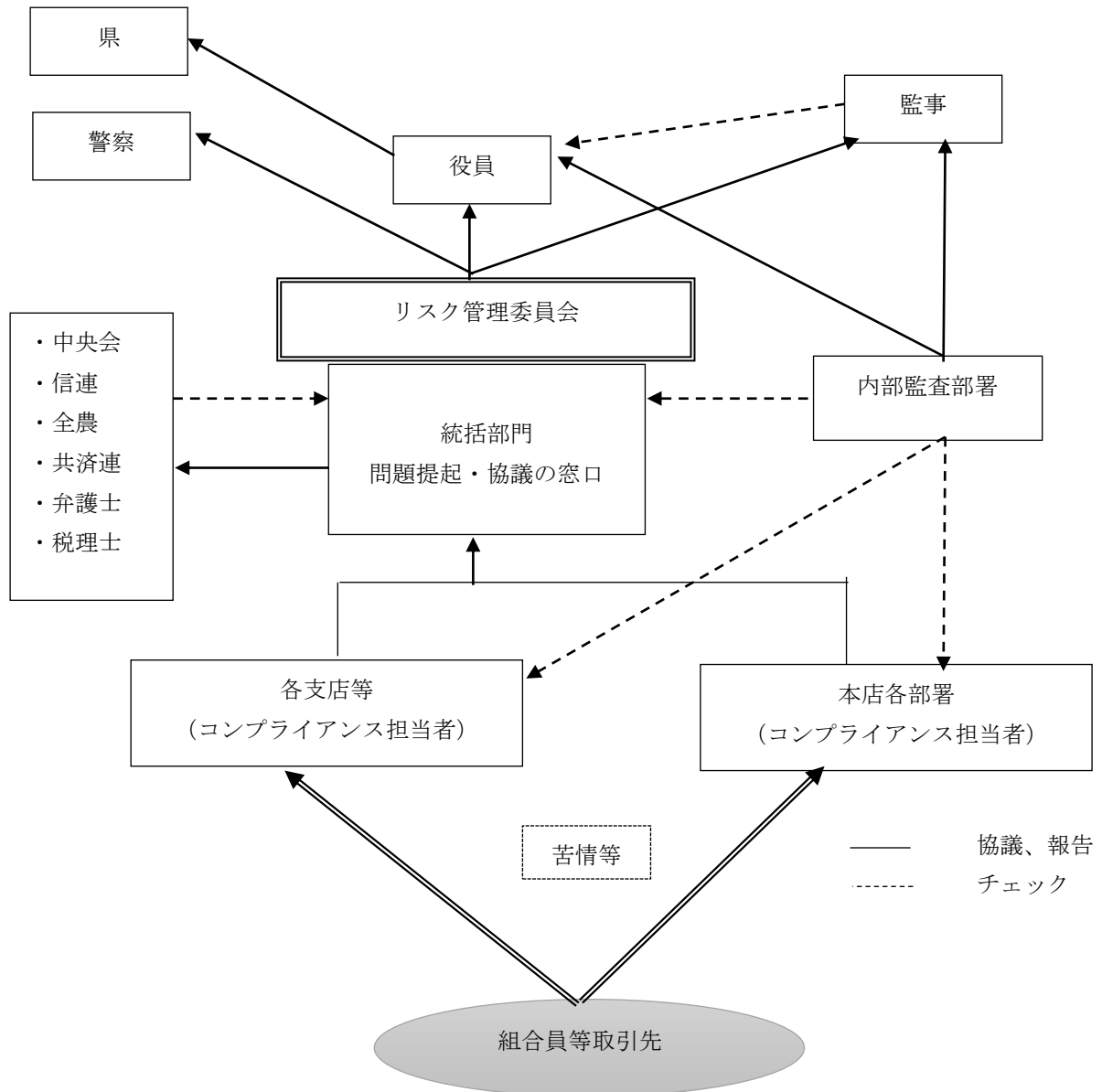
コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事専務を委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店室部・支店・アグリセンターにコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を本店・支店・アグリセンターに設置しています。

〔コンプライアンス運営体制図〕



◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の概要

当JAでは、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、信用事業・共済事業に関するご相談および苦情等を受付けております。

1. 相談・苦情の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じてJ A内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
2. 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
3. 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当J A経営陣に報告するとともに、J A内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

最寄りの支店のほか下記の窓口でも受け付けます。

信用事業相談・苦情等受付窓口：本店 金融部 金融課

電話番号：0256-77-8814

電子メール：[kinyu11@ja-kagayaki.or.jp](mailto:kinyu11@ja-kagayaki.or.jp)

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

共済事業相談・苦情等受付窓口：本店 共済部 共済業務課

電話番号：0256-70-1510

電子メール：[kyosaigyomu31@ja-kagayaki.or.jp](mailto:kyosaigyomu31@ja-kagayaki.or.jp)

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日および12月31日～1月3日を除く）

4. 一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所でも、信用事業に関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、J Aバンク新潟やご利用のJ Aに対して迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、J Aバンク相談所ではお答えできないこともございますので、当J Aの窓口にお問い合わせください。

一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

5. 全国共済農業協同組合連合会が設置・運営するJ A共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。

J A共済相談受付センター（J A共済連 全国本部）

電話番号：フリーダイヤル 0120-536-093

受付時間：午前9時～午後6時（月～金）

午前9時～午後5時（土）

（土日・祝日および12月29日～1月3日を除く）

## ② 紛争解決の概要

### ○信用事業

苦情などのお申し出については、当 J A が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。下記弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

名称	電話番号	受付日	受付時間
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581- 0031	月～金 (祝日、年末年始等除く)	9:30～12:00 13:00～16:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595- 8588	月～金 (祝日、年末年始等除く)	10:00～12:00 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581- 2249	月～金 (祝日、年末年始等除く)	9:30～12:00 13:00～17:00
新潟県弁護士会 示談あっせんセンター	025-222- 5533	月～金 (祝日、年末年始等除く)	9:00～12:00 13:00～17:00

上記弁護士会の利用に際しては、当 J A の窓口または J A バンク相談所にお申し出ください。

一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所 電話番号：03-6837-1359 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）
--

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

(1) 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

(2) 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は J A バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当 J A の受付窓口にご相談ください。

### ○共済事業

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当 J A が対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。また、当 J A は下記の外部機関をご紹介します、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供いたします。詳細は当 J A にお問い合わせください。

1. 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁より解決支援業務を行ないます。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

電話番号：03-5368-5757

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日および12月29日～1月3日を除く）

※自動車事故相手方への損害賠償に関わるものは、お取り扱いしていません。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しております。（認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号）

2. 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

自賠償共済の支払に関して、万一にもご納得いただけなかったのために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠償共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

※連絡先（住所・電話番号）につきましては、「自賠償のしおり」またはホームページをご覧ください。

3. 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センターの相談所が全国に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談のあっせんを無料で行っています。

※連絡先（住所・電話番号）につきましては、「自賠償のしおり」またはホームページをご覧ください。

4. 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守りため、公正な立場から和解のあっせんを無料で行っています。

※連絡先（住所・電話番号）につきましては、「自賠償のしおり」またはホームページをご覧ください。

## 5. 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

弁護士費用保障特約における共済金の支払有無・支払額等に関して、万一にもご納得いただけなかったときのための裁判外紛争解決機関として「日本弁護士連合会弁護士費用保険ADR」が設置されています。この機関では、保険会社等が推薦する保険精通者、学識経験者および弁護士からなる裁定委員が、公正な立場から紛争解決手続き（和解あっせん手続・裁定手続）および見解表明手続を行っています。

※連絡先（住所・電話番号）につきましては、ホームページをご覧ください。

### ◇金融商品の勧誘方針

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

### ◇情報セキュリティ基本方針

当JAは、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービス提供するため、JA内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当JAの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当JAは、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する

諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当 J A は、情報資産の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当 J A は、情報セキュリティに関して、業務に従事するものの役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当 J A は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるように努めます。
5. 当 J A は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

#### ◇個人情報保護方針

当 J A は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当 J A の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

##### 1. 関連法令等の遵守

当 J A は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 J A は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

##### 2. 利用目的

当 J A は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

### 3. 適正取得

当 J A は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

### 4. 安全管理措置

当 J A は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

### 5. 匿名加工情報の取扱い

当 J A は、匿名加工情報（保護法第 2 条第 6 項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

### 6. 第三者提供の制限

当 J A は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 J A は、番号利用法 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

### 7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当 J A は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

### 8. 開示・訂正・利用停止等

当 J A は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

### 9. 苦情窓口

当 J A は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

### 10. 継続的改善

当 J A は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継



継続的な改善に努めます。

#### ◇ J Aバンク利用者保護等管理方針

当 J Aは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていきます。

なお、本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当 J Aとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当 J Aが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当 J Aとの取引に伴い、当 J Aの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

#### ◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当 J Aは、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

##### 1. （管理態勢等）

当 J Aは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当 J Aの特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門

性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

#### 2. (マネー・ローンダリング等の防止)

当JAは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

#### 3. (反社会的勢力等との決別)

当JAは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

#### 4. (職員の安全確保)

当JAは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

#### 5. (外部専門機関との連携)

当JAは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

### ◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に経営管理委員会、理事会、監事に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに経営管理委員会、理事会、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 9. 自己資本の状況

### ◇自己資本比率の状況

自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額を自己資本比率といいます。自己資本比率が高ければ高いほど安全かつ信頼性が高いとされており、国内基準を採用する金融機関では4%以上、国際統一基準は8%以上が必要とされています。

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年3月末における自己資本比率は、17.24%となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	新潟かがやき農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	12,412百万円（前年度12,669百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総合的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

## 10. 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

#### [信用事業]

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

#### ◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

#### ◇貸出業務

農業者の協同組織金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

#### ◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実に迅速にできます。

#### ◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）、投資信託の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

#### [共済事業]

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇貯金商品一覧

貯金の種類		特 色	期 間	お預入れ額
総合口座	普通貯金 決済用普通貯金	一冊の通帳に、普通貯金、定期貯金がセットでき、お預かりの定期貯金を担保とする自動借入もできる便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上
	定期貯金	①貯める ②増やす ③支払う（公共料金・クレジット等） ④受け取る（給料・年金・配当金等） ⑤借りるの5つの機能を持った優れたもので、お財布代わりとしてお勧めします。 また、キャッシュカードは、全国のJA、銀行、郵貯等のキャッシュコーナーでご利用いただけます。	「定期貯金」欄に同じ	
	大口定期貯金 スーパー定期 据置定期貯金 期日指定定期貯金 変動金利定期貯金			
	大口定期貯金		お預け入れ期間が、1ヵ月から10年と短期から長期の運用まで、目的に応じて自由にお選びいただけます。	1ヵ月以上10年以内
定期貯金	スーパー定期	お預け入れ時の利率が、満期まで変わらない確定利回りで、運用できます。	1ヵ月以上10年以内	1円以上
	期日指定定期貯金	1年複利のお得な定期貯金です。据置期間経過後は期日指定により、ご希望の日にお引き出しになれます。特にお申し出がない場合は、最長お預け入れ期間を満期とする自動継続となります。	最長3年 (据置期間1年)	1円以上
	変動金利定期貯金	金利実勢にそって6ヵ月毎にお預かり利率が変動する、満期一括受け取りの定期貯金です。	1年、2年、3年	1円以上
	据置定期貯金	満期日は、お預け入れ日の6ヵ月経過後から5年までの間の任意の日を指定でき、元金の一部払出も可能です。また、お預け入れ期間に応じた有利な金利が適用されます。	最長5年 (据置期間6ヵ月)	1円以上
	積立式定期貯金	積立金を1口毎に期日指定定期貯金として随時預入、据置期間経過後、全部または一部について払い戻しいたします。	据置期間1年	1円以上
	定期積金	目標額に合わせて分割してお積み立ていただけます。お積み立て方法には定額式、目標式のほか、増減通減式、満期分算式などもありますので、プランに合わせてお選びいただけます。	6ヵ月以上10年以内	1千円以上
譲渡性貯金	満期日前、満期日以降に譲渡することができます。	1週間以上5年以内	1千万円以上	
当座貯金	お支払には、安全で便利な小切手、手形をご用意いたします。 ※無利息です。	出し入れ自由	1円以上	
普通貯金	出し入れ自由。給料・ボーナス・年金などの受取口座、公共料金等の引落口座としてもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
決済用普通貯金	従来の普通貯金（個人のお客様は総合口座と同様）のお取扱ができます。 ※無利息です。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、より有利な運用ができる金額階層別金利となっています。キャッシュカードがご利用いただけます。なお、普通貯金と貯蓄貯金の間の振替サービス（スウィングサービス）がご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
通知貯金	まとまった資金の短期運用に有利です。解約は一括して払い戻します。ただし、解約日の2日前までにご通知ください。	7日以上	5万円以上	
財形貯金	一般財形貯金	給料から天引きで、お勤めの方々の財産づくりには最適な積立貯金です。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	給料から天引きで、ご自分の生活設計に合わせて、年金タイプでお受け取りになる有利な積立貯金です。また、550万円まで（財形住宅と合算）退職後においても非課税の特典が受けられます。	積立期間 5年以上 据置期間 6ヵ月以上5年以内 受取期間 5年以上20年以内	1円以上
	財形住宅貯金	給料から天引きで、マイホームのご計画に合わせて、住宅取得資金づくりに最適な積立貯金です。また、550万円まで（財形年金と合算）非課税の特典が受けられます。	5年以上 (エンドレス型)	1円以上

(注) 上記貯金は、譲渡性貯金を除き、貯金保険制度による保護の対象となります。保護の範囲は、当座貯金および決済用普通貯金は全額、それ以外の貯金等は合算して元本1,000万円までとその利息等となります。

## ◇国債商品一覧

種 類	期 間	申込単位	発行月
長期利付国債	10年	5万円	毎月
中期利付国債	2年・5年	5万円	毎月
個人向け国債	3年・5年・10年	1万円	毎月

## ◇投資信託商品一覧

ファンド名	ファンド名
農中日経225オープン	JA日本債券ファンド
農林中金<パートナーズ> 長期厳選投資 おおぶね	農林中金<パートナーズ> 米国株式S&P500インデックスファンド
農林中金<パートナーズ> J-REITインデックスファンド (年1回決算型)	農林中金<パートナーズ> つみたて米国株式 S&P500
農林中金<パートナーズ> つみたて日本株式 日経225	農林中金<パートナーズ> 日米6資産分散ファンド (資産形成コース)
農林中金<パートナーズ> 日米6資産分散ファンド (安定運用コース)	農林中金<パートナーズ> 先進国債券ファンド (部分為替ヘッジあり)
農林中金<パートナーズ> 先進国債券ファンド (為替ヘッジなし)	Oneニッポン債券オープン
HSBC世界資産選抜 育てるコース (資産形成型)	HSBC世界資産選抜 収穫コース (予想分配金提示型)
HSBC世界資産選抜 充実生活コース (定率払出型)	HSBC世界資産選抜 種まきコース (安定運用型)
セゾン・グローバルバランスファンド	セゾン資産形成の達人ファンド
農林中金<パートナーズ> おおぶね J A P A N (日本選抜)	農林中金<パートナーズ> おおぶねグローバル (長期厳選)
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	グローバル・リート・インデックスファンド (資産形成型)

- 注)1. 投資信託は貯金等ではありません。  
2. 投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。  
3. J Aバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。  
4. 投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債権・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

◇貸出商品一覧

		ご 利 用 いただける方	お使いみち	ご 融 資 額	ご融資期間	返済方法	保証・担保
個 人 ロ ン	住宅ローン	18歳以上で一定の要件を満たしている方	○ 住宅の新築 ○ 新築・中古住宅の購入 ○ 住宅の増改築 ○ 土地の購入 ○ 他行住宅ローン借り換え  ○ 上記とあわせて他金融機関等からの借入中の目的ローン等の残債務の借り換え	10万円以上10,000万円以内（所要金額に対し自己資金が20%以上必要）	3年以上50年以内（うち1年の返済据置可）	元利均等返済 元金均等返済	ご融資対象の土地、建物の担保および農業信用基金協会の保証が必要です。
	100%応援型	18歳以上で一定の要件を満たしている方	○ 住宅の新築 ○ 新築・中古住宅の購入 ○ 住宅の増改築 ○ 土地の購入  ○ 上記とあわせて他金融機関等からの借入中の目的ローン等の残債務の借り換え	10万円以上10,000万円以内で、所要資金の100%以内	3年以上50年以内（うち1年の返済据置可）	元利均等返済 元金均等返済	ご融資対象の土地、建物の担保および農業信用基金協会の保証が必要です。
	借換応援型	他行住宅ローンを借入してから1年以上経過している18歳以上の方で一定の要件を満たしている方	○ 他行住宅ローン借り換え ○ 借換と合わせた住宅の増改築  ○ 上記とあわせて他金融機関等からの借入中の目的ローン等の残債務の借り換え	10万円以上10,000万円以内	3年以上40年以内（原則として既住宅ローン残存期間内）	元利均等返済 元金均等返済	ご融資対象の土地、建物の担保および農業信用基金協会の保証が必要です。
	リフォームローン	18歳以上の方で一定の要件を満たしている方	○ 住宅の増改築・改装	10万円以上1,000万円以内	1年以上15年以内	元利均等返済	県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。ただし、対象施設が家族名義の場合は所有者の方が連帯債務または連帯保証となります。
	多目的ローン	18歳以上で一定の要件を満たしている方	生活に必要とする資金（資金使途・所要金額が見積書等で確認できること。）	10万円以上500万円以内	6ヶ月以上10年以内	元利均等返済	県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。必要に応じて連帯保証人1名以上をお願いします。
	マイカーローン	18歳以上で一定の要件を満たしている方	自動車購入、車検等に必要資金や借換資金にお使いいただけます。	10万円以上1,000万円以内	6ヶ月以上10年以内		
	教育ローン	18歳以上で一定の要件を満たしている方	ご子弟の入学料、授業料、アパート家賃等の入学・在学資金にお使いいただけます	10万円以上1,000万円以内	6ヶ月以上15年以内（在学期間+9年）		
	農機具ローン	18歳以上で一定の要件を満たしている方	農機具の購入等に必要資金にお使いいただけます	1,800万円以内	1年以上10年以内（法定耐用年数以内）	元利均等返済 元金均等返済	県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
	賃貸住宅ローン	20歳以上で一定の要件を満たしている方	賃貸住宅の建設等に必要資金にお使いいただけます	100万円以上40,000万円以内	1年以上30年以内（法定耐用年数以内）	元利均等返済	ご融資対象の土地、建物の担保および農業信用基金協会の保証が必要です。
	カードローン	20歳以上で一定の要件を満たしている方	ご自由です	10万円以上300万円以内（10万円単位）	契約期間1年（1年毎に自動更新） （50万円以内の場合は70歳で更新なし、50万円超の場合は65歳で更新なし）	約定返済	県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
提携型ローン	三菱UFJエコス（株）、（株）ジャックス、全国保証および協同住宅ローン（株）と提携した各種ローンをお取扱しています						
受託貸付業務	農林漁業金融公庫資金、新潟県持家住宅建設資金、進学資金にご利用いただくため、国民生活金融公庫の資金をお取扱しています						
農業生産資金	農業者等の方	農業経営に必要な資金	所要資金の範囲内（設備資金は原則として事業費80%以内）	(短期) 1年以内  (長期) 15年以内うち据置期間3年以内	期日一括返済 随時返済  元利均等返済 元金均等返済 元金不均等返済	原則として県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。必要に応じて担保または連帯保証人1名以上をお願いします。	
アグリマイティー資金	組合員、農業者等の方	農業生産・農産物加工・地域活性化等に必要資金	事業費の100%以内	(短期) 1年以内  (長期) 25年以内うち据置期間3年以内	期日一括返済  元利均等返済 元金均等返済	原則として県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。必要に応じて担保または連帯保証人1名以上をお願いします。	

	ご 利 用 いただける方	お使いみち	ご 融 資 金 額	ご融資期間	返済方法	保証・担保	
担い手支援資金「アグリV」	JAが担い手と認定した組合員等の方	【アグリV】 農業経営に必要な設備・中、長期運転資金 農地取得、農地借地料等の支払いに必要な資金	所要資金の範囲内 かつ100万円以上 2,000万円（累計） 以内	1年以上20年以内 （うち据置期間2年 以内）	元金均等返済	原則として県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。必要に応じて担保または連帯保証人1名以上をお願いします。	
	JAが担い手と認定した組合員等の方 （法人・団体に限る）	【アグリVリミテッド】 農業経営に必要な設備・中、長期運転資金					
特別当座貸越「サポートA」	要項に定める組合員の方	農業経営に必要な運転資金	個人 1,000万円以内 法人・団体等 3,000万円以内	1年以内（契約期間 1年）	期日一括返済	原則として県農業信用基金協会保証または連帯保証人1名以上。必要に応じて担保をお願いします。	
事業 資 金	一般事業資金	組合員および事業者の方	事業を営むために必要な資金	所要資金の範囲内	(短期) 1年以内	期日一括返済	原則として県信用保証協会保証または県農業信用基金協会保証または担保のうちいずれかをお願いします。必要に応じて連帯保証人1名以上をお願いします。
					(長期)・設備資金 35年以内うち据置期間2年以内・運転資金5年以内	元利均等返済 元金均等返済	
金	賃貸住宅資金	土地を保有する組合員の方	賃貸住宅の建設等に必要な資金	所要資金の範囲内	35年以内うち据置期間1年以内	元利均等返済 元金均等返済	ご融資対象の土地、建物の担保、及び必要に応じて連帯保証人1名以上をお願いします。
生 活 資 金	一般生活資金	組合員および個人の方	生活に必要とする資金（資金使途が確認できるもの）	500万円以内で所要資金の範囲内	(短期) 1年以内	期日一括返済	原則として県農業信用基金協会保証または連帯保証人1名以上または担保のうちいずれかをお願いします。
					(長期) 10年以内うち据置期間1年以内	元利均等返済 元金均等返済	
	住宅資金	組合員および個人の方	敷地の購入・住宅の新築、購入、増改築等に必要な資金ならび他行住宅ローン借換資金	所要資金の範囲内	40年以内うち据置期間2年以内	元利均等返済 元金均等返済	原則として県農業信用基金協会保証または連帯保証人1名以上。必要に応じて担保をお願いします。
金	教育資金	組合員および個人の方	ご子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等の教育に関する資金	所要資金の範囲内	15年以内（在学期間+9年）	元利均等返済	原則として県農業信用基金協会保証または連帯保証人1名以上または担保のうちいずれかをお願いします。
制度資金		農業近代化資金・スーパー L資金・スーパーS資金・農林水産業振興資金・中山間地域活性化資金・中小企業制度資金等の各種制度資金をお取り扱いしています。					

(注) 上記一覧は主な商品に記載しています。



◇為替手数料

令和6年2月1日

		同一店内宛	本支店宛	系統金融機関宛	他金融機関宛
送金手数料				440円/件	普通扱(送金小切手) 660円/件
振 込 手 数 料	窓口利用				
	5万円未満	110円/件	220円/件	220円/件	660円/件
	5万円以上	110円/件	440円/件	440円/件	770円/件
	窓口利用 (視覚障がい者等代筆が必要な方)				
	5万円未満	110円/件	110円/件	110円/件	220円/件
	5万円以上	110円/件	330円/件	330円/件	440円/件
	自動化機器利用 (A T M)				
	5万円未満	110円/件	110円/件	110円/件	220円/件
	5万円以上	110円/件	330円/件	330円/件	440円/件
	機械利用 (電磁的記録媒体・定時自動送金・端末自動送信(総合振込))				
	5万円未満	110円/件	110円/件	110円/件	440円/件
	5万円以上	110円/件	330円/件	330円/件	550円/件
個人向け J A ネットバンク利用					
5万円未満	無 料	無 料	110円/件	220円/件	
5万円以上	無 料	無 料	330円/件	440円/件	
法人 J A ネットバンク / J A データ伝送サービス利用					
5万円未満	無 料	無 料	110円/件	220円/件	
5万円以上	無 料	無 料	110円/件	440円/件	
代金取立手数料	①交換所で取立を行うもの			440円/通	
	②交換所を通さず郵便等で取立を行うもの			1,100円/通	
その他の諸手数料	送金・振込の組戻料	880円/件			
	取立手形組戻料	1,100円/通			
	取立手形店頭呈示料	1,100円/通			※ただし、所定手数料を超える取立経費を要した場合は、その実費を徴収する。
	不渡手形返却料	1,100円/通			
	地方税の収納機関への振込				納付書1枚につき振込先金融機関に応じた窓口利用の手数料とする。ただし、全期分もしくはは

◇提携金融機関 ATM利用手数料

ご利用の金融機関	お取引内容	曜日※1	時間帯								
JAバンク	入出金	平日	終日 無料								
		土曜日	終日 無料								
		日曜日	終日 無料								
		祝日	終日 無料								
三菱UFJ	出金	平日	08:45	無料	18:00	左記時間帯以外 110円					
		土曜日	終日 110円								
		日曜日	終日 110円								
		祝日	終日 110円								
ゆうちょ銀行	入出金	平日	08:45	110円	18:00	左記時間帯以外 220円					
		土曜日	終日 220円								
		日曜日	終日 220円								
		祝日	終日 220円								
セブン銀行 ローソン銀行 E-net※2	入出金	平日	07:00	220円	08:45	08:45	110円	18:00	18:00	220円	23:00
		土曜日	07:00	220円	09:00	09:00	110円	14:00	14:00	220円	23:00
		日曜日	07:00 220円 23:00								
		祝日	07:00 220円 23:00								
その他 (MICS提携)	出金	平日	08:45	※3	18:00	左記時間帯以外 ※3					
		土曜日	※3								
		日曜日	※3								
		祝日	※3								

なお、祝日が土曜日と重なる場合は、日曜・祝日その他時間帯のご利用手数料となります。

※1：稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。

※2：主にファミリーマートなどをご利用いただけます。

※3：金融機関により、手数料が異なります。詳しくは、ご利用になる金融機関のATM手数料情報等をご確認ください。

上記は、JAバンクのキャッシュカードご利用の場合です。残高照会は時間帯にかかわらず無料でご利用いただけます。

信用業務取扱手数料一覧表

令和6年6月1日

取扱手数料項目			手数料	備考		
項目	細目	単位				
貯金業務	(1) 貯金残高証明書					
	①	窓口端末機発行	1通	550円	・受付の都度	
	②	継続発行	1通	330円	・発行の都度	
	③	手書き発行	1通	660円	・受付の都度	
	④	監査法人向け	1通	2,200円	・受付の都度	
	(2) ICキャッシュカード <sup>®</sup> 新規発行手数料(個人・法人)			1枚	無料	・受付の都度
	(3) 再発行手数料					
	①	貯金通帳	1冊	1,100円	・受付の都度	
	②	貯金証書	1通	1,100円	・受付の都度	
	③	ICキャッシュカード <sup>®</sup> (個人・法人)	1枚	1,100円	・受付の都度	
	(4) 通帳レスから有通帳への切替手数料			1冊	1,100円	・受付の都度
	(5) 小切手等用紙発行代					
	①	署名鑑登録・変更手数料	1回	5,500円	・受付の都度	
	②	小切手帳(50枚綴)	1冊	2,200円	・交付の都度	
		小切手帳(25枚綴)	1冊	1,320円	・交付の都度	
		小切手(バラ10枚単位)	1セット	550円	・交付の都度	
	③	約束手形帳(50枚綴)	1冊	2,200円	・交付の都度	
		約束手形帳(25枚綴)	1冊	1,320円	・交付の都度	
		約束手形(バラ10枚単位)	1セット	550円	・交付の都度	
	④	自己宛小切手	1通	550円	・交付の都度	
	(6) 未利用口座管理手数料			1口座	1,320円	・年額
	(7) 口座振替手数料					
①	電子記録媒体交換	1件	55円	・決済の都度		
②	帳票交換	1件	88円	・決済の都度		
(8) 貯蓄貯金振替サービス手数料			1回	55円	・振替の都度	
(9) 取引明細照会作成手数料						
①	10年以内	1通	550円	・交付の都度		
(10) JAネットバンク月額利用料						
①	個人向けJAネットバンク月額利用料	1契約	無料			
②	法人ネットバンク月額利用料					
	基本サービス(照会・振込サービス)	1契約	1,100円			
	基本サービス+伝送サービス	1契約	3,300円			
(11) JAデータ伝送サービス月額利用料						
①	基本サービス	1契約	5,500円			
②	基本サービス+通知サービス	1契約	11,000円			
貸出業務	(1) 貸出金残高証明書					
	①	窓口端末機発行	1通	550円	・受付の都度	
	②	継続発行	1通	330円	・発行の都度	
	③	手書き発行	1通	660円	・受付の都度	
	(2) 融資証明書			1通	3,300円	・受付の都度
	(3) 再発行手数料					
	①	ローンカード	1枚	1,100円	・受付の都度	
	②	償還予定表	1通	無料	・受付の都度	
	③	住宅取得資金年末残高証明書	1通	無料	・受付の都度	
	(4) 借入申込書等用紙代			1組	無料	
(5) 事務手数料関係				別表1による		

取扱手数料項目			手数料	備考
項目	細目	単位		
	(6) 質権設定手数料			
	①火災保険質権（系統外保険会社）	1通	220円	・設定の都度
	②担保差入証（他行預金）・共済担保差入証	1通	220円	・設定の都度
その他	(1) 円貨両替手数料 <sup>(注1)</sup> ・硬貨入出金手数料 <sup>(注2)</sup>			
	① 1～100枚		無料	(注1) ・両替枚数は紙幣・硬貨の別を問わない。 ・「持ち込み枚数」または「持ち帰り枚数」の多い方とする。 ・同一金種の新券への両替、記念硬貨の交換・汚損した現金の交換の場合は無料。  (注2) ・入金、振込、納税等の各取引時に硬貨を含め取扱う場合、硬貨の枚数に応じた手数料を徴収する。集金時も同様とする。 ・貯金口座に分割しての入出金については、合算して1取引とする。
	② 101～300枚		110円	
	③ 301～500枚		220円	
	④ 501～1,000枚		330円	
	⑤ 1,001枚～		500枚毎に330円加算	
(2) 自動化機器利用手数料			別表2による	
(3) 国債窓販保護預り手数料		1契約	無料	・月額
(4) 個人情報開示手数料		1通	1,100円	・受付の都度

※再発行手数料は、紛失・破損等貯金者の管理責任に帰する場合に徴収する。

※未利用口座管理手数料は、2021年10月1日以降に新規開設された普通貯金口座（総合口座含む）・貯蓄貯金口座で、最後の取引から2年以上、一度も取引がない口座（残高1万円未満）が対象。

※口座振替手数料については、電子記録媒体交換1件55円、帳票交換1件88円の実費徴収を基本として、収納企業との契約において別に定める。

※硬貨計数後に取引を取りやめる場合や金額を変更する場合も、手数料を徴収する。

※本表の金額には消費税および地方消費税の10%を含む。

※1,001枚～の手数料計算の考え方

枚数	手数料（根拠）
1,001～1,500	660円（330+330）
1,501～2,000	990円（660+330）
2,001～2,500	1,320円（990+330）
2,501～	以下同様

## 事務手数料関係【貸出業務】

令和5年9月11日

資金名	保証会社	事務手数料			全額繰上			一部繰上返済			条件変更 (繰上除く)	金利 再選択	電子契約 手数料
		合 計	内 訳		合 計	内 訳		合 計	内 訳				
			JA	保証会社		JA	保証会社		JA	保証会社			
住宅ローン関係 (新規・借換)	農信基	55,000円	55,000円	0円	22,000円 ※1	22,000円	0円	0円	0円	0円	3,300円 ※5	5,500円	0~11,000円 ※6
	KHL	88,000円	55,000円	33,000円 ※3	11,000円 ※2	0円	11,000円 ※4	5,500円 ※4	0円	5,500円 ※4	3,300円 ※5	5,500円	0~11,000円 ※6
					33,000円 ※1	22,000円	11,000円 ※4						
	ジャックス	55,000円	55,000円	0円	22,000円 ※1	22,000円	0円	0円	0円	0円	3,300円 ※5	5,500円	
全国保証	110,000円	55,000円	55,000円	22,000円 ※1	22,000円	0円	0円	0円	0円	3,300円 ※5	5,500円		
住宅資金	農信基	55,000円	55,000円	0円	22,000円 ※1	22,000円	0円	0円	0円	0円	3,300円 ※5	5,500円	0~11,000円 ※6
	なし	55,000円	55,000円	0円	22,000円 ※1	22,000円	0円	0円	0円	0円	3,300円 ※5	5,500円	0~11,000円 ※6
リフォームローン	農信基	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	3,300円 ※5	5,500円	0~5,500円 ※6
	KHL	0円	0円	0円	3,300円 ※4	0円	3,300円 ※4	3,300円 ※4	0円	3,300円 ※4	3,300円 ※5	5,500円	0~11,000円 ※6
	ジャックス	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	3,300円 ※5	5,500円	
	ニコス	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	3,300円 ※5	5,500円	0~11,000円 ※6
賃貸住宅ローン	農信基	55,000円	55,000円	0円	22,000円 ※1	22,000円	0円	0円	0円	0円	3,300円 ※5	5,500円	0~11,000円 ※6
事業資金(貸貸)	農信基	0円	0円	0円	22,000円 ※1	22,000円	0円	0円	0円	0円	3,300円 ※5	5,500円	0~11,000円 ※6
	なし	0円	0円	0円	22,000円 ※1	22,000円	0円	0円	0円	0円	3,300円 ※5	5,500円	0~11,000円 ※6
マイカーローン	KHL	0円	0円	0円	3,300円 ※4	0円	3,300円 ※4	3,300円 ※4	0円	3,300円 ※4	0円	0円	0円 ※6
教育ローン	KHL	0円	0円	0円	3,300円 ※4	0円	3,300円 ※4	3,300円 ※4	0円	3,300円 ※4	0円	0円	0円 ※6

※1 償還元金500万円以上。

※2 償還元金500万円未満。

※3 中間資金が必要な場合は、事務手数料の他に「中間資金手数料」を徴求。(保証応諾額×0.5%+消費税)

※4 戻し保証料の範囲内とする。(差引)

※5 金融円滑化に係る条件変更の場合は不要。

※6 契約金額500万円以下0円 500万円超~1,000万円以下5,500円 1,000万円超11,000円(全商品一律)

## 【保証会社正式名称】

農信基	⇒	新潟県農業信用基金協会
KHL	⇒	協同住宅ローン株式会社
ジャックス	⇒	株式会社ジャックス
全国保証	⇒	全国保証株式会社
ニコス	⇒	三菱UFJニコス株式会社

## 自動化機利用手数料一覧

令和4年4月1日

	取引内容	稼働時間帯	JAキャッシュカード <sup>㉞</sup>	三菱UFJ銀行 キャッシュカード <sup>㉞</sup>	ゆうちょ銀行 キャッシュカード <sup>㉞</sup>	他金融機関 キャッシュカード <sup>㉞</sup>
平日	払出し	8:00 ~ 8:45	無料	110円	220円	220円
		8:45 ~ 18:00	無料	無料	110円	110円
		18:00 ~ 21:00	無料	110円	220円	220円
	振込取引にかかる 払出し	8:00 ~ 8:45	無料	220円	—	220円
		8:45 ~ 18:00	無料	110円	—	110円
		18:00 ~ 21:00	無料	220円	—	220円
	預入れ	8:00 ~ 21:00	無料	—	—	—
残高照会	8:00 ~ 21:00	無料	無料	無料	無料	
通帳記帳	8:00 ~ 21:00	無料	—	—	—	
土曜日	払出し	8:00 ~ 9:00	無料	110円	220円	220円
		9:00 ~ 14:00	無料	110円	220円	220円
		14:00 ~ 21:00	無料	110円	220円	220円
	振込取引にかかる 払出し	8:00 ~ 21:00	無料	220円	—	220円
	預入れ	8:00 ~ 21:00	無料	—	—	—
	残高照会	8:00 ~ 21:00	無料	無料	無料	無料
	通帳記帳	8:00 ~ 21:00	無料	—	—	—
日曜日	払出し	8:00 ~ 21:00	無料	110円	220円	220円
	振込取引にかかる 払出し	8:00 ~ 21:00	無料	220円	—	220円
	預入れ	8:00 ~ 21:00	無料	—	—	—
	残高照会	8:00 ~ 21:00	無料	無料	無料	無料
	通帳記帳	8:00 ~ 21:00	無料	—	—	—
祝日	払出し	8:00 ~ 21:00	無料	110円	220円	220円
	振込取引にかかる 払出し	8:00 ~ 21:00	無料	220円	—	220円
	預入れ	8:00 ~ 21:00	無料	—	—	—
	残高照会	8:00 ~ 21:00	無料	無料	無料	無料
	通帳記帳	8:00 ~ 21:00	無料	—	—	—
年末年始	払出し	8:00 ~ 21:00	無料	110円	220円※	220円
	振込取引にかかる 払出し	8:00 ~ 21:00	無料	220円	—	220円
	預入れ	8:00 ~ 21:00	無料	—	—	—
	残高照会	8:00 ~ 21:00	無料	無料	無料	無料
	通帳記帳	8:00 ~ 21:00	無料	—	—	—

(注1) 上記手数料は、当組合のATMを利用した場合のもの。

(注2) JAキャッシュカード<sup>㉞</sup>は県内外JA・信連・JFマリンバンクのキャッシュカード<sup>㉞</sup>を含む。ただし、JFマリンバンクのキャッシュカード<sup>㉞</sup>は預入不可。

(注3) ATMによっては利用時間が異なる場合がある。

(注4) 振込取引の際は、別途振込手数料が必要となる。

(注5) 年末年始は12/31~1/3のことを指す。

※ゆうちょ銀行のカード利用時の12/31の顧客手数料は該当する曜日に従います。

## ◇共済商品一覧

### 1. 長期共済（共済期間が5年以上の契約）

終身共済	一生涯にわたる万一保障を確保できます。健康に不安がある方も加入しやすいプランや、生前贈与としてご利用いただけるプランも備えております。 ○基本タイプ ○引受緩和タイプ ○一時払タイプ ○一時払生存給付タイプ
養老生命共済	万一に備えるとともに、資産形成ニーズにも応えることができます。貯蓄しながら備えられる万一保障です。 ○基本タイプ ○中途給付タイプ
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかり準備できます。ライフステージに応じて保障金額を適減させ、柔軟な保障設計ができるプランも備えております。 ○基本タイプ ○適減期間設定タイプ
がん共済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発時・長期治療の一時金も幅広く保障します。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障も備えております。 ○基本タイプ ○健康祝金タイプ ○引受緩和タイプ
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。○基本タイプ ○一時払タイプ
特定重度疾病共済	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」「その他の生活習慣病」のリスクに幅広く備える保障です。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの、収入の減少や支出の増加に備えられます。身体障害者手帳と連動しており、身体障害状態を幅広く保障します。 ○一時金タイプ ○定期年金タイプ
認知症共済	認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然防止や早期発見をサポートする保障です。認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者様が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランも備えております。 ○入学祝金型 ○学資金型
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。 ○定期年金タイプ ○保障期間付終身年金タイプ
建物更生共済	火災や盗難などの事故はもちろん、台風や地震などの自然災害にもしっかり備えられ、建物や家財の損害を幅広く保障します。掛捨てではなく、満期時には満期共済金が受け取れます。 ○建物プラン ○家財プラン

### 2. 短期共済（共済期間が5年未満の契約）

自動車共済	自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自賠責共済	自賠責法で、すべての自動車に加入が義務づけられている強制共済で、対人賠償のみを保障します。
傷害共済	日常のさまざまな災害による、万一のときや負傷を保障します。
火災共済	火災や落雷などの災害に備えられる住まいや家財の保障です。満期共済金のない掛捨てタイプです。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償義務を保障します。
農業者賠償責任共済	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

## 〔販売事業〕

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、「地産地消」の取り組みとして、農産物直売所を開設し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。また、地元農産物をカタログやインターネットを通じて、全国の消費者の方にご利用いただいています。

## ＜農産物直売所＞

新潟の四季に応じた旬の野菜や果物、切花や米だけでなく、郷土の味を守り続ける地元のお母さんたちが作った漬物や団子などの加工品も取り扱っております。

地元農家の方が丹精込めて作られた鮮度・品質・規格の高い農産物を厳選しておりますので、ぜひお立ち寄りください。

## 「ファーマーズ・マーケットいっぺこ〜と（ふぁーまーず・まーけっといっぺこ〜と）」

### —新潟市西区

《ファーマーズ・マーケットいっぺこ〜と》

- ・住所：新潟市西区亀貝 3066
- ・連絡先：025-211-1831
- ・営業時間：9：30～18：00
- ・定休日：毎週水曜日、12/31～1/4
- ・駐車場：あり（180台）
- ・おすすめ情報



「いっぺこ〜と」の広い売り場では、JA新潟かがやきの管内の砂丘地帯から中山間地まで豊富な農畜産物が揃うことはもちろん、「ぷらすキッチン」での試食を含めた多様な情報（農畜産物の旬、機能性、料理方法等）を提供しながらの農畜産物販売を行います。また、地元農産物をふんだんに使用した「惣菜」・「豆腐」・「ジェラート」の製造販売を通じて、地産地消の推進を行っています。

### 「茶豆の里（ちゃまめのさと）」—新潟市西区

- ・住所：新潟市西区木場 1591（JA新潟かがやき 黒埼支店隣接）
- ・連絡先：025-377-2727 ※黒埼アグリセンター
- ・営業時間：6/21～8/12（10：00～15：00）  
8/13～8/15（10：00～13：00）  
8/16～10/14（10：00～15：00）
- ・定休日：6/21～7/17 毎週水曜日  
7/18～8/27 無休  
8/28～10/14 毎週水曜日  
10/15～ 休業
- ・駐車場：あり
- ・おすすめ情報

茶豆の里は、平成21年6月にオープンいたしました。季節に応じた旬の野菜はもちろん、当地区は全国のお客様から毎年ご好評頂いているエダマメの産地です。「くろさき茶豆」は毎年7月下旬頃に店頭並びます。どうぞ、お立ち寄りください。



「桃太郎直売所（ももたろうちよくばいじょ）」—新潟市南区

- ・住所：新潟市南区田尾字家東 1352
- ・連絡先：025-372-3734
- ・営業時間：9：00～15：00
- ・定休日：毎週火曜日・土曜日
- ・駐車場：あり

「亀田農産物直売所気楽市（かめだのうさんぶつちよくばいじょきらくいち）」—新潟市江南区

- ・住所：新潟市江南区旭3丁目1-58
- ・連絡先：025-381-8050
- ・営業時間：【5月～10月】12：00～18：00 ※現在午後17時閉店  
【11月～4月】12：00～17：00
- ・定休日：8/14～15、年末年始、【1月～4月】毎週火曜日
- ・駐車場：あり

「あい菜市（あいさいいち）」—新潟市江南区

- ・住所：新潟市江南区木津3丁目8-9
- ・連絡先：025-385-2313 ※横越アグリセンター
- ・営業時間：土曜日のみ営業【4月～11月】11：00～15：30、【12月～3月】11：00～15：00
- ・駐車場：あり

「花夢里にいつ（かむりにいつ）」—新潟市秋葉区

- ・住所：新潟市秋葉区川根 438
- ・連絡先：0250-21-6633
- ・営業時間：【4月～6月】9：00～18：00、【7月～3月】9：00～17：00
- ・定休日：年末年始
- ・駐車場：あり
- ・おすすめ情報

道の駅・花夢里にいつは「花いっぱい夢いっぱいの里にいつ」という名のとおり、広々としたガラス温室と屋外売場には鉢花・花木を中心に、花壇苗・観葉植物・洋ラン・果樹苗木・庭木・資材など季節の花が常時2千種類、約4万鉢が並んでいます。花夢里にいつは買い物目的だけではなく、館内を眺めているだけでも新発見があり、とっても楽しいところです。驚き、発見いっぱいの花夢里にいつへ是非お越しください。

「新鮮組（しんせんぐみ）」—新潟市秋葉区

- ・住所：新潟市秋葉区川根 438
- ・連絡先：0250-21-6633 ※花夢里にいつ
- ・営業時間：9：00～17：00
- ・定休日：年末年始
- ・駐車場：あり

### 「農家の店 (のうかのみせ)」—新潟市秋葉区

- ・住所：新潟市秋葉区北上 2040 番地
- ・連絡先：0250-25-3365
- ・営業時間：9：30～13：00
- ・定休日：毎週水曜日・年末年始
- ・駐車場：あり

### 「ベジランドにいつ (べじらんどにいつ)」—新潟市秋葉区

- ・住所：新潟市秋葉区新津東町 3 丁目 9-26
- ・連絡先：0250-21-1183
- ・営業時間：9：00～17：00
- ・定休日：年末年始
- ・駐車場：あり

### 「越王の里 (こしわのさと)」—新潟市西蒲区

- ・住所：新潟市西蒲区竹野町 2435-1
- ・連絡先：0256-72-2332
- ・営業時間：10：00～15：00
- ・定休日：木曜日・年末年始
- ・駐車場：あり (22 台)
- ・おすすめ情報

平成 24 年にリニューアルし、11 年目になります。四季折々の朝採り農産物や農家の母ちゃん手作りの漬物、ジャムや甘露煮などの農産加工品、日用品で使える手芸品と様々な商品を取り扱っています。春は「山菜」、夏は「スイカ」に「桃」、秋は「いちじく」や「おけさ柿」、冬は「干し柿」や「ルレクチェ」など、贈答品も季節によっていろいろあります。また、令和元年 6 月から新潟市西蒲区の「新たな産地づくりプロジェクト」として「珍しい野菜」の生産・販売をしております。

« 「越王の里 (こしわのさと)」 »



### 「五泉駅前農産物直売所やさい天国 (ごせんえきまえのうさんぶつちよくばいじょやさいてんごく)」—五泉市

- ・住所：五泉市駅前 2-1-1
- ・連絡先：0250-42-6320
- ・営業時間：8：00～13：20
- ・定休日：火・木・土・日曜日 (月・水・金曜日のみ営業)
- ・駐車場：あり

### 「すもと直売所 (すもとちよくばいじょ)」 — 五泉市

- ・住所：五泉市論瀬 5753 番地 1
- ・連絡先：0250-43-3130
- ・営業時間：9：30～15：00
- ・定休日：月曜日
- ・駐車場：あり

≪「よrina～れ燕いち (よrina～れつばめいち)」≫



### 「よrina～れ燕いち (よrina～れつばめいち)」 — 燕市

- ・住所：燕市東太田 2458-1
- ・連絡先：0256-47-4173
- ・営業時間：10：00～15：00
- ・定休日：水曜日・年末年始
- ・駐車場：あり
- ・おすすめ情報

「よrina～れ燕いち」は平成 17 年 6 月にオープンいたしました。令和 2 年 7 月に場所を現 JA 新潟かがやき燕支店敷地内に移し、改装オープンをしました。店内は燕市で採れた四季の野菜や、燕市特産の柔らかい十全ナスを使用した漬物などの加工品を取り揃えております。

※営業時間・定休日等、状況により変更する場合があります。詳しくはホームページでご確認の上、ご来店ください。

### 〔購買事業〕

アグリセンター (生産資材店舗) では、肥料、農薬、農産物の種、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。店舗に営農指導員が野菜作りのアドバイスも行っています。

主な取扱商品：あい菜名人、化成肥料オール14，ジェイエースなど



### 〔農機・自動車事業〕

農 機：農機具の修理や低価格の共同購入コンバイン他各種取り扱っています。

自動車：農業用軽トラック JA ハイゼットをメインに各メーカー車両を取扱っています。

名称	住所	TEL	FAX
あがの農機センター	阿賀野市市野山244番地1	0250-62-2133	0250-62-1355
あがの車両センター	阿賀野市市野山244番地1	0250-62-2133	0250-62-1355
新津農機センター	新潟市秋葉区新津東町1丁目6番57号	0250-24-5693	0250-24-6141
新津車両センター	新潟市秋葉区新津東町1丁目6番57号	0250-24-5693	0250-24-6141
白根農機センター (白根中央整備センター)	新潟市南区次郎右工門興野700	025-373-1139	025-373-6187
白根中央整備センター	新潟市南区次郎右工門興野700	025-373-2122	025-373-2313
白根車両センター	新潟市南区七軒字前211-1	025-373-4419	025-373-6310
五泉農機センター (大蒲原センター)	五泉市南田中522-1	0250-58-6413	0250-58-8929
五泉農機サブセンター (五泉センター)	五泉市旭町2351	0250-42-3332	0250-42-3148
阿賀農機サブセンター	東蒲原郡阿賀町平堀1075	0254-92-3029	0254-92-3396
亀田郷みなみ農機センター	新潟市江南区早通3-6-8	025-382-4343	025-382-5771
亀田郷みなみ車両センター	新潟市江南区横越中央1-4-6	025-383-2929	025-383-2930
にいがた西農機センター	新潟市西区谷内1739-9	025-239-3823	025-239-3844
にいがた西車両センター	新潟市西区木山380-1	025-239-2627	025-239-3337
西蒲農機 巻サブセンター	新潟市西蒲区巻甲5504-1	0256-72-8025	0256-72-8024
西蒲農機センター	新潟市西蒲区番屋823	0256-86-3134	0256-86-3172
西蒲農機 黒埼サブセンター	新潟市西区木場1591	025-370-1065	025-370-1231
西蒲農機 味方サブセンター	新潟市南区味方1580-1	025-372-2260	025-372-2818
西蒲車両センター	新潟市西蒲区巻甲5504-1	0256-72-8025	0256-72-8024
県央農機センター	燕市富永137-1	0256-93-3328	0256-93-3329
県央車両センター	燕市富永137-1	0256-93-3328	0256-93-3329

〔石油事業〕

クレジットカード(各種)・QR決済(各種)を利用して給油が出来ます。

名称	住所	TEL	FAX
黒埼給油所	新潟市西区木場1599-1	025-378-7977	025-378-7991
ネクサスにいがた給油所	新潟市西区金巻新田66	025-264-6003	025-264-6004
木山給油所	新潟市西区谷内1739-9	025-239-3823	025-239-3844
小林給油所	新潟市南区田尾1351	025-372-5260	025-372-5260
白根給油所	新潟市南区七軒字前211-1	025-373-3195	025-372-6455
新津給油所	新潟市秋葉区新津東町一丁目6番58号	0250-24-5501	0250-24-6383
小合給油所	新潟市秋葉区小戸下組216番地	0250-24-8383	0250-22-4427
福木岡給油所	新潟市西蒲区鷺ノ木1725	0256-72-2319	0256-73-3459
中之口給油所	新潟市西蒲区道上115	025-375-5353	025-375-5353
岩室給油所	新潟市西蒲区西中658	0256-82-3711	0256-82-4377
五泉給油所	五泉市旭町626-1	0250-42-6039	0250-48-5989
五泉東部セルフ給油所	五泉市論瀨5753-1	0250-43-6158	0250-43-6158
五泉南部セルフ給油所	五泉市本田屋字番丈免2895-1	0250-58-0005	0250-58-0056
安田セルフ給油所	阿賀野市保田1189	0250-68-3767	0250-68-2711
京ヶ瀬給油所	阿賀野市姥ヶ橋328-1	0250-67-2504	0250-67-2497
神山給油所	阿賀野市榎船渡72番地	0250-62-3618	0250-62-7251
分水給油所	燕市熊森797-1	0256-98-6345	0256-98-6189
横越給油所	新潟市江南区横越中央1丁目4番18号	025-385-2425	025-383-2811



**〔指導事業〕**

「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」に向けて、販売事業・各種補助事業などと一体となった営農指導を行っており、地域農業の生産基盤強化に取り組んでいます。

また、農業経営の安定と地域農業の持続的発展を目指し、「かがやき農業振興支援事業」の実施を通じて意欲ある農業者の「生産拡大・農業所得増大」を推進しています。

【 事業実施期間；令和6年4月1日～令和7年1月31日 】

頑張る農業者を応援します

# かがやき

## 農業振興支援事業

対象者に費用を支援します

**最重点  
品目**

えだまめ、きゅうり、桃、里芋、いちご、ねぎ、たまねぎ、ずいか(大玉・小玉)、スイートコーン  
かんしょ、かぼちゃ、柿、そらまめ、いちじく、トマト、切花、かきのもと、メロン、れんこん

..... 支援事業は3タイプございます .....

**1 園芸品目拡大支援事業**

園芸品目拡大のための対象費用の10%(以内)を支援

**3 親元就農支援事業**

園芸品目拡大支援事業の対象者で実施期間中に就農する3親等以内の親族を持つ方に支援

**2 かがやき・お米のチカラ支援事業**

水稲拡大のための対象費用の10%(以内)を支援

**申請期間** 令和6年7月1日(月)～7月31日(水)

	事業	事業対象例
<b>事業対象の例</b>	園芸品目拡大支援事業(親元就農支援事業)	園芸使用の機械全般、ドローン等
	かがやき・お米のチカラ支援事業	色彩選別機、ドローン等

●事業実施期間(令和6年4月1日～令和7年1月31日)中に支払いのものに限る。●事業対象費用の10%を支援します。  
※事業には生産拡大等の条件があります。また、事業対象となる費用には制限があります。

事業の詳細は右記の二次元コードまたは、アグリセンター設置のチラシ等を参照ください。

## (2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

### ◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

## 【経営資料】

『Ⅰ 決算の状況』

『Ⅱ 損益の状況』

『Ⅲ 事業の概況』

『Ⅳ 経営諸指標』

『Ⅴ 自己資本の充実の状況』

『Ⅵ 連結情報』



# 『 I 決算の状況』

## 1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)	科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>417,023</b>	<b>421,155</b>	<b>1. 信用事業負債</b>	<b>425,737</b>	<b>429,760</b>
(1) 現金	2,673	2,432	(1) 貯金	422,673	426,279
(2) 預金	287,355	279,621	(2) 借入金	1,515	1,551
系統預金	287,242	279,490	(3) その他の信用事業負債	1,548	1,929
系統外預金	113	131	未払費用	31	35
(3) 有価証券	22,986	33,175	その他の負債	1,517	1,894
国債	10,462	15,191	<b>2. 共済事業負債</b>	<b>2,928</b>	<b>2,890</b>
地方債	1,340	2,862	(1) 共済資金	1,919	1,915
社債	11,182	15,122	(2) 未経過共済付加収入	992	962
(4) 貸出金	103,911	105,742	(3) 共済未払費用	15	12
(5) その他の信用事業資産	353	453	(4) その他の共済事業負債	1	0
未収収益	305	336	<b>3. 経済事業負債</b>	<b>2,036</b>	<b>1,957</b>
その他の資産	47	116	(1) 経済事業未払金	1,752	1,543
(6) 貸倒引当金	△ 257	△ 271	(2) 経済受託債務	180	283
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	(3) その他の経済事業負債	102	129
(1) その他の共済事業資産	1	1	<b>4. 設備借入金</b>	<b>500</b>	<b>500</b>
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>10,963</b>	<b>9,914</b>	<b>5. 雑負債</b>	<b>1,165</b>	<b>1,817</b>
(1) 受取手形	6	5	(1) 未払法人税等	85	252
(2) 経済事業未収金	5,477	5,073	(2) リース債務	33	28
(3) 経済受託債権	3,716	3,120	(3) 資産除去債務	197	317
(4) 棚卸資産	1,033	986	(4) その他の負債	848	1,218
購買品	981	938	<b>6. 諸引当金</b>	<b>3,193</b>	<b>3,141</b>
販売品	20	22	(1) 賞与引当金	304	303
加工品	22	22	(2) 退職給付引当金	2,091	2,147
宅地等	6	-	(3) 特例業務負担引当金	791	678
その他の棚卸資産	3	2	(4) 役員退職慰労引当金	6	11
(5) その他の経済事業資産	807	795	<b>負債の部合計</b>	<b>435,561</b>	<b>440,066</b>
(6) 貸倒引当金	△ 76	△ 67	<b>1. 組員資本</b>	<b>31,590</b>	<b>31,826</b>
<b>4. 雑資産</b>	<b>954</b>	<b>904</b>	(1) 出資金	12,669	12,412
(1) 雑資産	954	906	(2) 資本準備金	10	10
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 2	(3) 利益剰余金	19,009	19,476
<b>5. 固定資産</b>	<b>17,921</b>	<b>18,887</b>	利益準備金	10,842	10,982
(1) 有形固定資産	17,845	18,806	その他利益剰余金	8,166	8,494
建物	26,327	27,845	再評価積立金	2	2
機械装置	6,860	7,111	特別積立金	2,811	2,811
土地	8,559	8,895	特例特別積立金	38	38
リース資産	40	40	税効果調整積立金	928	874
建設仮勘定	532	24	リスク管理積立金	1,668	1,640
その他の有形固定資産	4,724	4,831	施設整備積立金	1,601	-
減価償却累計額	△ 29,198	△ 29,943	農業振興支援事業積立金	194	-
(2) 無形固定資産	75	81	農業関連推進積立金	150	-
<b>6. 外部出資</b>	<b>18,652</b>	<b>18,553</b>	福祉事業積立金	100	-
(1) 外部出資	18,652	18,553	かがやき農業振興支援事業積立金	-	282
系統出資	17,372	17,372	当期未処分剰余金	670	2,843
系統外出資	845	846	(うち当期剰余金)	(670)	(681)
子会社等出資	435	335	(4) 処分未済持分	△ 98	△ 73
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>859</b>	<b>927</b>	<b>2. 評価・換算差額等</b>	<b>△ 776</b>	<b>△ 1,548</b>
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 776	△ 1,548
<b>資産の部合計</b>	<b>466,375</b>	<b>470,344</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>30,814</b>	<b>30,277</b>
			<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>466,375</b>	<b>470,344</b>

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和4年度 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)	令和5年度 (令和5年4月1日～ 令和6年3月31日)	科 目	令和4年度 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)	令和5年度 (令和5年4月1日～ 令和6年3月31日)
<b>1. 事業総利益</b>	<b>10,600</b>	<b>10,482</b>	(11) 加工事業収益	421	144
事業収益	22,496	22,563	(12) 加工事業費用	389	129
事業費用	11,896	12,080	加工事業総利益	32	14
(1) 信用事業収益	3,469	3,619	(13) 農業関連利用事業収益	978	941
資金運用収益	3,239	3,337	(14) 農業関連利用事業費用	651	679
(うち預金利息)	(1,533)	(1,491)	農業関連利用事業総利益	326	261
(うち有価証券利息)	(174)	(295)	(15) 宅地等供給事業収益	57	13
(うち貸出金利)	(1,182)	(1,170)	(16) 宅地等供給事業費用	41	8
(うちその他受入利息)	(348)	(380)	宅地等供給事業総利益	15	4
役員取引等収益	165	164	(17) 農用地利用調整事業収益	7	6
その他事業直接収益	6	0	(18) 農用地利用調整事業費用	0	0
その他経常収益	58	117	農用地利用調整事業総利益	7	6
(2) 信用事業費用	363	439	(19) 高齢者福祉事業収益	89	81
資金調達費用	34	30	(20) 高齢者福祉事業費用	40	16
(うち貯金利息)	(15)	(13)	高齢者福祉事業総利益	49	64
(うち給付補填備金繰入)	(2)	(1)	(21) 指導事業収入	135	134
(うち借入金利息)	(3)	(3)	(22) 指導事業支出	365	307
(うちその他支払利息)	(13)	(12)	指導事業収支差額	△230	△173
役員取引等費用	40	40	<b>2. 事業管理費</b>	<b>9,467</b>	<b>9,964</b>
その他経常費用	287	367	(1) 人件費	6,697	6,964
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(16)	(2) 業務費	834	831
(うち貸倒引当金戻入益)	(△61)	(-)	(3) 諸税負担金	303	343
信用事業総利益	3,105	3,180	(4) 施設費	1,595	1,773
(3) 共済事業収益	2,379	2,242	(5) その他事業管理費	37	51
共済付加収入	2,248	2,138	<b>事業利益</b>	<b>1,133</b>	<b>518</b>
その他の収益	130	103	<b>3. 事業外収益</b>	<b>473</b>	<b>492</b>
(4) 共済事業費用	60	58	(1) 受取雑利息	22	20
共済推進費	15	12	(2) 受取出資配当金	274	271
共済保全費	35	23	(3) 賃貸料	120	108
その他の費用	10	21	(4) 償却債権取立益	1	0
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(-)	(5) 雑収入	54	92
共済事業総利益	2,318	2,184	<b>4. 事業外費用</b>	<b>61</b>	<b>79</b>
(5) 購買事業収益	11,937	12,156	(1) 寄付金	5	6
購買品供給高	9,215	9,569	(2) 賃貸関連費用	-	32
購買手数料	1,850	1,750	(3) 雑損失	56	41
修理サービス料	647	649	(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(2)
その他の収益	225	186	(うち貸倒引当金戻入益)	(△3)	(-)
(6) 購買事業費用	8,699	8,949	<b>経常利益</b>	<b>1,544</b>	<b>931</b>
購買品供給原価	7,954	8,273	<b>5. 特別利益</b>	<b>58</b>	<b>153</b>
購買品供給費	465	432	(1) 固定資産処分益	0	8
修理サービス費	5	6	(2) 一般補助金	58	60
その他の費用	274	238	(3) 子会社残余財産清算益	-	85
(うち貸倒引当金繰入額)	(4)	(-)	<b>6. 特別損失</b>	<b>715</b>	<b>148</b>
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△7)	(1) 固定資産処分損	69	11
購買事業総利益	3,237	3,207	(2) 固定資産圧縮損	58	59
(7) 販売事業収益	2,533	2,781	(3) 減損損失	586	76
販売品販売高	641	697	<b>税引前当期利益</b>	<b>887</b>	<b>937</b>
販売手数料	1,413	1,494	法人税、住民税及び事業税	141	319
その他の収益	479	589	法人税等調整額	75	△63
(8) 販売事業費用	1,103	1,314	法人税等合計	216	255
販売品販売原価	466	515	<b>当期剰余金</b>	<b>670</b>	<b>681</b>
販売費	372	633	当期首繰越剰余金	-	184
その他の費用	264	165	リスク管理積立金取崩額	-	160
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)	施設整備積立金取崩額	-	1,800
販売事業総利益	1,430	1,466	農業振興支援事業積立金取崩額	-	17
(9) 保管事業収益	566	559	<b>当期末処分剰余金</b>	<b>670</b>	<b>2,843</b>
(10) 保管事業費用	259	292			
保管事業総利益	307	266			

### 3. 注記表

令和4年度

令和5年度

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

ア)子会社株式：移動平均法による原価法

イ)その他有価証券

・時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア) 購買品

農機・車両の製品：個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

イ) 購買品

上記以外：総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ウ) 販売品：最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

エ) 加工品：総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

オ) 宅地等

販売用不動産：個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

カ) その他の棚卸資産

商品券・貯蔵品：最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成10年3月31日以前に取得したもので、越王柿選果場施設、旧国上支店建物・構築物、国道給油所建物・構築物、越後獅子果樹選果場施設、新津西カントリーエレベーター並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行っております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残存保障の取

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券(株式形態の外部出資を含む)

ア)子会社及び関連会社の株式：移動平均法による原価法

イ)その他有価証券

・時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産

ア) 購買品

農機・車両の製品：個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

イ) 購買品

上記以外：総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ウ) 販売品：最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

エ) 加工品：総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

オ) その他の棚卸資産

販売用不動産：個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

カ) その他の棚卸資産

商品券・貯蔵品：最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成10年3月31日以前に取得したもので、越王柿選果場施設、旧国上支店建物・構築物、国道給油所建物・構築物、越後獅子果樹選果場施設、新津西カントリーエレベーター並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行っております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取

決めがある場合は残価補償額)とする定額法を採用しております。

### (3)引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号(令和2年3月17日))に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

#### ②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

#### ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

##### ア)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

決めがある場合は残価保証額)とする定額法を採用しております。

### (3)引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号(令和2年3月17日))に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

#### ②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

#### ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

##### ア)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

イ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

#### ④特例業務負担引当金

特例業務負担引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来負担見込額を計上しています。

#### ⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ③保管事業

組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

#### ④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

イ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により案分した額を、それぞれ発生した年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

#### ④特例業務負担引当金

特例業務負担引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来負担見込額を計上しています。

#### ⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ③保管事業

組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

#### ④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、加工した製品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑤農業関連利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑥宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

## ⑦高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑧指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## (5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (6)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

## ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

## ②米共同計算

当JAは生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

## ⑤農業関連利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑥宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

## ⑦高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑧指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## (5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (6)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

## ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

## ②米共同計算

当JAは生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当J Aが受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③当J Aが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当J Aが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当J Aが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。また、農用地利用調整事業収益のうち、当J Aが代理人として農作業受委託に関与している場合には、純額で収益を認識して、農用地利用調整事業収益として表示しております。

#### (7)記載金額の端数処理

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

当J Aは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 874百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画及び経営計画等を基礎として、当J Aが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当J Aが受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③当J Aが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当J Aが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当J Aが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。また、農用地利用調整事業収益のうち、当J Aが代理人として農作業受委託に関与している場合には、純額で収益を認識して、農用地利用調整事業収益として表示しております。

#### (7)記載金額の端数処理

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 938百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画及び経営計画等を基礎として、当J Aが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組

## 令和4年度

合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 586 百万円

#### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画及び経営計画等を基礎としており、以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 334 百万円

#### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ア) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

##### イ) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

##### ウ) 次年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、次年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 令和5年度

合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 76 百万円

#### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画及び経営計画等を基礎としており、以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 340 百万円

#### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ア) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

##### イ) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

##### ウ) 次年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、次年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。



**4. 貸借対照表に関する注記****(1) 資産に係る圧縮記帳額**

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は17,035百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	: 9,168 百万円
建物付属設備	: 2,145 百万円
構築物	: 728 百万円
機械装置	: 2,894 百万円
車両運搬具	: 1,487 百万円
器具備品	: 173 百万円
土地	: 236 百万円
その他有形固定資産	: 201 百万円

**(2) 担保に供している資産**

定期預金6,500百万円を為替決済の担保に、定期預金2百万円を公金収納事務に係る担保に、それぞれ供しています。

**(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務**

子会社等に対する金銭債権の総額 526 百万円  
子会社等に対する金銭債務の総額 785 百万円

**(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務**

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額  
142 百万円  
理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。

**(5) 信用事業を行う組合に要求される注記**

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は600百万円、危険債権額は300百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権は0円、貸出条件緩和債権額は30百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援

**3. 貸借対照表に関する注記****(1) 資産に係る圧縮記帳額**

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は11,174百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	: 5,441 百万円
機械装置	: 2,862 百万円
土地	: 234 百万円
その他の有形固定資産	: 2,634 百万円

**(2) 担保に供している資産**

定期預金6,500百万円を為替決済の担保に、定期預金2百万円を公金収納事務に係る担保に、それぞれ供しています。

**(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務**

子会社等に対する金銭債権の総額 482 百万円  
子会社等に対する金銭債務の総額 944 百万円

**(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務**

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額  
171 百万円  
理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。

**(5) 信用事業を行う組合に要求される注記**

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は563百万円、危険債権額は331百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額は0円、貸出条件緩和債権額は19百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援

令和4年度

を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は931百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	180百万円
うち事業取引高	119百万円
うち事業取引以外の取引高	61百万円
②子会社等との取引による費用総額	284百万円
うち事業取引高	284百万円
うち事業取引以外の取扱高	－百万円

(2) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位として以下のグルーピングとしております。

支店	旧JA越後中央、旧JA新潟みらい、旧JA新津さつき、旧JA北蒲みなみの管轄支店、旧JAささかみは、支店ごとに一般資産とする。
車両センター	他の施設から独立して運営されるため、拠点ごとに分けて一般資産とする。
給油所	他の施設から独立して運営されるため、拠点ごとに分けて一般資産とする。ただし、旧JA越後中央管内の福木岡給油所は、灯油の配送効率化を目的とした配送拠点の位置づけであり、それぞれ配送地区内の給油所は、相互補完性があることから、福木岡給油所、岩室給油所、分水給油所を福木岡給油所グループとした一般資産とする。
農業関連施設	旧JA管轄地域の共用資産とする。
介護福祉施設	訪問介護センターは、旧新潟みらい地域の共用資産とする。また、さつきの里は、旧新津さつき地域の共用資産とする。
本店	JA全体の共用資産とする。
その他	業務外固定資産（遊休資産等）については、各固定資産をグルーピング最小単位としている。

令和5年度

を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は914百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	148百万円
うち事業取引高	99百万円
うち事業取引以外の取引高	48百万円
②子会社等との取引による費用総額	281百万円
うち事業取引高	280百万円
うち事業取引以外の取扱高	0百万円

(2) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位として以下のグルーピングとしております。

支店	旧JA越後中央、旧JA新潟みらい、旧JA新津さつき、旧JA北蒲みなみの管轄支店、旧JAささかみは、支店ごとに一般資産とする。
車両センター	他の施設から独立して運営されるため、拠点ごとに分けて一般資産とする。
給油所	他の施設から独立して運営されるため、拠点ごとに分けて一般資産とする。ただし、旧JA越後中央管内の福木岡給油所は、灯油の配送効率化を目的とした配送拠点の位置づけであり、それぞれ配送地区内の給油所は、相互補完性があることから、福木岡給油所、岩室給油所、分水給油所を福木岡給油所グループとした一般資産とする。
農業関連施設	独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローに寄与することから、旧JA管轄地域の共用資産とする。
介護福祉施設	訪問介護センターは、旧新潟みらい地域の共用資産とする。また、さつきの里は、旧JA新津さつき地域の共用資産とする。
本店	独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローに寄与することから、JA全体の共用資産とする。
その他	業務外固定資産（貸貸資産、遊休資産）については、各固定資産をグルーピング最小単位としている。

令和4年度

令和5年度

②減損損失を認識した資産または資産グループについては、その用途、種類、場所等の概要  
当期に減損損失を計上した固定資産は以下の通りです。

②減損損失を認識した資産又は資産グループの概要  
当期に減損損失を計上した固定資産は以下の通りです。

場所	用途	建物	建物付属設備	構築物	機械装置	器具・備品	一括器具・備品	土地	
西蒲車両C	一般資産	建物							
栗央車両C		土地							
亀田みなみ車両C		構築物	機械装置						
にいがた西車両C		建物	機械装置						
あがの車両C		建物	器具・備品						
福木岡給油所		建物	建物付属設備	構築物	器具・備品				
若室給油所		建物	建物付属設備	構築物	器具・備品				
分水給油所		建物	建物付属設備	構築物	器具・備品				
黒埜給油所		建物	建物付属設備	構築物	器具・備品				
中之口給油所		建物	建物付属設備	構築物	器具・備品				
玉泉給油所		建物	建物付属設備	構築物	器具・備品				
木山給油所		構築物	機械装置						
ネクサス給油所		機械装置	土地						
新津給油所		建物	建物付属設備	構築物	機械装置	運搬器具			
小倉給油所		建物	建物付属設備	構築物	土地				
神山給油所		建物	建物付属設備	構築物	機械装置	器具・備品			
安田セルフ給油所		建物	建物付属設備	構築物	機械装置	器具・備品			
さつき会館		賃貸資産	土地						
旧和納支店敷地			土地						
鳥原ATM			器具・備品						
日出谷住宅敷地			土地						
旧白崎給油所敷地	土地								
津川尾倉庫敷地	土地								
日出谷給油所敷地	土地								
亀田購買店舗	建物								
大溝原運送所	建物		土地						
旧分田店(ATM稼働)	建物		建物付属設備						
旧水原店(ATM稼働)	土地								
坂川倉庫	建物		建物付属設備	土地					
免路津倉庫	土地								
免路津事業所	建物								
七日町事業所	建物		土地						
下新倉庫(低温)	土地								
下新倉庫(常温)	建物		土地						

場所	用途	種類
西蒲車両センター	一般資産	土地
にいがた西車両センター	一般資産	建物附属設備、機械装置、工具器具備品、土地
新津車両センター	一般資産	建物、建物附属設備、機械装置、工具器具備品、土地
横越給油所	一般資産	建物、構築物、機械装置、一括構築物、土地
ネクサスにいがた給油所	一般資産	機械装置、土地
西部倉庫(美幸町倉庫)	業務外固定資産(遊休資産)	機械装置
大開倉庫	業務外固定資産(遊休資産)	建物

③減損損失の認識に至った経緯

各車両センター、各給油所については、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さつき会館については、賃借料の見直しによりキャッシュ・フローがマイナスとなったことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

業務外固定資産(旧和納支店敷地等)については、土地の評価下落等のため回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失の認識に至った経緯

各車両センター、各給油所については、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

業務外固定資産(西部倉庫及び大開倉庫)については、令和5年度に実施した建物解体に伴い土地以外の資産について、全額減損損失として認識しました。

④減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

(単位：百万円)

④減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

(単位：百万円)

場所	総計	内訳	内訳							特別損失(百万円)	特別損失(百万円)
			建物	建物付属設備	構築物	機械装置	運搬器具	器具・備品	一括器具・備品		
西蒲車両C	98	21	1	2	10	0	0	61	-	-	
栗央車両C	0	-	-	-	-	-	-	0	-	-	
亀田みなみ車両C	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	
にいがた西車両C	1	0	-	-	0	0	0	0	-	-	
あがの車両C	16	12	0	0	2	-	0	-	0	-	
福木岡給油所	24	15	0	5	-	-	1	-	1	-	
若室給油所	24	22	0	-	-	-	1	-	1	-	
分水給油所	50	24	2	0	1	-	1	-	20	-	
黒埜給油所	79	45	0	0	0	-	3	-	32	-	
中之口給油所	6	0	0	-	3	-	0	-	1	-	
玉泉給油所	24	9	0	4	0	-	-	-	9	0	
木山給油所	0	-	-	0	0	-	-	-	-	-	
ネクサス給油所	4	-	-	-	0	-	-	-	4	-	
新津給油所	23	6	1	0	3	0	-	-	9	2	
小倉給油所	6	6	0	0	-	-	-	-	0	-	
神山給油所	18	13	0	0	0	-	0	-	1	0	
安田セルフ給油所	34	10	4	6	0	-	-	0	12	-	
さつき会館	127	-	-	-	-	-	-	-	127	-	
旧和納支店敷地	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	
鳥原ATM	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	
日出谷住宅敷地	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	
旧白崎給油所敷地	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
津川尾倉庫敷地	7	-	-	-	-	-	-	-	7	-	
日出谷給油所敷地	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	
亀田購買店舗	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
大溝原運送所	3	1	-	-	-	-	-	-	2	-	
旧分田店(ATM稼働)	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	
旧水原店(ATM稼働)	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	
坂川倉庫	16	4	0	-	-	-	-	-	11	-	
免路津倉庫	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	
免路津事業所	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
七日町事業所	1	0	-	-	-	-	-	-	0	1	
下新倉庫(低温)	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
下新倉庫(常温)	3	2	-	-	-	-	-	-	0	-	
総計	595	199	13	21	24	0	8	0	315	3	

場所	計	内訳			
		建物	機械装置	土地	その他の有形固定資産
西蒲車両センター	1	-	-	1	-
にいがた西車両センター	3	0	0	1	0
新津車両センター	26	4	2	19	0
横越給油所	39	8	1	28	0
ネクサスにいがた給油所	2	-	2	0	-
西部倉庫(美幸町倉庫)	0	-	0	-	-
大開倉庫	2	2	-	-	-
総計	76	16	8	50	1

- ⑤回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法  
回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等への債券による運用を行っています。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### ア) 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等、厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### イ) 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスク管理委員会

- ⑤回収可能価額の算定方法  
回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等への債券による運用を行っています。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### ア) 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等、厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### イ) 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスク管理委員会

を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスク管理委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAでは保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変動が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が668百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

#### ウ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスク管理委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAでは保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変動が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.55%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,776百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

#### ウ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	287,355	287,330	△25
有価証券			
その他有価証券	22,986	22,986	-
貸出金(※1)	103,953		
貸倒引当金(※2)	△257		
貸倒引当金控除後	103,696	106,764	2,068
外部出資	1	1	-
資産計	414,039	416,082	2,043
貯金	422,673	422,576	△96

(※1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員貸付金 41 百万円を含めています。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ) 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	279,621	279,460	△160
有価証券			
その他有価証券	33,175	33,175	-
貸出金(※1)	105,770		
貸倒引当金(※2)	△271		
貸倒引当金控除後	105,499	106,729	1,230
外部出資	2	2	-
資産計	418,300	419,369	1,069
貯金	426,279	425,979	△300
負債計	426,279	425,979	△300

(※1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員貸付金 27 百万円を含めています。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ) 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

令和4年度

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	18,650

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	287,355					
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	700	700	800	2,100	500	19,400
貸出金 (※1、2、3)	9,396	7,364	6,893	5,833	5,264	68,674
合 計	297,452	8,064	7,693	7,933	5,764	88,074

(※1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 1,037百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 453百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 31百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (※1)	387,410	18,432	14,061	1,451	1,075	241

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

令和5年度

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	18,550

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	279,621					
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	700	900	2,100	600	700	30,300
貸出金 (※1、2、3)	9,620	7,732	6,789	6,190	5,561	69,380
合 計	289,942	8,632	8,889	6,790	6,261	99,680

(※1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)999百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 437百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 29百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (※1)	394,842	14,458	13,986	1,118	1,464	408

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額(※1)	
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	1,884	1,859	24
	地方債	1,250	1,205	44
	社債	3,055	3,008	46
	外部出資	1	1	-
	小計	6,191	6,075	115
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	8,578	8,908	△329
	地方債	90	99	△9
	社債	8,127	8,671	△543
	小計	16,796	17,678	△883
合 計	22,988	23,755	△767	

(※1) なお、上記差額から繰延税金負債9百万円を差し引いた額776百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	706	6	-
合 計	706	6	-

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会を資産管理運用機関とする確定給付型年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	8,020 百万円
過去勤務費用	21 百万円
勤務費用	492 百万円
利息費用	16 百万円
数理計算上の差異の発生額	△136 百万円
原則法移行に伴う影響額	△67 百万円
退職給付の支払額	△701 百万円
期末における退職給付債務	7,644 百万円

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額(※1)	
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	995	984	10
	地方債	2,364	2,327	37
	社債	3,737	3,705	32
	外部出資	2	1	1
	小計	7,101	7,019	82
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	14,195	15,133	△937
	地方債	497	515	△17
	社債	11,384	12,053	△669
	小計	26,077	27,702	△1,624
合 計	33,178	34,721	△1,542	

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	売却額	売却益	売却損
社 債	100	0	-
合 計	100	0	-

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会を資産管理運用機関とする確定給付型年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	7,644 百万円
勤務費用	441 百万円
利息費用	26 百万円
数理計算上の差異の発生額	△88 百万円
退職給付の支払額	△573 百万円
期末における退職給付債務	7,451 百万円



令和4年度

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

特定退職共済制度

期首における年金資産	5,272 百万円
期待運用収益	34 百万円
数理計算上の差異の発生額	△0 百万円
特定退職共済制度への拠出金	274 百万円
退職給付の支払額	△463 百万円
期末における年金資産	5,117 百万円

確定給付型年金制度

期首における年金資産	444 百万円
運用収益	4 百万円
数理計算上の差異の発生額	△0 百万円
確定給付型年金制度への拠出金	18 百万円
退職給付の支払額	△31 百万円
期末における年金資産	435 百万円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	7,644 百万円
特定退職共済制度	△5,117 百万円
確定給付型年金制度	△435 百万円
退職給付引当金	2,091 百万円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	492 百万円
利息費用	16 百万円
期待運用収益	△39 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△26 百万円
過去勤務費用の費用処理額	4 百万円
原則法移行に伴う影響額	△67 百万円
小計	380 百万円
未認識過去勤務費用	16 百万円
未認識数理計算上の差異	△109 百万円
合計	287 百万円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

特定退職共済制度

債券	63%
年金保険投資	28%
現金及び預金	5%
その他	4%
合計	100%

令和5年度

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

特定退職共済制度

期首における年金資産	5,117 百万円
期待運用収益	36 百万円
数理計算上の差異の発生額	△0 百万円
特定退職共済制度への拠出金	251 百万円
退職給付の支払額	△376 百万円
期末における年金資産	5,029 百万円

確定給付型年金制度

期首における年金資産	435 百万円
運用収益	4 百万円
数理計算上の差異の発生額	0 百万円
確定給付型年金制度への拠出金	17 百万円
退職給付の支払額	△43 百万円
期末における年金資産	414 百万円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	7,451 百万円
特定退職共済制度	△5,029 百万円
確定給付型年金制度	△414 百万円
未認識数理計算上の差異	152 百万円
未認識過去勤務費用	△12 百万円
退職給付引当金	2,147 百万円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	441 百万円
利息費用	26 百万円
期待運用収益	△41 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	47 百万円
過去勤務費用の費用処理額	4 百万円
合計	478 百万円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

特定退職共済制度

債券	63%
年金保険投資	28%
現金及び預金	4%
その他	5%
合計	100%

令和4年度

令和5年度

確定給付型年金制度	
一般勘定	100%
合計	100%

確定給付型年金制度	
一般勘定	100%
合計	100%

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00～1.50%
長期期待運用収益率	
特定退職共済制度	0.71%
確定給付型年金制度	1.08%
数理計算上の差異の処理年数	5年
過去勤務費用の処理年数	5年

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00～2.05%
長期期待運用収益率	
特定退職共済制度	0.70%
確定給付型年金制度	1.11%
数理計算上の差異の処理年数	5年
過去勤務費用の処理年数	5年

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は87百万円であり、同額を特例業務負担引当金から取り崩しています。

令和5年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は791百万円であり、同額を特例業務負担引当金として計上します。

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は84百万円であり、同額を特例業務負担引当金から取り崩しています。

令和6年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は678百万円であり、同額を特例業務負担引当金として計上します。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	578
役員退任慰労引当金	1
賞与引当金	84
賞与引当金法定福利費	13
未収利息不計上額	18
未払事業税・未払地方法人特別税	6
資産除去債務	54
特例業務負担金	218
有価証券(減損)	0
新潟市事業所税	6
減損損失	400
未経過借地料	3
その他	42
評価性引当額	△554
繰延税金資産合計(A)	874
繰延税金負債(B)	△15
その他有価証券	△9
資産除去債務	△5
繰延税金資産の純額(A)+(B)	859

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.71%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.30%
住民税均等割等	2.88%
評価性引当額の増減	△5.22%
その他	△0.30%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.43%

10. 合併に関する注記

当JAは、新設合併により設立されています。

(1) 消滅組合の名称 : 北蒲みなみ農業協同組合、ささかみ農業協同組合、新潟みらい農業協同組合、新津さつき農業協同組合及び越後中央農業協同組合

(2) 合併の目的 : 合併によるスケールメリットを發揮し、農業生産コストの低減、財務基盤の強化や事業機能の高位平準化・効率

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	594
役員退任慰労引当金	3
賞与引当金	83
賞与引当金法定福利費	13
年度末賞与	48
貸倒引当金	1
未収利息不計上額	18
未払事業税・未払地方法人特別税	17
前払費用	0
資産除去債務	87
特例業務負担引当金	187
有価証券(減損)	0
新潟市事業所税	6
減損損失	403
未経過借地料	2
その他有価証券	432
その他	40
評価性引当額	△1,003
繰延税金資産合計(A)	938
繰延税金負債(B)	△11
その他有価証券	△5
資産除去債務	△5
その他	0
繰延税金資産の純額(A)+(B)	927

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.99%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.52%
住民税均等割等	2.73%
事業分量配当	△2.59%
評価性引当額の増減	2.21%
その他	△1.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.31%

化を図ることを目的としています。

- (3) 合併日 : 令和4年4月1日  
 (4) 新設組合の名称 : 新潟かがやき農業協同組合  
 (5) 合併比率及び算定方法 : 5組合による1対1の対等合併  
 (6) 出資1口当たりの金額 : 1,000円  
 (7) 合併消滅組合から承継した資産、負債、純資産の額及び主な内訳

資産 : 468,148百万円 (うち預金300,077百万円、有価証券15,330百万円、貸出金101,703百万円、経済事業未収金4,986百万円、有形固定資産17,858百万円)

負債 : 436,963百万円 (うち貯金423,064百万円)

純資産 : 31,185百万円 (うち出資金12,867百万円)

なお、これらについては帳簿価額で評価しています。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 子会社の合併に関する事項

当JAの葬祭関連事業子会社「(株)JAライフサービス越後中央」、「(株)みらいサービス」、「(株)くみあい企画」並びに「(有)水原公益社」は、組織及び経営基盤の強化等を目的として(株)JAライフサービス越後中央を合併会社とし、(株)みらいサービス、(株)くみあい企画、(有)水原公益社を被合併会社とする吸収合併により「(株)JAライフ新潟」として合併する旨の合併契約を令和4年11月7日に締結しました。この契約に基づき、当該子会社は令和5年4月1日に合併しました。

### (2) 子会社の吸収・統合に関する事項

当JAの燃料事業子会社である「(有)アグリサポート」は、令和5年4月1日に当JAの燃料購買部門に吸収・統合し、横越給油所としました。

## 12. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 13. その他の注記

### (1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

#### 1. 当該資産除去債務の概要

当JAの建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、建物の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

#### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～24年、割引率は0～1.9%を採用しています。

## 9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 10. その他の注記

### (1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

#### 1. 当該資産除去債務の概要

当JAの建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、建物の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

#### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～23年、割引率は0～1.9%を採用しています。

令和4年度

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	193 百万円
有害物質除去義務の認識に伴う増加額	34 百万円
時の経過による調整額	0 百万円
資産除去債務の履行による減少額	△30 百万円
期末残高	197 百万円

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当JAは、一部の施設に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

令和5年度

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	197 百万円
有害物質除去義務の認識に伴う増加額	119 百万円
時の経過による調整額	0 百万円
期末残高	317 百万円

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当JAは、一部の施設に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

#### 4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
1 当期末処分剰余金	670	2,843
2 任意積立金取崩額	4,642	—
税効果調整積立金	928	—
リスク管理積立金	1,668	—
施設整備積立金	1,601	—
農業振興支援事業積立金	194	—
農業関連推進積立金	150	—
福祉事業積立金	100	—
3 剰余金処分額	5,128	2,625
(1) 利益準備金	140	150
(2) 任意積立金	4,774	2,271
リスク管理積立金	1,800	290
施設整備積立金	1,800	1,900
かがやき農業振興支援事業積立金	300	17
税効果調整積立金	874	63
(3) 出資配当金	125	123
(4) 事業分量配当金	87	81
4 次期繰越剰余金	184	217

(注)

1 出資に対する配当金の割合は次のとおりです。ただし、年度内の増資及び新加入については日割計算をいたします。

令和4年度 1.0% 令和5年度 1.0%

2 事業の利用分量に対する配当金の基準は、次のとおりです。

肥料・農薬・生産資材の供給高に対して 令和4年度 1.0% 令和5年度 1.0%

3 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和4年度 35百万円 令和5年度 34百万円

## 5. 部門別損益計算書

《令和4年度》

(単位：百万円)

区 分	合 計	信用 事業	共済 事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管理費等
事業収益 ①	32,542	3,469	2,379	18,011	8,557	125	
事業費用 ②	21,941	363	60	14,014	7,167	335	
事業総利益 ③ (①-②)	10,600	3,105	2,318	3,996	1,389	△210	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費 ⑤')	9,467 ( 864 ) ( 6,697 )	2,339 ( 96 ) ( 1,636 )	1,583 ( 64 ) ( 1,240 )	3,126 ( 599 ) ( 1,968 )	1,769 ( 76 ) ( 1,336 )	648 ( 26 ) ( 515 )	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費 ⑦')		621 ( 88 ) ( 210 )	483 ( 64 ) ( 164 )	667 ( 73 ) ( 253 )	437 ( 29 ) ( 184 )	171 ( 19 ) ( 59 )	△2,381 ( △275 ) ( △873 )
事業利益⑧ (③-④)	1,133	766	735	869	△379	△858	
事業外収益⑨	473	113	86	143	106	23	
※うち共通分⑩		111	86	118	88	22	△428
事業外費用⑪	61	12	9	20	17	1	
※うち共通分⑫		12	9	9	7	1	△41
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	1,544	867	812	993	△290	△837	
特別利益⑭	58	-	-	58	-	0	
※うち共通分⑮		-	-	0	-	0	△0
特別損失⑯	715	64	51	126	460	12	
※うち共通分⑰		64	51	60	44	12	△233
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	887	802	760	925	△751	△849	
営農指導事業分 配賦額⑲		-	-	849	-	△849	
営農指導事業分 配賦後税引前 当期利益⑳ (⑱-⑲)	887	802	760	76	△751		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

### 1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等  
人員数割

(2) 営農指導事業  
農業関連事業に全額配賦

### 2 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	合 計
共 通 管 理 費 等	22.99%	17.50%	33.75%	18.40%	7.36%	100.00%
営 農 指 導 事 業			100.00%			100.00%

《令和5年度》

(単位：百万円)

区 分	合 計	信用 事業	共済 事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管理費等
事業収益 ①	32,281	3,619	2,242	17,102	9,194	121	
事業費用 ②	21,798	439	58	13,281	7,753	265	
事業総利益 ③ (①-②)	10,482	3,180	2,184	3,821	1,440	△143	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費 ⑤')	9,964 ( 957 ) ( 6,964 )	2,443 ( 94 ) ( 1,703 )	1,605 ( 64 ) ( 1,259 )	3,487 ( 722 ) ( 2,108 )	1,726 ( 48 ) ( 1,344 )	700 ( 27 ) ( 547 )	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費 ⑦')		666 ( 87 ) ( 241 )	496 ( 64 ) ( 183 )	756 ( 68 ) ( 307 )	411 ( 24 ) ( 198 )	190 ( 20 ) ( 67 )	△2,521 ( △265 ) ( △998 )
事業利益⑧ (③-④)	518	736	578	333	△286	△844	
事業外収益⑨	492	122	84	146	114	25	
※うち共通分⑩		121	84	113	73	25	△417
事業外費用⑪	79	21	12	11	33	1	
※うち共通分⑫		18	12	6	4	1	△42
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	931	838	650	468	△204	△821	
特別利益⑭	153	21	16	91	17	6	
※うち共通分⑮		21	16	27	17	6	△89
特別損失⑯	148	1	1	72	71	1	
※うち共通分⑰		1	1	2	1	1	△8
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	937	857	665	487	△257	△816	
営農指導事業分 配賦額⑲		-	-	816	-	△816	
営農指導事業分 配賦後税引前 当期利益⑳ (⑱-⑲)	937	857	665	△328	△257		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

人員数割

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額配賦

2 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	合 計
共 通 管 理 費 等	22.99%	17.50%	33.75%	18.40%	7.36%	100.00%
営 農 指 導 事 業			100.00%			100.00%



## 6. 会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## 『Ⅱ 損益の状況』

### 1. 最近の事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目	令和4年度	令和5年度
経常収益(事業収益)	32,542	32,281
信用事業収益	3,469	3,619
共済事業収益	2,379	2,242
農業関連事業収益	18,011	17,102
生活その他事業収益	8,557	9,194
営農指導事業収益	125	121
経常利益	1,544	931
当期剰余金	670	681
出資金 (出資口数)	12,669 (12,669,893)	12,412 (12,412,274)
純資産額	30,814	30,277
総資産額	466,375	470,344
貯金残高	422,673	426,279
貸出金残高	103,911	105,742
有価証券残高	22,986	33,175
剰余金配当額	213	204
出資配当額	125	123
事業利用分量配当額	87	81
職員数	1,456	1,423
単体自己資本比率	16.81%	17.24%

(注1) 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

(注2) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

(注3) 信託業務の取り扱いはありません。

(注4) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

## 2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度	増減
資金運用収支	3,204	3,307	102
役務取引等収支	124	123	△ 1
その他信用事業収支	△ 223	△ 249	△ 26
信用事業粗利益	3,104	3,430	325
信用事業粗利益率	0.74	0.81	0.08
事業粗利益	10,817	10,550	△ 267
事業粗利益率	2.31	2.25	△ 0.06
事業純益	1,350	573	△ 776
実質事業純益	1,350	585	△ 765
コア事業純益	1,344	585	△ 759
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	1,169	585	△ 759

(注1) 信用事業粗利益＝信用事業総収益(その他経常収益を除く。)－信用事業総費用(その他経常費用を除く。)+金銭の信託運用見合費用

(注2) 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
※信用事業資産平均残高は、前期末と当期末の平均により算出しています。

(注3) 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

(注4) 事業粗利益率＝事業粗利益/総資産(除く債務保証見返)平均残高×100  
※総資産平均残高は、前期末と当期末の平均により算出しています。

(注5) 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

(注6) 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

(注7) コア事業純益＝実質事業粗利益－国債等債券関係損益

(注8) コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益－投資信託解約損益

### 3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	416,666	2,890	0.69	415,138	2,957	0.71
うち預金	295,303	1,533	0.52	279,425	1,491	0.53
うち有価証券	18,339	174	0.95	30,228	295	0.98
うち貸出金	103,023	1,182	1.15	105,485	1,170	1.11
資金調達勘定	427,194	21	0.01	426,515	18	0.00
うち貯金・定積	425,651	18	0.00	424,953	15	0.00
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	1,543	3	0.22	1,561	3	0.23
総資金利ざや	-	-	0.29	-	-	0.29

(注1) 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

(注2) 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

### 4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	-	66
うち預け金	-	△ 42
うち有価証券	-	120
うち貸出金	-	△ 11
支払利息	-	△ 3
うち貯金・定積	-	△ 3
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	0
差引	-	69

(注1) 増減額は前年度対比です。

(注2) 受取利息の預け金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

## 『Ⅲ 事業の概況』

### 1. 信用事業

#### (1) 貯金に関する指標

##### ①科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
流動性貯金	237,865 (55.8)	245,332 (57.7)	7,467
定期性貯金	187,571 (44.0)	179,385 (42.2)	△ 8,186
その他の貯金	214 (0.0)	234 (0.0)	19
計	425,651 (100.0)	424,952 (100.0)	△ 699
譲渡性貯金	- (-)	- (-)	-
合 計	425,651 (100.0)	424,952 (100.0)	△ 699

(注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

(注3) ( )内は構成比です。

##### ②定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
定期貯金	177,810 (97.3)	169,786 (97.7)	△ 8,024
うち固定金利定期	177,703 (99.9)	169,687 (99.9)	△ 8,016
うち変動金利定期	106 (0.0)	98 (0.0)	△ 8

(注1) 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

(注2) 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(注3) ( )内は構成比です。

#### (2) 貸出金等に関する指標

##### ①科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
手形貸付	299 (0.2)	301 (0.2)	1
証書貸付	99,216 (96.2)	101,656 (96.3)	2,440
当座貸越	1,166 (1.1)	1,203 (1.1)	36
割引手形	- (-)	3 (0.0)	3
金融機関貸付	2,360 (2.2)	2,347 (2.2)	△ 12
合 計	103,042 (100.0)	105,511 (100.0)	2,469

## ②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
固定金利貸出	64,172 (61.7)	62,923 (59.5)	△ 1,249
変動金利貸出	37,480 (36.0)	40,673 (38.4)	3,192
その他	2,258 (2.1)	2,146 (2.0)	△ 112
合 計	103,911 (100.0)	105,742 (100.0)	1,831

(注1) ( )内は構成比です。

(注2)「その他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分が困難なものです。

## ③貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
貯金・定期積金等	1,255	1,142	△ 112
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	2,106	1,765	△ 341
その他担保物	987	755	△ 232
小計	4,349	3,663	△ 685
農業信用基金協会保証	70,074	72,067	1,992
その他保証	11,879	13,488	1,609
小計	81,953	85,555	3,601
信用	17,608	16,524	△ 1,084
合 計	103,911	105,742	1,831

## ④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

## ⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
設備資金	92,960 (89.2)	95,218 (89.7)	2,258
運転資金	10,946 (10.4)	10,521 (9.6)	△ 427
合 計	103,911 (100.0)	105,742 (100.0)	1,831

(注) ( )内は構成比です。

## ⑥貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
農業	18,710 (18.0)	18,209 (17.2)	△ 501
林業	84 (0.0)	120 (0.1)	36
水産業	- (-)	- (-)	-
製造業	11,704 (11.2)	12,318 (11.6)	613
鉱業	718 (0.6)	777 (0.7)	58
建設業	9,938 (9.5)	10,454 (9.8)	515
不動産業	6,818 (6.5)	6,299 (5.9)	△ 519
電気・ガス・熱供給・水道業	1,350 (1.2)	1,668 (1.5)	317
運輸・通信業	5,606 (5.3)	5,678 (5.3)	72
卸売・小売業・飲食店	3,884 (3.7)	3,887 (3.6)	3
サービス業	22,218 (21.3)	23,766 (22.4)	1,547
金融・保険業	4,205 (4.0)	2,091 (1.9)	△ 2,114
地方公共団体	834 (0.8)	2,650 (2.5)	1,815
その他	17,836 (17.1)	17,821 (16.8)	△ 14
合 計	103,911 (100.0)	105,742 (100.0)	1,831

(注) ( )内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

## ⑦主要な農業関係の貸出金残高

(1)営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
農業	9,963	9,909	△ 53
穀作	5,342	5,299	△ 43
野菜・園芸	961	953	△ 8
果樹・樹園農業	442	448	6
工芸作物	55	70	14
養豚・肉牛・酪農	210	201	△ 8
養鶏・養卵	7	5	△ 2
養蚕	-	-	-
その他農業	2,942	2,931	△ 11
農業関連団体等	-	-	-
合 計	9,963	9,909	△ 53

(注)1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。「営農類型別」の合計と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は、集計方法が異なるため一致いたしません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれます。

(2)資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
プロパー資金	7,911	7,901	△ 10
農業制度資金	2,051	2,008	△ 43
近代化資金	461	391	△ 70
その他制度資金	1,590	1,617	27
合計	9,963	9,909	△ 53

(注)1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸出金〕

該当する取引はありません。



⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	600	139	210	217	567
	令和5年度	563	127	227	176	531
危険債権	令和4年度	300	59	215	15	291
	令和5年度	331	91	166	65	323
要管理債権	令和4年度	30	24	-	0	24
	令和5年度	19	16	-	0	17
三月以上延滞債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和4年度	30	24	-	0	24
	令和5年度	19	16	-	0	17
小 計	令和4年度	931	223	426	233	883
	令和5年度	914	235	394	241	872
正常債権	令和4年度	103,060				
	令和5年度	104,918				
合 計	令和4年度	103,991				
	令和5年度	105,832				

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
令和4年度	一般貸倒引当金	64	26	-	64	26
	個別貸倒引当金	332	307	3	329	307
	合 計	397	334	3	394	334
令和5年度	一般貸倒引当金	26	31	-	26	31
	個別貸倒引当金	307	308	5	302	308
	合 計	334	340	5	328	340

⑪貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	-	-

### (3)内國為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

種 類		令和4年度		令和5年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	102	599	103	616
	金 額	69,491	124,168	75,867	136,966
代金取立為替	件 数	0	0	-	0
	金 額	11	15	-	8
雑為替	件 数	6	4	5	3
	金 額	1,660	521	2,063	1,243
合 計	件 数	108	603	108	620
	金 額	71,163	124,705	77,930	138,218

### (4)有価証券に関する指標

#### ①種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増減
国債	7,459	13,468	6,008
地方債	1,325	2,006	681
政府保証債	-	-	-
金融債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	9,554	14,753	5,199
受益証券	-	-	-
株式	-	-	-
合 計	18,339	30,228	11,888

#### ②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### ③有価証券残存期間別残高

《令和4年度》

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以 下	10年超	期間の 定め ないもの	合計
国債	64	226	124	124	186	11,498	-	12,224
地方債	112	24	224	913	-	103	-	1,381
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	715	1,606	2,557	1,928	3,324	2,479	-	12,620
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-

《令和5年度》

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以 下	10年超	期間の 定め ないもの	合計
国債	△ 51	220	220	220	330	17,594	-	18,538
地方債	31	62	359	842	57	1,729	-	3,085
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	747	3,268	1,218	3,188	4,786	3,786	-	17,005
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-

### (5)有価証券等の時価情報等

#### ①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差 額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差 額
売買目的有価証券	-	-	-	-

## [満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他証券	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-	
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他証券	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-	
合 計		-	-	-	-	-	

## [その他有価証券]

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原 価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原 価	差額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-	-
	国債	1,884	1,859	24	995	984	10
	地方債	1,250	1,205	44	2,364	2,327	37
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	3,055	3,008	46	3,737	3,705	32
	その他証券	-	-	-	-	-	-
	外部出資	1	1	0	2	1	1
小計	6,191	6,075	115	7,101	7,019	82	
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-	-
	国債	8,578	8,908	△ 329	14,195	15,133	△ 937
	地方債	90	99	△ 9	497	515	△ 17
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	8,127	8,671	△ 543	11,384	12,053	△ 669
	その他証券	-	-	-	-	-	-
	外部出資	-	-	-	-	-	-
小計	16,796	17,680	△ 883	26,077	27,702	△ 1,624	
合 計		22,988	23,755	△ 767	33,178	34,721	△ 1,542

## ②金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

## ③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## (6) 預かり資産の状況

### ①投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	102,494	601,587

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

### ②残高有り投資信託口座数

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
残高有り投資信託 口座数	154	824

## 2. 共済取扱実績

### (1) 長期共済保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度		
	件数	金額	件数	金額	
生命系	終身共済	57,181	437,922	56,472	413,525
	定期生命共済	1,199	9,073	1,421	10,464
	養老生命共済	24,087	157,432	20,202	131,937
	うちこども共済	10,527	50,844	10,020	45,798
	医療共済	37,217	13,705	37,125	12,648
	がん共済	10,352	1,442	10,408	1,384
	定期医療共済	1,338	3,539	1,231	3,292
	介護共済	3,817	6,558	4,058	7,373
	認知症共済	258		315	
	生活障害共済	1,649		1,900	
	特定重度疾病共済	2,580		2,960	
	年金共済	21,707	141	21,204	131
	建物更生共済	51,671	733,312	50,343	716,325
合 計	213,056	1,363,129	207,639	1,297,082	

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

### (2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	37,217	170	37,125	157
がん共済	10,352	55	10,408	55
定期医療共済	1,338	6	1,231	6
合 計	48,907	232	48,764	219

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

### (3) 介護系その他の共済金額保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	3,817	9,646	4,058	10,594
認知症共済	258	349	315	426
生活障害共済(一時金型)	1,219	6,017	1,436	7,067
生活障害共済(定期年金型)	430	355	464	375
特定重度疾病共済	2,580	2,552	2,960	2,902

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

### (4) 年金共済の年金保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	15,462	7,458	14,960	7,206
年金開始後	6,245	2,731	6,244	2,742
合 計	21,707	10,190	21,204	9,948

(注)金額は、年金年額を記載しています。

### (5) 短期共済新契約高

(単位:件、百万円)

種 類	令和4年度			令和5年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	15,146	183,005	185	14,989	181,962	180
自動車共済	61,095		2,376	60,100		2,336
傷害共済	21,179	75,963	18	27,346	98,982	17
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	13	46	0	11	40	0
賠償責任共済	1,458		3	1,301		3
自賠責共済	10,097		185	9,678		159
合 計	108,988		2,770	113,425		2,697

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。



### 3. 農業・生活その他事業取扱実績

#### (1) 購買事業取扱実績

##### ① 受託購買品

種類		令和4年度	令和5年度
		取扱高	取扱高
資生 材産	素牛	-	3
	小計	-	3
物生 資活		-	-
	小計	-	-
合 計		-	3

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

##### ② 買取購買品

(単位:百万円)

種類		令和4年度	令和5年度
		供給高	供給高
生 産 資 材	肥料	3,745	3,282
	農薬	3,070	2,948
	飼料	558	583
	農業機械	2,121	2,115
	自動車(除く二輪)	1,307	1,242
	燃料	5,180	5,804
	その他	3,083	2,880
	小計	19,066	18,857
生 活 物 資	米	277	276
	生鮮食品	-	-
	一般食品	408	661
	衣料品	-	-
	耐久消費財	420	353
	日用保健雑貨	-	-
	家庭燃料	196	201
	その他	0	-
小計	1,303	1,494	
合 計		20,370	20,351

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

## (2) 販売事業取扱実績

### ①受託販売品

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和5年度
	取扱高	取扱高
米	21,285	24,759
麦	11	23
豆・雑穀	822	719
野菜	4,551	4,362
果実	5,431	4,939
花き・花木	1,975	1,753
畜産物	845	770
その他	1,261	1,271
合 計	36,183	38,600

(注)取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

### ②買取販売品

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和5年度
	取扱高	取扱高
野菜	-	17
花き・花木	-	0
その他	641	680
合 計	641	697

(注)取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

## (3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
収益	566	559
費用	259	292
差引	307	266

#### (4) 利用事業取扱実績

(単位：百万円)

項目		金額	
		令和4年度	令和5年度
施設利用	収益	729	702
	費用	477	495
	粗利益	252	207
営農機械	収益	38	41
	費用	17	37
	粗利益	21	4
育苗施設	収益	110	111
	費用	74	79
	粗利益	36	31
予冷	収益	7	5
	費用	8	9
	粗利益	△ 1	△ 3
園芸利用	収益	28	8
	費用	27	14
	粗利益	1	△ 5
選果	収益	50	45
	費用	40	39
	粗利益	10	6
その他利用	収益	13	24
	費用	6	3
	粗利益	7	20
利用事業計	収益	978	941
	費用	651	679
	粗利益	326	261

#### (5) その他事業取扱実績

(単位：百万円)

項目		金額	
		令和4年度	令和5年度
加工事業	収益	421	144
	費用	389	129
	粗利益	32	14
宅地事業	収益	57	13
	費用	41	8
	粗利益	15	4
農用地利用調整事業	収益	667	576
	費用	660	570
	粗利益	7	6
高齢者福祉事業	収益	89	81
	費用	40	16
	粗利益	49	64
指導事業	収入	135	134
	支出	365	307
	差額	△ 230	△ 173

※農用地利用調整事業の収益と費用は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

## 『IV 経営諸指標』

### 1. 利益率

(単位:%)

項目	令和4年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.331	0.199	△ 0.132
資本経常利益率	4.982	3.049	△ 1.933
総資産当期純利益率	0.144	0.145	0.002
資本当期純利益率	2.164	2.230	0.066

(注1) 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平残 × 100

(注2) 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平残 × 100

(注3) 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平残 × 100

(注4) 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平残 × 100

※分母の総資産、純資産の平均残高は期首と期末の平均残高により算出しています。

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

項目		令和4年度	令和5年度	増減
貯貸率	期末	24.6	24.8	0.2
	期中平均	24.2	24.8	0.6
貯証率	期末	5.4	7.8	2.3
	期中平均	4.3	7.1	2.8

(注1) 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

(注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

(注3) 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

(注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

## 『V 自己資本の充実の状況』

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	31,377	31,621
うち、出資金及び資本準備金の額	12,680	12,423
うち、再評価積立金の額	2	2
うち、利益剰余金の額	19,006	19,473
うち、外部流出予定額 (△)	213	204
うち、上記以外に該当するものの額	△98	△73
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	26	31
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	26	31
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	31,403	31,653
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	54	59
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの以外の額	54	59
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—

項 目	令和4年度	令和5年度
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す るものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関 連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す るものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	54	59
自己資本		
自己資本の額（（イ）—（ロ）） (ハ)	31,349	31,593
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	165,936	163,102
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の 合計額	△3,540	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,540	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係る ものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除し て得た額	20,498	20,155
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	186,434	183,257
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.81%	17.24%

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	2,673	—	—	2,432	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,779	—	—	16,136	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,485	—	—	5,499	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	201	20	0	201	20	0
我が国の政府関係機関向け	1,407	140	5	1,506	150	6
地方三公社向け	199	39	1	199	39	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者 向け	288,257	57,651	2,306	280,083	56,016	2,240
法人等向け	11,075	6,097	243	14,749	7,550	302
中小企業等向け及び個人向け	16,775	7,080	283	17,821	7,086	283
抵当権付住宅ローン	1,846	597	23	1,734	560	22
不動産取得等事業向け	9,296	9,164	366	8,689	8,570	342
三月以上延滞等	503	217	8	520	206	8
取立未済手形	42	8	0	77	15	0
信用保証協会等保証付	70,195	6,948	277	72,173	7,156	286
株式会社地域経済活性化支援機構等こ よる保証付	—	—	—	—	—	—
共済的貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	2,681	2,681	107	2,582	2,582	103
(うち出資等のエクスポージャー)	2,681	2,681	107	2,582	2,582	103
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	50,009	78,828	3,153	47,768	73,145	2,925
(うち他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象普通出資等及び	—	—	—	—	—	—

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
その他外部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエク スポージャー						
(うち農林中央金庫又は農業協同組 合連合会の対象普通出資等に係るエク スポージャー)	18,331	45,827	1,833	15,971	39,927	1,597
(うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポー ジャー)	890	2,225	89	955	2,388	95
(うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有している他の 金融機関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に関するエクスポー ジャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有していない他 の金融機関等に係るその他外部TL AC関連調達手段に係る5%基準額 を上回る部分に係るエクスポー ジャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポー ジャー)	30,788	30,775	1,231	30,842	30,828	1,233
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額 に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—



信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	3,540	141	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	467,432	165,936	6,637	472,175	163,102	6,524
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	467,432	165,936	6,637	472,175	163,102	6,524
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して 得た額		所要自己 資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して 得た額		所要自己 資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
	20,498		819	20,155		806
所要自己資本総計	リスク・アセット等 (分母)計		所要自己 資本額	リスク・アセット等 (分母)計		所要自己 資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
	186,434		7,457	183,257		7,330

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかると信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和4年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	2,341	2,341	-	48	2,256	2,256	-	33
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	1,125	22	1,102	-	1,204	15	1,188	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,103	502	601	-	1,503	601	901	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,888	-	2,888	-	4,194	-	4,194	-
	運輸・通信業	3,598	-	3,598	-	4,108	-	4,108	-
	金融・保険業	307,581	2,360	1,607	-	298,227	-	2,295	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,441	532	1,909	82	3,957	851	3,105	76
	日本国政府・地方公共団体	12,281	194	12,087	-	21,648	2,662	18,985	-
	上記以外	4,762	2,079	-	2	3,529	946	-	0
	個人	96,106	95,997	-	370	98,622	98,525	-	409
その他	33,201	-	-	-	32,924	-	-	-	
業種別残高計		467,432	104,030	23,795	503	472,175	105,859	34,780	520
残存期間別残高計	1年以下	289,290	1,487	703		282,102	1,515	703	
	1年超3年以下	6,105	4,097	1,507		6,884	3,898	2,986	
	3年超5年以下	7,755	5,173	2,582		6,944	5,635	1,309	
	5年超7年以下	7,957	5,294	2,663		8,868	5,116	3,751	
	7年超10年以下	9,071	5,876	3,194		12,314	7,742	4,572	
	10年超	93,530	80,385	13,144		101,875	80,419	21,456	
	期限の定めのないもの	53,722	1,715	-		53,185	1,532	-	
残存期間別残高計		467,432	104,030	23,795		472,175	105,859	34,780	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャー

- に該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
  3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
  4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

### ③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	64	26	-	64	26	26	31	-	26	31
個別貸倒引当金	332	307	3	329	307	307	308	5	302	308

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度						令和5年度						
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金 償却	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金 償却	
			目的 使用	その 他					目的 使用	その 他			
法人	農業	36	36	-	36	36	-	36	21	-	36	21	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	50	50	-	50	50	-	50	45	-	50	45	-
	上記以外	10	10	-	10	10	-	10	9	0	10	9	-
個人	236	209	3	233	209	-	209	232	5	204	232	-	
業種別計	332	307	3	329	307	-	307	308	5	302	308	-	

(注)

1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	17,130	17,130	-	26,035	26,035
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	71,090	71,090	-	73,272	73,272
	リスク・ウェイト20%	400	294,777	295,178	1,483	288,131	289,614
	リスク・ウェイト35%	-	1,554	1,554	-	1,452	1,452
	リスク・ウェイト50%	9,298	5,136	14,434	12,002	5,327	17,330
	リスク・ウェイト75%	-	4,631	4,631	-	4,145	4,145
	リスク・ウェイト100%	200	46,277	46,477	200	43,130	43,330
	リスク・ウェイト150%	-	73	73	-	68	68
	リスク・ウェイト250%	-	16,861	16,861	-	16,926	16,926
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		9,899	457,533	467,432	13,686	458,489	472,175

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

## ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引 業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	144	10,825	85	12,464
抵当権住宅ローン	-	279	-	269
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-
合計	144	11,104	85	12,734

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。



## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するリスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びリスク管理委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1	1	2	2
非上場	18,651	18,651	18,550	18,550
合計	18,652	18,652	18,553	18,553

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分を  
 その他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	-	1	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の  
 評価損益等）

（単位：百万円）

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等リスク管理要項」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NI Iに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NI I以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NI Iと大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,111	2,490	278	265
2	下方パラレルシフト	△4,149	△2,941	1	17
3	スティープ化	3,422	2,872		
4	フラット化	△2,454	△2,023		
5	短期金利上昇	△209	△196		
6	短期金利低下	384	82		
7	最大値	3,422	2,872	278	265
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	31,593		31,349	

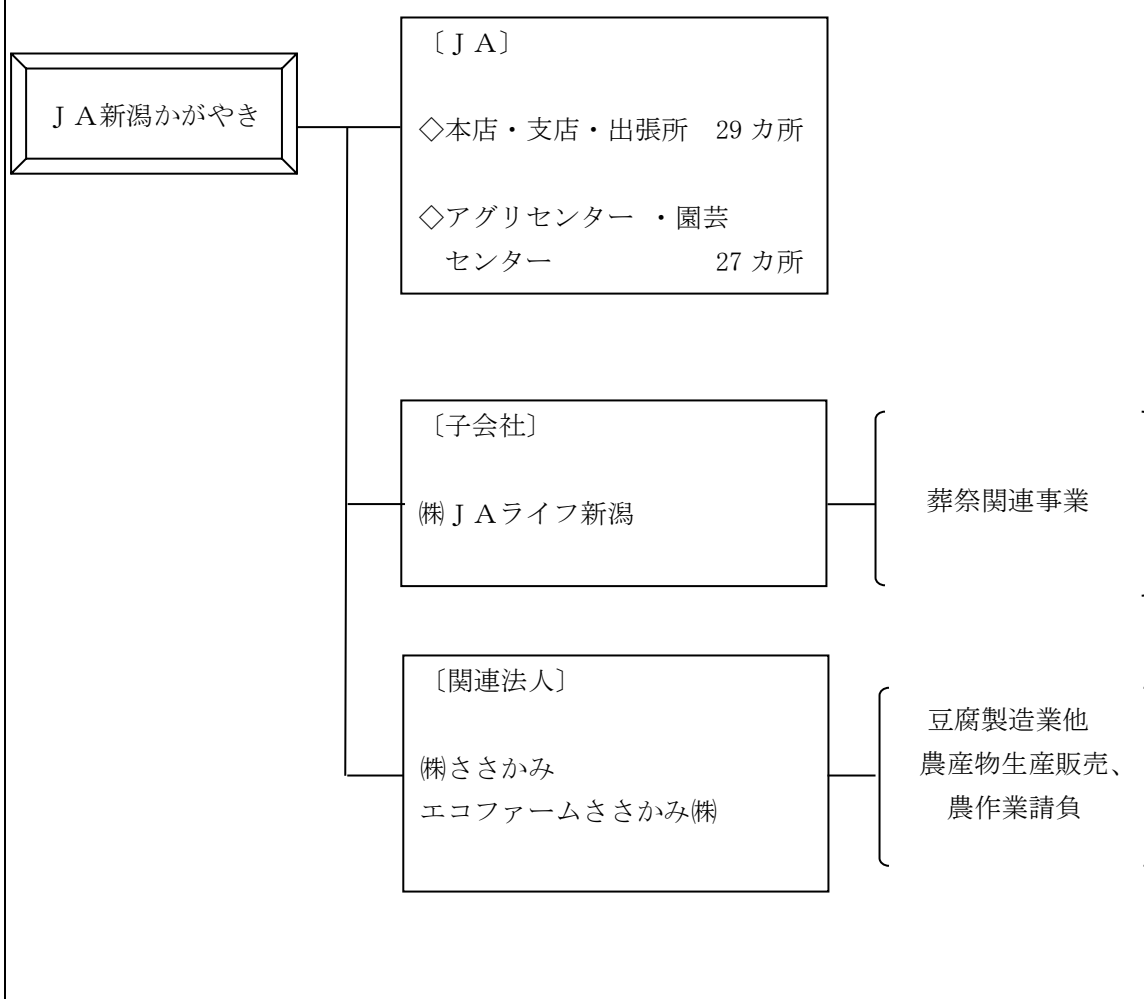
- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## 『VI 連結情報』

### 1. グループの概況

#### (1) グループの事業系統図

J A新潟かがやきのグループは、当J A、子会社1社、関連法人2社で構成されています。このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。当組合の関連法人である(株)ささかみと、エコファームささかみ(株)は、組合のグループ集団の財政状況や経営成績及びキャッシュフローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要度が乏しいため、組合の連結の範囲に含めておりません。



## (2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名 称	事務所の所在地	事業の内容	設 立 年月日	資本金	当JAの 議決権比率	他の子会社 等の議決権 比率
株JA ライフ新潟	燕市佐渡山 1428 番地	葬祭事業	平成 8 年 9 月 2 日	49	100.0%	0.0%
(株) ささかみ	阿賀野市村杉 3496 番地 156	豆腐製造他	平成 14 年 2 月 1 日	20	47.5%	22.5%
エコファーム ささかみ (株)	阿賀野市山崎 58 番地	農作業受託他	平成 19 年 5 月 18 日	10	19.2%	19.2%

### (3) 連結事業概況

#### ◇ 連結事業の概況

##### ① 事業の概況

令和5年度の当JAの連結決算は、子会社1社を連結しております。

連結決算の内容は、連結事業利益6億88百万円、連結当期剰余金7億93百万円、連結純資産320億43百万円、連結総資産4,716億10百万円で、連結自己資本比率は17.81%となりました。

##### ② 連結子会社等の事業概況

葬祭事業1社「(株)JA ライフ新潟」

葬祭事業は旧組合毎の葬祭子会社による事業運営を行っておりましたが、近年では葬祭事業を取り巻く環境が劇的に変化し、子会社単体による事業運営は困難が想定されたことや、今後は子会社による組織と業績のマネジメント強化が一層重要となることから、令和5年4月1日、当該子会社は合併し、新たに「(株)JA ライフ新潟」としてスタートしました。

合併により一貫したサービスの提供や取扱商品の売価の統一化、原価率の向上に向けた取り組みを進め、コロナウイルス感染症の5類への引き下げによる飲食の回復もあり、葬儀単価は1.3百万円（前年比106.9%）となりました。

他方で、コロナ禍で定着した「家族葬」が葬儀の大半を占め、さらに通夜を行わない「一日葬」や死亡した病院や施設から直接会場へ遺体を安置する「直行」も増加傾向であることから、施主のニーズに合ったプランの提案や各種イベントの開催による組合員や地域住民との接点強化など、葬儀件数の増加に取り組んだところ、葬儀件数は過去最高の1,417件（前年比+20件）となりました。

以上の結果、純売上高は純額で1,993百万円、売上総利益は1,071百万円となり、販売費・一般管理費は計画比で99.3%に抑えられたことから、営業利益は138百万円（計画比209.9%）、税引前当期純利益は163百万円（計画比275.2%）を計上することができました。

#### ◇ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当事項はありません。

#### (4) 最近の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
連結経常収益		
(事業収益)	24,544	24,633
信用事業収益	3,457	3,609
共済事業収益	2,378	2,240
農業関連事業収益	18,011	17,102
その他事業収益	698	1,682
連結経常利益	1,661	1,083
連結当期剰余金	753	793
連結純資産額	32,168	32,043
連結総資産額	467,415	471,610
連結自己資本比率	17.17%	17.81%

(注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。



(5) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)	科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>416,667</b>	<b>420,702</b>	<b>1. 信用事業負債</b>	<b>425,100</b>	<b>428,930</b>
(1) 現金及び預金	290,169	282,056	(1) 貯 金	421,993	425,449
(2) 有価証券	22,986	33,175	(2) 借 入 金	1,557	1,551
(3) 貸 出 金	103,415	105,287	(3) その他の信用事業負債	1,548	1,929
(4) その他の信用事業資産	352	453	<b>2. 共済事業負債</b>	<b>2,928</b>	<b>2,890</b>
(5) 貸倒引当金	△ 257	△ 270	(1) 共済資金	1,919	1,915
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	(2) その他の共済事業負債	1,009	975
(1) その他の共済事業資産	1	1	<b>3. 経済事業負債</b>	<b>2,149</b>	<b>2,053</b>
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>11,099</b>	<b>10,068</b>	(1) 支払手形及び経済事業未払金	1,865	1,640
(1) 受取手形及び経済事業未収金	5,606	5,219	(2) その他の経済事業負債	283	413
(2) 棚卸資産	1,049	1,002	<b>4. 設備借入金</b>	<b>500</b>	<b>500</b>
(3) その他の経済事業資産	4,523	3,915	<b>5. 雑負債</b>	<b>1,278</b>	<b>1,988</b>
(4) 貸倒引当金	△ 79	△ 70	(1) 未払法人税等	103	313
<b>4. 雑資産</b>	<b>991</b>	<b>912</b>	(2) リース債務	33	28
<b>5. 固定資産</b>	<b>19,556</b>	<b>20,443</b>	(3) 資産除去債務	197	317
(1) 有形固定資産	19,466	20,359	(4) その他の負債	943	1,328
建物	28,032	29,884	<b>6. 諸引当金</b>	<b>3,290</b>	<b>3,203</b>
機械装置	6,860	7,111	(1) 賞与引当金	326	327
土地	9,047	9,374	(2) 退職給付に係る負債	2,149	2,182
リース資産	236	259	(3) 役員退職慰労引当金	7	14
建設仮勘定	532	24	(4) 特例業務負担引当金	806	678
その他の有形固定資産	5,011	5,280	<b>負債の部合計</b>	<b>435,246</b>	<b>439,566</b>
減価償却累計額	△ 30,254	△ 31,576	<b>1. 組合員資本</b>	<b>32,945</b>	<b>33,591</b>
(2) 無形固定資産	89	84	(1) 出資金	12,669	12,667
その他の無形固定資産	89	84	(2) 資本剰余金	13	13
<b>6. 外部出資</b>	<b>18,217</b>	<b>18,515</b>	(3) 利益剰余金	20,363	20,986
(1) 外部出資	18,217	18,509	(4) 処分未済持分	△ 98	△ 73
(2) 外部出資等損失引当金	-	5	(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 2	△ 2
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>881</b>	<b>955</b>	<b>2. 評価・換算差額等</b>	<b>△ 776</b>	<b>△ 1,548</b>
<b>8. 繰延資産</b>	<b>-</b>	<b>10</b>	(1) その他有価証券評価差額金	△ 776	△ 1,548
<b>資産の部合計</b>	<b>467,415</b>	<b>471,610</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>32,168</b>	<b>32,043</b>
			<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>467,415</b>	<b>471,610</b>

(6) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)	令和5年度 (令和5年4月1日～ 令和6年3月31日)	科 目	令和4年度 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)	令和5年度 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)
<b>1. 事業総利益</b>	<b>11,597</b>	<b>11,514</b>	<b>2. 事業管理費</b>	<b>10,307</b>	<b>10,825</b>
(1) 信用事業収益	3,457	3,609	(1) 人件費	7,223	7,533
資金運用収益	3,228	3,328	(2) その他事業管理費	3,084	3,292
(うち預金利息)	(1,533)	(1,491)	<b>事業利益</b>	<b>1,290</b>	<b>688</b>
(うち有価証券利息)	(174)	(295)	<b>3. 事業外収益</b>	<b>432</b>	<b>474</b>
(うち貸出金利息)	(1,171)	(1,161)	(1) 受取雑利息	22	20
(うちその他受入利息)	(348)	(380)	(2) 受取出資配当金	271	271
役務取引等収益	164	164	(3) その他の事業外収益	138	182
その他事業直接収益	6	0	<b>4. 事業外費用</b>	<b>61</b>	<b>79</b>
その他経常収益	57	116	(1) 支払雑利息	0	-
(2) 信用事業費用	363	439	(2) 寄付金	-	6
資金調達費用	34	30	(3) 賃貸関連費用	-	32
(うち貯金利息)	(15)	(13)	(2) その他の事業外費用	61	41
(うち給付補填備金繰入)	(2)	(1)	<b>経常利益</b>	<b>1,661</b>	<b>1,083</b>
(うち借入金利息)	(3)	(3)	<b>5. 特別利益</b>	<b>60</b>	<b>169</b>
(うちその他支払利息)	(13)	(12)	(1) 固定資産処分益	0	8
役務取引等費用	40	40	(2) その他の特別利益	60	160
その他経常費用	287	367	<b>6. 特別損失</b>	<b>715</b>	<b>153</b>
(うち貸倒引当金戻入益)	(△61)	(△17)	(1) 固定資産処分損	69	17
信用事業総利益	3,093	3,170	(2) 減損損失	586	76
(3) 共済事業収益	2,378	2,240	(3) その他の特別損失	58	59
共済付加収入	2,247	2,136	<b>税金等調整前当期利益</b>	<b>1,006</b>	<b>1,099</b>
その他の収益	130	103	法人税、住民税及び事業税	179	376
(4) 共済事業費用	60	58	法人税等調整額	74	(△70)
共済推進費	15	12	法人税等合計	253	306
共済保全費	35	23	<b>当期剰余金</b>	<b>753</b>	<b>793</b>
その他の費用	10	21			
共済事業総利益	2,317	2,181			
(5) 購買事業収益	13,917	14,121			
購買品供給高	11,142	11,485			
購買手数料	1,902	1,799			
修理サービス料	-	649			
その他の収益	872	188			
(6) 購買事業費用	9,672	9,871			
購買品供給原価	8,927	9,194			
購買品供給費	465	432			
その他の費用	279	244			
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△7)			
購買事業総利益	4,244	4,250			
(7) 販売事業収益	2,533	2,781			
販売品販売高	641	697			
販売手数料	1,413	1,494			
その他の収益	479	589			
(8) 販売事業費用	1,103	1,314			
販売品販売原価	466	515			
販売費	372	633			
その他の費用	264	165			
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(△0)			
販売事業総利益	1,430	1,466			
(9) その他事業収益	2,257	1,879			
(10) その他事業費用	1,745	1,435			
その他事業総利益	511	444			

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)	令和5年度 (令和5年4月1日～ 令和6年3月31日)
<b>1. 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期利益	1,006	1,099
減価償却費	956	1,076
減損損失	586	76
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△60	4
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1	1
退職給付引当に係る負債の増減額 (△は減少)	△214	33
その他引当金等の増減額 (△は減少)	△141	△121
信用事業資金運用収益	△3,245	△3,285
信用事業資金調達費用	34	30
受取雑利息及び受取出資配当金	△294	△292
支払雑利息	0	-
有価証券関係損益 (△は益)	10	△43
固定資産売却損益 (△は益)	69	8
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	△2,249	△1,872
預金の純増 (△) 減	9,435	8,009
貯金の純増減 (△)	△525	3,455
信用事業借入金の純増減 (△)	△36	△6
その他の信用事業資産の増 (△) 減	552	△72
その他の信用事業負債の増減 (△)	△673	382
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減 (△)	△157	△3
未経過共済付加収入の純増減 (△)	△20	△29
その他共済事業資産の増 (△) 減	3	0
その他共済事業負債の増減 (△)	6	△4
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	△507	386
経済受託債権の純増 (△) 減	△1,242	595
棚卸資産の純増 (△) 減	△64	46
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	246	△225
経済受託債務の純増減 (△)	△67	102
その他経済事業資産の増 (△) 減	△142	11
その他経済事業負債の増減 (△)	△7	27
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増 (△) 減	503	68
その他の負債の純増減 (△)	28	1,133
信用事業資金運用による収入	3,245	3,257
信用事業資金調達による支出	△42	△32
小 計	6,992	13,818
雑利息及び出資配当金の受取額	294	292
雑利息の支払額	△0	-
法人税等の支払額	△92	△165
<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>7,194</b>	<b>13,945</b>
<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△9,540	△12,800
有価証券の売却等による収入	1,112	1,110
固定資産の取得による支出	△1,512	△6,039
固定資産の売却による収入	0	4,617
補助金の受入による収入	58	75
外部出資による支出	△0	△2
外部出資の売却等による収入	-	101
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△9,882</b>	<b>△12,936</b>
<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
出資の増額による収入	238	397
出資の払戻しによる支出	△435	△654
持分の取得による支出	△98	△73
持分の譲渡による収入	40	98
出資配当金の支払額	△9	△125
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△265</b>	<b>△358</b>
<b>4. 現金及び現金同等物の減少額</b>	<b>△2,953</b>	<b>△103</b>
<b>5. 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>8,060</b>	<b>5,107</b>
<b>6. 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>5,107</b>	<b>5,003</b>

## (8) 連結注記表

令和4年度

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社等・・・・・・5社
  - (株) JAライフサービス越後中央
  - (株) みらいサービス
  - (株) くみあい企画
  - (有) 水原公益社
  - (有) アグリサポート
- ② 非連結子会社等・・・・・・2社
  - (株) ささかみ
  - エコファームささかみ (株)

当JAの関連法人である(株) ささかみと、エコファームささかみ(株)は、組合のグループ集団の財政状況や経営成績及びキャッシュフローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要度が乏しいため、組合の連結の範囲に含めておりません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社等2社((株) ささかみと、エコファームささかみ(株))においては連結財務諸表に重要な影響を与えないことから持分法は適用しておりません。

#### (3) 連結される子会社の事業年度に関する事項

連結される子会社の事業年度末は3月31日であり、連結決算日と一致しています。

#### (4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

#### (5) 剰余金処分項目等の取り扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。

#### (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

- ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
- その他有価証券
  - ・時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

令和5年度

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社等・・・・・・1社
  - (株) JAライフ新潟
- ② 非連結子会社等・・・・・・2社
  - (株) ささかみ
  - エコファームささかみ (株)

当JAの関連法人である(株) ささかみと、エコファームささかみ(株)は、組合のグループ集団の財政状況や経営成績及びキャッシュフローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要度が乏しいため、組合の連結の範囲に含めておりません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社等2社((株) ささかみ、エコファームささかみ(株))においては連結財務諸表に重要な影響を与えないことから持分法は適用しておりません。

#### (3) 連結される子会社の事業年度に関する事項

連結される子会社の事業年度末は3月31日であり、連結決算日と一致しています。

#### (4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

#### (5) 剰余金処分項目等の取り扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。

#### (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

- ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)
- その他有価証券
  - ・時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

## 令和4年度

・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品（農機・車両の製品）、宅地等（販売用不動産）  
：個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 購買品（上記以外）、加工品  
：総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 販売品、その他の棚卸資産（商品券・貯蔵品）、商品  
：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成10年3月31日以前に取得したもので、越王柿選果場施設、旧国上支店建物・構築物、国道給油所建物・構築物、越後獅子果樹選果場施設、新津西カントリーエレベーター並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行っております。

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残存保障の取決めがある場合は残価補償額）とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破

## 令和5年度

・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

### ②棚卸資産

- (1) 購買品（農機・車両の製品）、その他の棚卸資産（販売用不動産）  
：個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 購買品（上記以外）、加工品  
：総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 販売品、その他の棚卸資産（商品券・貯蔵品）、商品  
：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成10年3月31日以前に取得したもので、越王柿選果場施設、旧国上支店建物・構築物、国道給油所建物・構築物、越後獅子果樹選果場施設、新津西カントリーエレベーター並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行っております。

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破

## 令和4年度

綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号（令和2年3月17日））に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社の貸倒引当金は、個別に債権の回収可能性を検討し、必要額を計上しております。

### ②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

### ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

#### ア)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

#### イ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年以内）による定額法により費用処理しています。

過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年以内）による定額法により費用処理しています。

#### ウ)小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### ④特例業務負担引当金

特例業務負担引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来負担見込額を計上しています。

### ⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## 令和5年度

綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号（令和2年3月17日））に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社の貸倒引当金は、個別に債権の回収可能性を検討し、必要額を計上しております。

### ②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

### ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

#### ア)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

#### イ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により案分した額を、それぞれ発生した次年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

#### ウ)小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### ④特例業務負担引当金

特例業務負担引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来負担見込額を計上しています。

### ⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (4)収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

## ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ③保管事業

組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

## ④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑤農業関連利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑥宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

## ⑦高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## (4)収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

## ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ③保管事業

組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

## ④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、加工した製品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑤農業関連利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑥宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

## ⑦高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑧指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑨葬祭事業

冠婚葬祭の請負及び葬祭具・供花・供物その他葬祭用品等の販売を主な事業としており、利用者等との契約に基づき、その役務を提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に冠婚葬祭の請負サービスの提供時点及び葬祭用品等商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## (5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (6)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

## ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

## ②米共同計算

当JAは生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当JAが受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

## ③当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。また、農用地利用調整事業収益のうち、当JAが代理人として農作業受委託に関与している場合には、純額で収益を認識して、農用地利用調整事業収益として表示しております。

## ⑧指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑨葬祭事業

冠婚葬祭の請負及び葬祭具・供花・供物その他葬祭用品等の販売を主な事業としており、利用者等との契約に基づき、その役務を提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に冠婚葬祭の請負サービスの提供時点及び葬祭用品等商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## (5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (6)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

## ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

## ②米共同計算

当JAは生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

共同計算の会計処理については、連結貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当JAが受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

## ③当JAが代理人として関与する取引の連結損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。また、農用地利用調整事業収益のうち、当JAが代理人として農作業受委託に関与している場合には、純額で収益を認識して、農用地利用調整事業収益として表示しております。



### 3. 会計方針の変更に関する注記

(1) 当J Aは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(2) 子会社4社(株) J Aライフサービス越後中央(株) みらいサービス(株) くみあい企画(有) 水原公益社

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 繰延税金資産の回収可能性

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 881百万円(繰延税金負債との相殺前)

##### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画及び経営計画等を基礎として、当J Aが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### (2) 固定資産の減損

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 586百万円

##### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実施しております。

減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させる

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 繰延税金資産の回収可能性

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 955百万円(繰延税金負債との相殺前)

##### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画及び経営計画等を基礎として、当J Aが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### (2) 固定資産の減損

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 76百万円

##### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実施しております。

減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させる

## 令和4年度

ものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画及び経営計画等を基礎としており、以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (3)貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 334 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ア) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

#### イ) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

#### ウ) 次年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、次年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1)資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 17,035 百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	9,168 百万円
建物付属設備	2,145 百万円
構 築 物	728 百万円
機械装置	2,894 百万円
車両運搬具	1,487 百万円
器具備品	173 百万円
土 地	236 百万円
その他有形固定資産	201 百万円

### (2)担保に供している資産

定期預金 6,500 百万円を為替決済の担保に、定期預金 2 百万円を公金収納事務に係る担保に、それぞれ供しています。

### (3)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額

142 百万円

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。

## 令和5年度

ものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画及び経営計画等を基礎としており、以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (3)貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 343 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ア) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

#### イ) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

#### ウ) 次年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、次年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

### (1)資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 11,174 百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	5,441 百万円
機械装置	2,862 百万円
土 地	234 百万円
その他の有形固定資産	2,634 百万円

### (2)担保に供している資産

定期預金 6,500 百万円を為替決済の担保に、定期預金 2 百万円を公金収納事務に係る担保に、それぞれ供しています。

### (3)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額

171 百万円

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。

令和4年度

(4)信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は600百万円、危険債権額は300百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は30百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は931百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位として以下のグルーピングとしております。

支店	旧JA越後中央、旧JA新潟みらい、旧JA新津さつき、旧JA北蒲みなみの管轄支店、旧JAささかみは、支店ごとに一般資産とする。
車両センター	他の施設から独立して運営されるため、拠点ごとに分けて一般資産とする。
給油所	他の施設から独立して運営されるため、拠点ごとに分けて一般資産とする。ただし、旧JA越後中央管内の福木岡給油所は、灯油の配送効率化を目的とした配送拠点の位置づけであり、それぞれ配送地区内の給油所は、相互補完性があることから、福木岡給油所、岩室給油所、分水給油所を福木岡給油所グループとした一般資産とする。
農業関連施設	旧JA管轄地域の共用資産とする。
介護福祉施設	訪問介護センターは、旧新潟みらい地域の共用資産とする。また、さつきの里は、旧新津さつき地域の共用資産とする。
本店	JA全体の共用資産とする。
その他	業務外固定資産(遊休資産等)については、各固定資産をグルーピング最小単位としている。

令和5年度

(4)信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は563百万円、危険債権額は331百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額は0円、貸出条件緩和債権額は19百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は914百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位として以下のグルーピングとしております。

支店	旧JA越後中央、旧JA新潟みらい、旧JA新津さつき、旧JA北蒲みなみの管轄支店、旧JAささかみは、支店ごとに一般資産とする。
車両センター	他の施設から独立して運営されるため、拠点ごとに分けて一般資産とする。
給油所	他の施設から独立して運営されるため、拠点ごとに分けて一般資産とする。ただし、旧JA越後中央管内の福木岡給油所は、灯油の配送効率化を目的とした配送拠点の位置づけであり、それぞれ配送地区内の給油所は、相互補完性があることから、福木岡給油所、岩室給油所、分水給油所を福木岡給油所グループとした一般資産とする。
農業関連施設	独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローに寄与していることから、旧JA管轄地域の共用資産とする。
介護福祉施設	訪問介護センターは、旧新潟みらい地域の共用資産とする。また、さつきの里は、旧新津さつき地域の共用資産とする。
本店	独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローに寄与していることから、JA全体の共用資産とする。
その他	業務外固定資産(貸貸資産、遊休資産)については、各固定資産をグルーピング最小単位としている。

令和4年度

令和5年度

②減損損失を認識した資産又は資産グループについては、その用途、種類、場所等の概要

当期に減損損失を計上した固定資産は以下の通りです。

場所	用途	種類	建物	建物付属設備	構築物	機械装置	器具・備品	一部器具・備品	土地
西蒲車両C	一般資産	建物							
鶴見車両C		土地							
亀田郷みなみ車両C		構築物	機械装置						
いしがた西車両C		建物	構築物	器具・備品	一部器具・備品	土地			
あがの車両C		建物	建物付属設備	構築物	機械装置	一部器具・備品			
福木園給油所		建物	建物付属設備	構築物	器具・備品	土地			
栢室給油所		建物	建物付属設備	構築物	土地				
黒塚給油所		建物	建物付属設備	構築物	機械装置	器具・備品	土地		
中之口給油所		建物	建物付属設備	構築物	器具・備品	土地			
玉泉給油所		建物	建物付属設備	構築物	機械装置	土地			
本山給油所		構築物	機械装置						
水ヶ丘大給油所		構築物	土地						
新津給油所		建物	建物付属設備	構築物	機械装置	車輻・運搬具	土地		
小倉給油所		建物	建物付属設備	構築物	土地				
神山給油所		建物	建物付属設備	構築物	機械装置	器具・備品	土地		
安田セルフ給油所	建物	建物付属設備	構築物	機械装置	一部器具・備品	土地			
さつき会館	業務外固定資産 (遊休資産等)	土地							
旧和納支店敷地		土地							
島原ATM		器具・備品							
日出谷住宅敷地		土地							
旧白崎給油所敷地		土地							
津川運品倉庫敷地		土地							
日出谷給油所敷地		土地							
藤田購買店舗		建物							
大瀬原運送所		建物	土地						
旧分田店 (ATM稼働)		建物	建物付属設備						
旧水原店 (ATM稼働)		土地							
庄川倉庫		建物	建物付属設備	土地					
野路津倉庫		土地							
野路津事業所		建物							
七日町事業所		建物	土地						
下新倉庫 (低運)	土地								
下新倉庫 (常運)	建物	土地							

②減損損失を認識した資産又は資産グループの概要  
当期に減損損失を計上した固定資産は以下の通りです。

場所	用途	種類
西蒲車両センター	一般資産	土地
いしがた西車両センター	一般資産	建物付属設備、機械装置、工具器具備品、土地
新津車両センター	一般資産	建物、建物付属設備、機械装置、工具器具備品、土地
横越給油所	一般資産	建物、構築物、機械装置、一括構築物、土地
ネクサスにいしがた給油所	一般資産	機械装置、土地
西部倉庫 (美幸町倉庫)	業務外固定資産 (遊休資産)	機械装置
大関倉庫	業務外固定資産 (遊休資産)	建物

③減損損失の認識に至った経緯

各車両センター、各給油所については、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さつき会館については、賃借料の見直しによりキャッシュ・フローがマイナスとなったことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

業務外固定資産 (旧和納支店敷地等) については、土地の評価下落等のため回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

④減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

(単位：百万円)

場所	総計	内訳	内訳									
			建物	建物付属設備	構築物	機械装置	車輻・運搬具	器具・備品	一部器具・備品	土地	特別損失(減損)	特別損失(減損)
西蒲車両C	98	21	-	1	2	10	-	0	0	61	-	-
鶴見車両C	0	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-
亀田郷みなみ車両C	0	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-
いしがた車両C	1	0	-	-	0	-	-	0	0	0	-	-
あがの車両C	16	12	0	0	2	-	-	0	-	0	-	-
福木園給油所	24	16	0	5	-	-	1	-	1	-	-	-
栢室給油所	24	22	0	-	-	-	1	-	1	-	-	-
黒塚給油所	50	24	2	0	1	-	1	-	20	-	-	-
中之口給油所	79	43	0	0	0	-	3	-	32	-	-	-
本山給油所	6	0	0	-	3	-	0	-	1	-	-	-
水ヶ丘大給油所	24	9	0	4	0	-	-	-	9	-	0	-
神山給油所	0	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-
水ヶ丘大給油所	4	-	-	0	0	-	-	-	4	-	-	-
新津給油所	23	6	1	0	3	0	-	-	9	2	0	-
小倉給油所	6	6	0	0	-	-	-	-	0	-	-	-
神山給油所	18	13	0	0	0	-	0	-	1	-	0	-
安田セルフ給油所	34	10	4	6	0	-	-	0	12	-	-	-
さつき会館	127	-	-	-	-	-	-	-	127	-	-	-
旧和納支店敷地	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
島原ATM	0	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-
日出谷住宅敷地	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
旧白崎給油所敷地	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
津川運品倉庫敷地	7	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-
日出谷給油所敷地	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
藤田購買店舗	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大瀬原運送所	3	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
旧分田店 (ATM稼働)	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧水原店 (ATM稼働)	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-
庄川倉庫	16	4	0	-	-	-	-	-	11	-	-	-
野路津倉庫	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
野路津事業所	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
七日町事業所	1	0	-	-	-	-	-	-	0	1	0	-
下新倉庫 (低運)	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
下新倉庫 (常運)	3	2	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
総計	586	199	13	21	24	0	8	0	315	0	3	0

③減損損失の認識に至った経緯

各車両センター、各給油所については、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

業務外固定資産 (西部倉庫及び大関倉庫) については、令和5年度に実施した建物解体に伴い土地以外の資産について、全額減損損失として認識しました。

④減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

(単位：百万円)

場所	計	内訳			
		建物	機械装置	土地	その他の有形固定資産
西蒲車両センター	1	-	-	-	1
いしがた西車両センター	3	0	0	0	1
新津車両センター	26	4	2	19	0
横越給油所	39	8	1	28	0
ネクサスにいしがた給油所	2	-	2	0	-
西部倉庫 (美幸町倉庫)	0	-	0	-	-
大関倉庫	2	2	-	-	-
総計	76	16	8	50	1

⑤回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

⑤回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等への債券による運用を行っています。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### ア) 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等、厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### イ) 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスク管理委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェック

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等への債券による運用を行っています。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### ア) 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等、厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### イ) 市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスク管理委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェック

## 令和4年度

し定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAでは保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変動が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が668百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかると未実行金額についても含めて計算しています。

### ウ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 令和5年度

し定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAでは保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変動が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.55%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,776百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかると未実行金額についても含めて計算しています。

### ウ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。



令和4年度

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	287,481	287,456	△25
有価証券			
その他有価証券	22,986	22,986	-
貸出金 (※1)	103,457		
貸倒引当金 (※2)	△257		
貸倒引当金控除後	103,200	105,268	2,068
外部出資	1	1	-
資産計	413,670	415,713	2,043
貯金	421,993	421,897	△96

(※1) 貸出金には、連結貸借対照表上雑資産に計上している職員貸付金 41 百万円を含めています。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ) 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

令和5年度

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	279,621	279,460	△160
有価証券			
その他有価証券	33,175	33,175	-
貸出金 (※1)	105,315		
貸倒引当金 (※2)	△270		
貸倒引当金控除後	105,044	106,274	1,230
外部出資	2	2	-
資産計	417,845	418,914	1,069
貯金	425,449	425,149	△300
負債計	425,449	425,149	△300

(※1) 貸出金には、連結貸借対照表上雑資産に計上している職員貸付金 27 百万円を含めています。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ) 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

令和4年度

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

種 類	連結貸借対照表計上額
外部出資	18,215

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	287,481					
有価証券						
満期保有目的の債券						
その他の有価証券のうち満期があるもの	700	700	800	2,100	500	19,400
貸出金（※1、2、3）	9,396	7,364	6,893	5,833	5,264	68,178
合 計	297,578	8,064	7,693	7,933	5,764	87,578

(※1)貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)1,037百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等453百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件31百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※1）	386,731	18,432	14,061	1,451	1,075	241

(※1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

令和5年度

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

種 類	連結貸借対照表計上額
外部出資	18,512

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	279,621					
有価証券						
満期保有目的の債券						
その他の有価証券のうち満期があるもの	700	900	2,100	600	700	30,300
貸出金（※1、2、3）	9,620	7,732	6,789	6,190	5,561	68,925
合 計	289,942	8,632	8,889	6,790	6,261	99,225

(※1)貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)999百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等437百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件29百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※1）	394,013	14,458	13,986	1,118	1,464	408

(※1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。



8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種類	連結貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(※1)	
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	1,884	1,859	24
	地方債	1,250	1,205	44
	社債	3,055	3,008	46
	外部出資	1	1	-
小計	6,191	6,075	115	
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	8,578	8,908	△329
	地方債	90	99	△9
	社債	8,127	8,671	△543
	小計	16,796	17,678	△883
合計	22,988	23,755	△767	

(※1) なお、上記差額から繰延税金負債9百万円を差し引いた額776百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益	売却損
国債	706	6	-
合計	706	6	-

9. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会を資産管理運用機関とする確定給付型年金制度を採用しています。

なお、子会社においては、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(親法人)

期首における退職給付債務	8,020 百万円
過去勤務費用	21 百万円
勤務費用	492 百万円
利息費用	16 百万円
数理計算上の差異の発生額	△136 百万円
原則法移行に伴う影響額	△67 百万円
退職給付の支払額	△701 百万円
期末における退職給付債務	7,644 百万円

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種類	連結貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	995	984	10
	地方債	2,364	2,327	37
	社債	3,737	3,705	32
	外部出資	2	1	1
小計	7,101	7,019	82	
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	14,195	15,133	△937
	地方債	497	515	△17
	社債	11,384	12,053	△669
	小計	26,077	27,702	△1,624
合計	33,178	34,721	△1,542	

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益	売却損
社債	100	0	-
合計	100	0	-

8. 退職給付に関する注記

新潟かがやき農業協同組合

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会を資産管理運用機関とする確定給付型年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	7,644 百万円
勤務費用	441 百万円
利息費用	26 百万円
数理計算上の差異の発生額	△88 百万円
退職給付の支払額	△573 百万円
期末における退職給付債務	7,451 百万円

令和4年度

③退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表(子会社)

期首における退職給付に係る負債	191 百万円
退職給付費用	24 百万円
特定退職共済制度への拠出金	△11 百万円
中小企業退職金共済制度への拠出金	△0 百万円
退職給付の支払額	△14 百万円
期末における退職給付に係る負債	188 百万円

④年金資産の期首残高と期末残高の調整表(親法人)

特定退職共済制度

期首における年金資産	5,272 百万円
期待運用収益	34 百万円
数理計算上の差異の発生額	△0 百万円
特定退職共済制度への拠出金	274 百万円
退職給付の支払額	△463 百万円
期末における年金資産	5,117 百万円

確定給付型年金制度

期首における年金資産	444 百万円
運用収益	4 百万円
数理計算上の差異の発生額	△0 百万円
確定給付型年金制度への拠出金	18 百万円
退職給付の支払額	△31 百万円
期末における年金資産	435 百万円

⑤退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表(連結)

退職給付債務	188 百万円
特定退職共済制度	△130 百万円
未積立退職給付債務	57 百万円
連結貸借対照表計上額純額	57 百万円
退職給付引当金	57 百万円
前払年金費用	0 百万円

⑥退職給付費用及びその内訳項目の金額(親法人)

勤務費用	492 百万円
利息費用	16 百万円
期待運用収益	△39 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△26 百万円
過去勤務費用の費用処理額	4 百万円
原則法移行に伴う影響額	△67 百万円
小計	380 百万円
未認識過去勤務費用	16 百万円
未認識数理計算上の差異	△109 百万円
合計	287 百万円

⑦簡便法で計算した退職給付費用(子会社)

退職給付費用	24 百万円
--------	--------

令和5年度

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

特定退職共済制度

期首における年金資産	5,117 百万円
期待運用収益	36 百万円
数理計算上の差異の発生額	△0 百万円
特定退職共済制度への拠出金	251 百万円
退職給付の支払額	△376 百万円
期末における年金資産	5,029 百万円

確定給付企業年金制度

期首における年金資産	435 百万円
運用収益	4 百万円
数理計算上の差異の発生額	0 百万円
確定給付型年金制度への拠出金	17 百万円
退職給付の支払額	△43 百万円
期末における年金資産	414 百万円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	7,451 百万円
特定退職共済制度	△5,029 百万円
確定給付型年金制度	△414 百万円
未認識数理計算上の差異	152 百万円
未認識過去勤務費用	△12 百万円
退職給付引当金	2,147 百万円

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	441 百万円
利息費用	26 百万円
期待運用収益	△41 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	47 百万円
過去勤務費用の費用処理額	4 百万円
合計	478 百万円

令和4年度

⑧年金資産の主な内訳（親法人）

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

特定退職共済制度

債券	63%
年金保険投資	28%
現金及び預金	5%
その他	4%

合計 100%

確定給付型年金制度

一般勘定	100%
------	------

合計 100%

⑨長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑩割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.00～1.50%

長期期待運用収益率

特定退職共済制度 0.71%

確定給付型年金制度 1.08%

数理計算上の差異の処理年数 5年

過去勤務費用の処理年数 5年

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は87百万円であり、同額を特例業務負担引当金から取り崩しています。

令和5年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は791百万円であり、同額を特例業務負担引当金として計上します。

令和5年度

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

特定退職共済制度

債権	63%
年金保険投資	28%
現金及び預金	5%
その他	4%

合計 100%

確定給付型年金制度

一般勘定	100%
------	------

合計 100%

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.00～1.50%

長期期待運用収益率

特定退職共済制度 0.71%

確定給付型年金制度 1.08%

数理計算上の差異の処理年数 5年

過去勤務費用の処理年数 5年

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は87百万円であり、同額を特例業務負担引当金から取り崩しています。

令和5年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は791百万円であり、同額を特例業務負担引当金として計上します。

株式会社JAライフ新潟

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

令和4年度

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

繰延税金資産		
退職給付引当金		586
役員退職慰労引当金		2
賞与引当金		90
賞与引当金法定福利費		14
貸倒引当金超過額		0
未収利息不計上額		18
未払事業税・未払地方法人特別税		7
資産除去債務		54
特例業務負担金		221
有価証券(減損)		0
新潟市事業所税		6
減損損失		400
未経過借地料		3
その他		46
評価性引当額		△ 557
繰延税金資産合計(A)		897
繰延税金負債(B)		△ 15
その他有価証券		△ 9
資産除去債務		△ 5
その他		△ 0
繰延税金資産の純額(A)+(B)		881

令和5年度

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	34 百万円
退職給付費用	18 百万円
退職給付の支払額	△6 百万円
特定退職共済制度への拠出金	△12 百万円

期末における退職給付引当金 34 百万円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	169 百万円
特定退職共済制度	△134 百万円
未積立退職給付債務	34 百万円
貸借対照表上額純額	34 百万円

退職給付引当金 34 百万円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 18 百万円

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内容は次のとおりです。

(単位：百万円)

繰延税金資産		
退職給付引当金		605
役員退職慰労引当金		4
賞与引当金		92
賞与引当金法定福利費		14
年度末賞与		48
貸倒引当金		2
未収利息不計上額		18
未払事業税・未払地方法人特別税		20
前払費用		0
資産除去債務		87
特例業務負担引当金		187
有価証券(減損)		0
新潟市事業所税		7
減損損失		403
未経過借地料		2
その他有価証券		432
その他		43
評価性引当額		△ 1,005
繰延税金資産合計(A)		966
繰延税金負債(B)		△ 11
その他有価証券		△ 5
資産除去債務		△ 5
その他		△ 0
繰延税金資産の純額(A)+(B)		955

令和4年度

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.27%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.80%
住民税均等割等	2.54%
評価性引当額の増減	△4.83%
その他	0.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.25%

令和5年度

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.37%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.55%
住民税均等割等	2.45%
事業分量配当	△2.20%
評価性引当額の増減	1.66%
その他	△0.56%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.83%

11. 合併に関する注記

当JAは、新設合併により設立されています。

(1)消滅組合の名称

北蒲みなみ農業協同組合、ささかみ農業協同組合、新潟みらい農業協同組合、新津さつき農業協同組合及び越後中央農業協同組合

(2)合併の目的

合併によるスケールメリットを発揮し、農業生産コストの低減、財務基盤の強化や事業機能の高位平準化・効率化を図ることを目的としています。

(3)合併日

令和4年4月1日

(4)新設組合の名称

新潟かがやき農業協同組合

(5)合併比率及び算定方法

5組合による1対1の対等合併

(6)出資1口当たりの金額

1,000円

(7)合併消滅組合から承継した資産、負債、純資産の額及び主な内訳

資産 468,148 百万円 (うち預金 300,077 百万円、有価証券 15,330 百万円、貸出金 101,703 百万円、経済事業未収金 4,986 百万円、有形固定資産 17,858 百万円)

負債 436,963 百万円 (うち貯金 423,064 百万円)

純資産 31,185 百万円 (うち出資金 12,867 百万円)

なお、これらについては帳簿価額で評価しています。

12. 重要な後発事象に関する注記

(1)子会社の合併に関する事項

当JAの葬祭関連事業子会社「(株)JAライフサービス越後中央」、「(株)みらいサービス」、「(株)くみあい企画」並びに「(有)水原公益社」は、組織及び経営基盤の強化等を目的として(株)JAライフサービス越後中央を合併会社とし、(株)みらいサービス、(株)くみあい企画、(有)水原公益社を被合併会社とする吸収合併により「(株)JAライフ新潟」として合併する旨の合併契約を令和4年11月7日に締結しました。この契約に基づき、当該子会社は令和5年4月1日に合併しました。

## (2)子会社の吸収・統合に関する事項

当JAの燃料事業子会社である「(有) アグリサポート」は、令和5年4月1日に当JAの燃料購買部門に吸収・統合し、横越給油所としました。

**13. 収益認識に関する注記**

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**14. その他の注記**

## (1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

## 1. 当該資産除去債務の概要

当JAの建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、建物の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～24年、割引率は0～1.9%を採用しています。

## 3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	193 百万円
有害物質除去義務の認識に伴う増加	34 百万円
時の経過による調整額	0 百万円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△30 百万円</u>
期末残高	197 百万円

## 連結貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当JAは、一部の施設に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

**10. 収益認識に関する注記**

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**11. その他の注記**

## (1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

## 1. 当該資産除去債務の概要

当JAの建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、建物の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～23年、割引率は0～1.9%を採用しています。

## 3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	197 百万円
有害物質除去義務の認識に伴う増加額	119 百万円
時の経過による調整額	0 百万円
期末残高	317 百万円

## 連結貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当JAは、一部の施設に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

### (9) 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	13	13
2 資本剰余金期末残高	13	13
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	19,617	20,363
2 利益剰余金増加高	755	839
当期剰余金	753	793
3 利益剰余金減少高	9	216
配当金	9	216
4 利益剰余金期末残高	20,363	20,986

**(10) 農協法に基づく開示債権**

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	600	563	△37
危険債権額	300	331	31
要管理債権額	30	19	△11
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	30	19	△11
小 計	931	914	△17
正常債権額	103,060	104,918	1,858
合 計	103,991	105,832	1,841

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。



**(11) 連結事業年度の事業別経常収益等**

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和4年度	令和5年度
信 用 事 業	事業収益	3,457	3,609
	経常利益	855	828
	資産の額	416,667	420,702
共 済 事 業	事業収益	2,378	2,240
	経常利益	811	648
	資産の額	1	1
農 業 関 連 事 業	事業収益	18,011	17,102
	経常利益	993	468
	資産の額	48,853	46,347
そ の 他 事 業	事業収益	698	1,682
	経常利益	△998	△861
	資産の額	1,893	4,558
計	事業収益	24,544	24,633
	経常利益	1,661	1,083
	資産の額	467,415	471,610

## 2. 連結自己資本の充実の状況

### ◇連結自己資本比率の状況

令和6年3月末における連結自己資本比率は、17.81%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	新潟かがやき農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	12,667百万円（前年度12,669百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	32,734	33,394
うち、出資金及び資本剰余金の額	12,680	12,680
うち、再評価積立金の額	2	2
うち、利益剰余金の額	20,363	20,989
うち、外部流出予定額 (△)	213	204
うち、上記以外に該当するものの額	△98	△73
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	26	31
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	26	31
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	32,761	33,426
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) の額の合計額	64	61
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む) の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	64	61
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—

項 目	令和4年度	令和5年度
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	64	61
自己資本		
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)	32,696	33,365
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	168,191	165,254
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△3,540	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,540	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	22,262	22,057
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	190,453	187,311
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)	17.17%	17.81%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,687	-	-	2,434	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,779	-	-	16,136	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	1,485	-	-	5,499	-	-
地方公共団体金融機構向け	201	20	0	201	20	0
我が国の政府関係機関向け	1,407	140	5	1,506	150	6
地方三公社向け	199	39	1	199	39	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	288,257	57,651	2,306	280,083	56,016	2,240
法人等向け	11,075	6,097	243	14,749	7,550	302
中小企業等向け及び個人向け	16,775	7,080	283	17,821	7,086	283
抵当権付住宅ローン	1,846	597	23	1,734	560	22
不動産取得等事業向け	9,296	9,164	366	8,689	8,570	342
三月以上延滞等	503	217	8	520	206	8
取立未済手形	42	8	0	77	15	0
信用保証協会等保証付	70,195	6,948	277	72,173	7,156	286
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	2,261	2,261	90	2,251	2,251	90
(うち出資等のエクスポージャー)	2,261	2,261	90	2,251	2,251	90
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	52,684	81,503	3,260	50,251	75,628	3,025

(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	18,331	45,827	1,833	15,971	39,927	1,597
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	890	2225	89	955	2,388	95
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	33,463	33,450	1,338	33,325	33,311	1,332
証券化	-	-	-	-	-	-
(うち STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非 STC 要件適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-

	(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	3,540	141	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	469,702	168,191	6,727	474,330	165,254	6,610
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)	469,702	168,191	6,727	474,330	165,254	6,610
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額			
	a	$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$			
	22,262	890	22,057	882			
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額			
	a	$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$			
	190,453	7,618	187,311	7,492			

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリス

ク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$



### (3) 信用リスクに関する事項

#### ① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

#### ② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度				令和5年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	
法人	農業	2,341	2,341	-	48	2,256	2,256	-	33
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	1,125	22	1,102	-	1,204	15	1,188	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,103	502	601	-	1,503	601	901	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,888	-	2,888	-	4,194	-	4,194	-
	運輸・通信業	3,598	-	3,598	-	4,108	-	4,108	-
	金融・保険業	307,581	2,360	1,607	-	298,227	-	2,295	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,441	532	1,909	82	3,957	851	3,105	76
	日本国政府・地方公共団体	12,281	194	12,087	-	21,648	2,662	18,985	-
	上記以外	7,032	2,576	-	2	5,684	1,401	-	0
	個人	96,106	95,997	-	370	98,622	98,525	-	409
その他	33,201	-	-	-	32,924	-	-	-	
業種別残高計	469,702	104,526	23,795	503	474,330	106,314	34,780	520	
残存期間別残高計	1年以下	289,290	1,487	703	-	282,102	1,515	703	-
	1年超3年以下	6,105	4,097	1,507	-	6,884	3,898	2,986	-
	3年超5年以下	7,755	5,173	2,582	-	6,944	5,635	1,309	-
	5年超7年以下	7,957	5,294	2,663	-	8,868	5,116	3,751	-
	7年超10年以下	9,071	5,876	3,194	-	12,314	7,742	4,572	-
	10年超	94,026	80,882	13,144	-	102,330	80,874	21,456	-
	期限の定めのないもの	55,495	1,715	-	-	54,885	1,532	-	-
残存期間別残高計	469,702	104,526	23,795	-	474,330	106,314	34,780	-	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	64	26	-	64	26	26	31	-	26	31
個別貸倒引当金	332	307	3	329	307	307	308	5	302	308

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度						令和5年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他			
法人	農業	36	36	-	36	36	-	36	21	-	36	21	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	50	50	-	50	50	-	50	45	-	50	45	-
	上記以外	10	10	-	10	10	-	10	9	0	10	9	-
個人	236	209	3	233	209	-	209	232	5	204	232	-	
業種別計	332	307	3	329	307	-	307	308	5	302	308	-	

(注)

1. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスクウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト0%	-	17,130	17,130	-	26,035	26,035
	リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	71,090	71,090	-	73,272	73,272
	リスク・ウエイト20%	400	294,777	295,178	1,483	288,131	289,614
	リスク・ウエイト35%	-	1,554	1,554	-	1,452	1,452
	リスク・ウエイト50%	9,298	5,136	14,434	12,002	5,327	17,330
	リスク・ウエイト75%	-	4,631	4,631	-	4,145	4,145
	リスク・ウエイト100%	200	48,546	48,546	200	45,285	45,485
	リスク・ウエイト150%	-	73	73	-	68	68
	リスク・ウエイト250%	-	16,861	16,861	-	16,926	16,926
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト 1250%		-	-	-	-	-	-
計		9,899	459,802	469,702	13,686	460,644	474,330

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

#### (4) 信用リスク削減手法に関する事項

##### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

##### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	144	10,825	85	12,464
抵当権住宅ローン	-	279	-	269
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-
合計	144	11,104	85	12,734

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

## **(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項**

該当する取引はありません。

## **(6) 証券化エクスポージャーに関する事項**

該当する取引はありません。

## **(7) オペレーショナル・リスクに関する事項**

### **① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要**

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容をご参照ください。

## (8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

### ② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1	1	2	2
非上場	18,216	18,216	18,512	18,512
合計	18,217	18,217	18,515	18,515

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

### ④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	-	1	-

### ⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

## (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

## (10) 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容をご参照ください。

### ② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,111	2,490	278	265
2	下方パラレルシフト	△4,149	△2,941	1	17
3	スティープ化	3,422	2,872		
4	フラット化	△2,454	△2,023		
5	短期金利上昇	△209	△196		
6	短期金利低下	384	82		
7	最大値	3,422	2,872	278	265
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	31,593		31,349	

- 「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。



- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確認書

- 1 私は、当JAの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年7月29日  
新潟かがやき農業協同組合  
代表理事組合長 小野 志乃武

\*MEMO\*

## 【JAの概要】

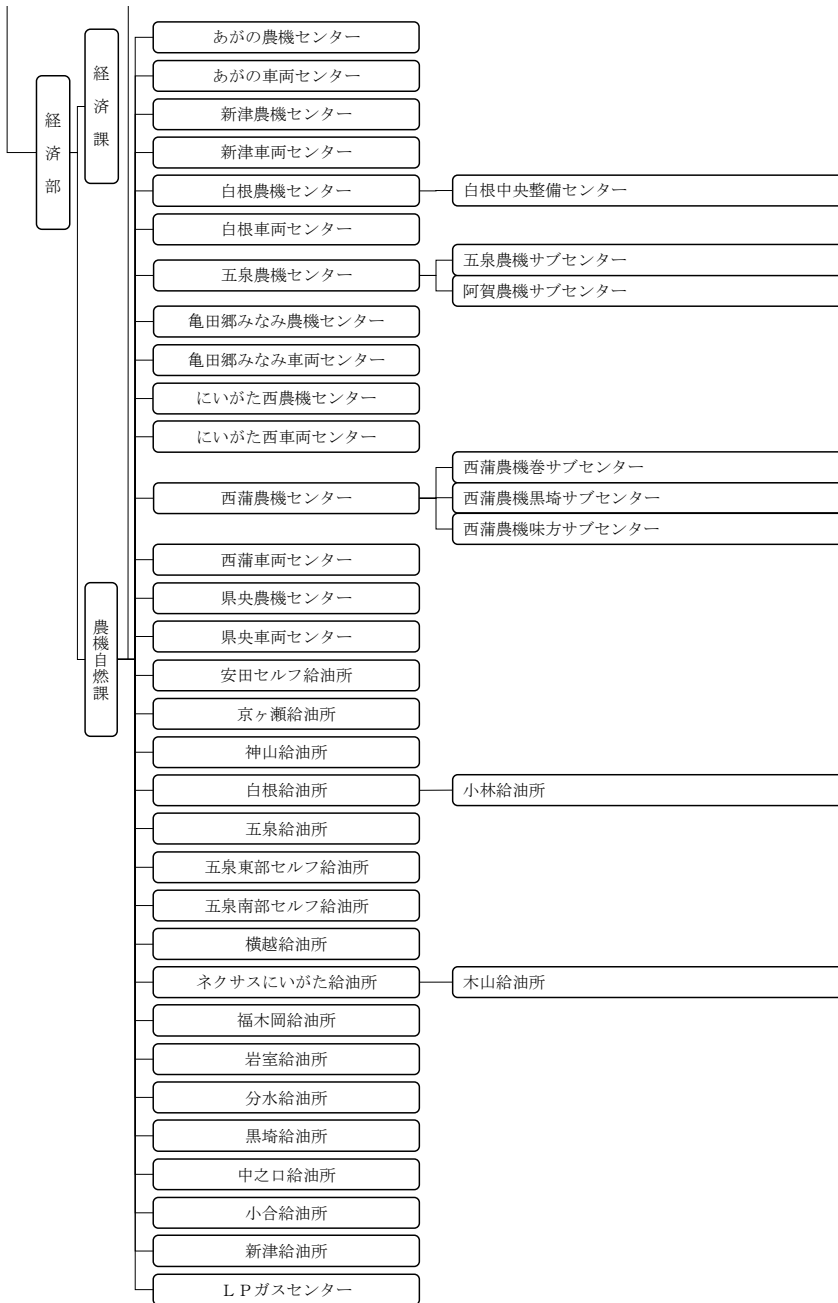
1. 機構図
2. 役員構成（役員一覧）
3. 組合員数
4. 特定信用事業代理業者の状況
5. 地区一覧
6. 沿革・あゆみ
7. 店舗等のご案内
8. ATMの設置・稼働状況



【支店】









## 2. 役員構成(役員一覧)

(令和6年6月末現在)

### 経営管理委員 (36名)

役職名	氏名	役職名	氏名
経営管理委員会会長	伊藤 能徳	経営管理委員	矢能 幹久
経営管理委員会副会長	遠藤 一雄	経営管理委員	平原 進一
経営管理委員	佐藤 秀幸	経営管理委員	齋藤 弥一
経営管理委員	長澤 文彦	経営管理委員	片桐 克也
経営管理委員	野崎 仁一郎	経営管理委員	寺尾 佐敏
経営管理委員	信田 聖策	経営管理委員	村川 安則
経営管理委員	阿部 信哉	経営管理委員	帯瀬 和幸
経営管理委員	田邊 秀樹	経営管理委員	坂井 雄一
経営管理委員	渡辺 崇	経営管理委員	酒井 喜代太
経営管理委員	朝妻 幸雄	経営管理委員	折笠 勝一
経営管理委員	古谷 勝郎	経営管理委員	田巻 稔
経営管理委員	菅沼 秀一	経営管理委員	金澤 誠
経営管理委員	金井 久男	経営管理委員	本間 多佳子
経営管理委員	渡邊 和栄	経営管理委員	高橋 喜美子
経営管理委員	土田 正志	経営管理委員	鈴木 圭子
経営管理委員	高野 慶博	経営管理委員	本間 嘉彦
経営管理委員	熊倉 信雄	経営管理委員	羽入 拓也
経営管理委員	川島 進	経営管理委員	清田 寿幸

### 理事 (5名)

役職名	氏名
代表理事理事長	小野 志乃武
代表理事専務	村越 龍実
常務理事 (企画管理担当)	山寄 勝喜
常務理事 (金融共済担当)	石塚 孝也
常務理事 (営農経済担当)	長澤 義弘

### 監事 (5名)

役職名	氏名
代表常勤監事	渡辺 昌文
員外監事	伊藤 伸介
監事	泉井 義人
監事	坂井 一浩
監事	高野 妙子

### 3. 組合員数 (令和6年3月末現在)

(単位:人、団体)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
正組合員	28,786	27,882	△904
個 人	28,591	27,671	△920
法 人	195	211	16
准組合員	29,977	30,243	266
個 人	28,625	28,896	271
法人・団体	1,352	1,347	△5
合 計	58,763	58,125	△638

### 4. 特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

### 5. 地区一覧

この組合の地区は、新潟市、燕市、五泉市、阿賀野市、阿賀町、弥彦村の区域と定款で定めています。

### 6. 沿革・あゆみ

令和4年4月、JA北蒲みなみ、JAささかみ、JA新津さつき、JA新潟みらい、JA越後中央の5JAが合併し発足。

## 7. 店舗等のご案内(令和6年6月末現在)

店舗名	住所	電話番号
本店	新潟市西蒲区漆山 8833	0256-70-1500 (代)
営農経済本店	新潟市南区七軒字前 211-1	025-373-5124 (代)
こしわ支店	新潟市西蒲区竹野町 2456-1	0256-72-2454
巻店	新潟市西蒲区巻甲 2588	0256-72-2121
岩室支店	新潟市西蒲区西中 658	0256-82-4121
弥彦支店	西蒲原郡弥彦村大字矢作 569-1	0256-94-3121
分水支店	燕市熊森 780	0256-97-1521
吉田支店	燕市吉田 2783-1	0256-93-3200
黒埼支店	新潟市西区木場 1601	025-377-2107
中央支店	新潟市西蒲区漆山 8833	0256-72-4111
中之口支店	新潟市西蒲区三ツ門 19-1	025-375-3101
西川支店	新潟市西蒲区曾根 1229-1	0256-88-3118
燕支店	燕市東太田 2458-1	0256-63-2113
しろね南支店	新潟市南区上八枚字櫛下浦 1653 番 1	025-371-1220
しろね北支店	新潟市南区鷺ノ木新田字曾根 4740 番 1	025-362-1360
五泉支店	五泉市旭町 7-8	0250-43-3961
村松支店	五泉市村松 1185-2	0250-58-0123
阿賀支店	東蒲原郡阿賀町平堀 1075	0254-92-3071
横越支店	新潟市江南区横越中央 1-3-18	025-385-2311
亀田支店	新潟市江南区船戸山 4-10-18	025-382-6366
坂井輪支店	新潟市西区坂井東 3-32-1	025-269-2801
にいがた西支店	新潟市西区木山 380-1	025-239-2011
中野小屋支店	新潟市西区中野小屋 938-1	025-262-2161
内野町連絡所	新潟市西区五十嵐中島 3-1-24	025-262-3151
新津支店	新潟市秋葉区新津本町 1 丁目 4 番 1 号	0250-22-3226
荻川支店	新潟市秋葉区中野 3 丁目 6 番 20 号	0250-22-4433
小須戸支店	新潟市秋葉区小須戸 636 番地	0250-38-2124
あがの支店	阿賀野市土橋 297 番地	0250-62-1000
安田支店	阿賀野市保田 1749	0250-68-3111
京ヶ瀬支店	阿賀野市姥ヶ橋 328-1	0250-67-2121
ささかみ支店	阿賀野市山崎 58 番地	0250-62-2410
ローンセンター亀貝店	新潟市西区亀貝 3068	025-211-1666
ローンセンター吉田店	新潟県燕市吉田 2783-1	0256-94-7735

## 8. A T Mの設置・稼働状況 (令和6年6月末現在)

### ◆新潟市

設置場所	平日	土曜日	日曜日	祝日	繰越機能
こしわ支店	AM8:45~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
角田	AM8:45~PM6:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
巻	AM8:00~PM9:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	○
岩室支店	AM8:45~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
間瀬	AM9:00~PM1:00	—	—	—	○
黒埼支店	AM8:45~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
鳥原	AM8:45~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
味方	AM8:45~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
中央支店	AM8:00~PM9:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
潟東	AM8:00~PM9:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
中之口支店	AM8:00~PM9:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
月潟	AM8:45~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
西川支店	AM8:45~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
しろね南支店	AM8:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	○
庄瀬	AM8:45~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
茨曾根	AM8:45~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
しろね北支店	AM8:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	○
大郷	AM8:45~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
白根	AM8:00~PM8:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
横越支店	AM8:00~PM9:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
亀田支店	AM8:00~PM9:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
坂井輪支店	AM8:00~PM8:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	○
小針	AM8:00~PM8:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	○
にいがた西支店	AM8:00~PM8:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	○
内野町	AM8:00~PM8:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	○
中野小屋支店	AM8:00~PM8:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
旧Aコープ新津店	AM8:45~PM8:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	○
新関	AM8:45~PM6:00	AM9:00~PM6:00	AM9:00~PM6:00	AM9:00~PM6:00	○
荻川支店	AM8:45~PM8:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	○
小須戸支店	AM8:45~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	○
金津	AM8:45~PM6:00	AM9:00~PM6:00	AM9:00~PM6:00	AM9:00~PM6:00	○
小合	AM8:45~PM6:00	AM9:00~PM6:00	AM9:00~PM6:00	AM9:00~PM6:00	○

◆燕市

設置場所	平日	土曜日	日曜日	祝日	繰越機能
分水支店	AM8:45~PM8:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
吉田支店	AM8:00~PM9:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	○
燕支店	AM8:45~PM8:00	AM9:00~PM6:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
北	AM8:45~PM8:00	AM9:00~PM6:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○

◆五泉市

設置場所	平日	土曜日	日曜日	祝日	繰越機能
五泉支店	AM8:45~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	○
川東	AM8:45~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	○
村松支店	AM8:45~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	○
大蒲原	AM8:45~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM7:00	○

◆阿賀野市

設置場所	平日	土曜日	日曜日	祝日	繰越機能
あがの支店	AM8:45~PM8:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
分田	AM8:45~PM8:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
水原	AM8:45~PM8:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
安田支店	AM8:00~PM8:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
京ヶ瀬支店	AM8:45~PM8:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
ささかみ支店	AM8:45~PM8:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○

◆阿賀町

設置場所	平日	土曜日	日曜日	祝日	繰越機能
阿賀支店	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○
三川A T Mコーナー	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○

◆弥彦村

設置場所	平日	土曜日	日曜日	祝日	繰越機能
弥彦支店	AM8:00~PM9:00	AM9:00~PM7:00	AM9:00~PM5:00	AM9:00~PM5:00	○

※営業時間・設置場所等、変更することがありますので、最寄りの支店等にお問い合わせください。

